の通りであります。(三、(3)(ホ)の(ヘ))

そこで西について行き代金を受取つて来て貰う様、押名に依頼し押名が帰つて来る迄旅館で黒田、岸本、牧川等と共に待つて居る心算でしたが、黒田が急に「自動車を雇いに行く」と云い出したので、岸本、牧川と三人だけで知らない旅館に待つて居るのも変に思つたので私も自動車雇いについて行こうと云い出し、牧川、岸本には自宅へ帰るように行く時云つたのですが、ふと押名とあまり深い親交もなし、又押名一人つけてやつた事に不安も感じたので、被告人は牧川にお前は今行つた二人のあとを追い金を貰つて小金町の自宅の方へ帰り夕食の仕度をして置いて呉れといい附けたので(三、(3)(ハ))岸本と牧川は部屋を出た、それにつづいて被告人も出たが黒田は後かたづけをしておくれて来た。玄関では牧川が軍靴をはいてる為に短靴の被告人は一歩先に玄関を出た処西、押名は三百米位前方を行くのが見えた。そこで被告人は出て来た牧川に二人を指差して、「あそこに行く走つて追かけて行け。」とあとを追わせたのであります。そういう訳で西の目的と押名、牧川の目的は別個のものであります。被告人は後から出て来た黒田と岸本と三人で大通りを千代町へ向つて進んだが、自宅へ帰るはづの岸本も運転手の知人が有るから、話して上げませうと云うのでついて来る事に成つた事は顚末書で述べた通りです。

途中千代町交叉点にて自動車が夕方の事とて無いかも知れんと云う事を話合つた時、被告人が急行電車が久留米行は一番便利だと思つたので、その事を黒田に話した為に黒田がそう仕様と云い出し、結局自動車を雇わぬ事報告と堅粕も千代町からそう遠くない為に、そつちへ行つて押名、牧川の拳銃代金受領の件をたしかめる事と代金を貰つたら拳銃(証九号)を渡さねば成らぬ為に黒田が皆の行つてる家に行こうと云い出したので、被告人も用事を済ませる事を思つてついて行く事にした。其の時岸本も私も石井さんと一緒に帰ろう、拳銃を渡したらすぐ帰るんでせうと云うので被告人も用もすぐ済むものと思つたので、そんなら一緒に帰ろうと云つて堅粕へ黒田について行つたのが事実だか

ら西、黒田とは全然別の意志目的のため石井、岸本、押名、牧川の四人は出かけたので有ります。

(ロ) もし福岡旅館で話があつたと致しますなら西等は黒田の言葉によると犯行現場を前日から定めていたと云う事ですから、被告人等にその場所をいはねばならず、黒田は他処者の為に道に迷い、私達は道中通行人に訊ねて黒田の云う学校の処の大通りと云う言葉でやつと目的地の近くへ出たのですが、被告人は福岡市の人間であり、西との間に話合でも有つていたら、市内の事情を良く知つて居る被告人が行先さえ明らかでありません処の、黒田の案内などで行く事はないのです。現場見取図で御参照下さい。大通りを行けば疲れずに近距離で行ける処の目的地へ、逆に引返して迄黒田が前日通つたらしい道を通り、裏路地の様な処を連れて行かれて西の居ると云う家の方へ進んだのであります。此の道は前日西と黒田が通つた道だと思うのが一番妥当だと思はれます。その為に黒田は道に迷つたのでありますと思います。

お互に悪事をやるなら場所、時間、方法、利益の分配等々を良く詳細に打明け成否を検討し、それからやらねば成功するものではないと思います。「裁判官の云う様、(原審筒井判事)『旅館で話合ないとて暗々裡に知つた』とか『目で合図して知つた』とか『私は神様でないから間違つているかも知れん』とか、五人の相被告人が一緒に居る処で黒田が目で合図か何かして、それで強盗を仕様と云う黒田の意志を被告人だけが感知したような出鱈目な事で、人間が原審のいう重大な犯罪に加担すると考へられるのでせうか。「何の相談も受けん者が目で合図して何が分かると云はれるのか」又此の重大な原審の認定事実を暗々裡に利益もなしに加担する人間がいたら共の人は精神病者かあたり前の人間ではないと思います。まして相談なしに他の計画に同調するという事は考へられますまい。然し拳銃を売るという目的のためなれば金を渡すと云う処迄出かけて行く事は不自然な行動ではありません。

かくして西とは相談なしに被告人及び岸本は黒田の案内で堅粕と云うだけの町名も家も判からん漠然たるまゝ黒田に

ついて行つたのであります。目的があくまで拳銃の売買と云う事のためです。之は岸本や被告人の一審から原審と一貫して供述して居る事実であり、警察でも其のように述べたのですが、警察官の不法の処置により殺人の目的のために行つたように記載されているので有ります。

(ハ) 一方西や押名、牧川、藤永の事について各人の供述から考へますと西は中島方に最初入つて行つて、其処で当日の取引場所が浜利食堂に成つた事を知り、中島方を出て熊本文造の自転車を目標に浜利飲食店に赴いたと云います。そしてその間押名、藤永、牧川等に『余りうろついては都合が悪いから』の旨伝へて浜利に入り熊本文造と談合して再び中島方に行つています。

西、熊本、翁が中島方に入つて行つた時黒田がやつて来て押名、藤永、牧川に対して「現場見取り図に示す(イ)点へ」石井等が来ている。拳銃代金は向うで渡すから。こつちへ来て呉れといつて三人を連れて(イ)点の方へ案内している。」之は西、黒田の話合ではなく黒田の単独意志であります。又もし西が押名、藤永、牧川に現場を教へていたのなら何も連れて行つて悪い中島方附近や、浜利飲食店の附近迄連れて行く必要は西になかつたのです。然し事実は被告人と同様旅館を出る時西が堅粕の友人の処に預けて有る金を貰つてやりませうと云う為について行つたから、押名、牧川は代金受領の目的が有るので西についてまわつた訳です。西も都合は悪いが連れて廻わらずには仕方なかつたのが事実であります。そして西は熊本文造や翁祖金の目をかすめて手附金の中から拳銃代金を支払う事をたくらんでいたものと思いますが、西、熊本等が中島方へ行つてる時、黒田が自動車は雇はず歩いて来て私等が来てる事を三人に告げて金は其処で渡すと云つて連れて行つた為に、西は熊本からも金を自由に取る事の出来なかつた事などの為に計画通りに行かなかつたのだと思います。(三)(3)(ホ)の(ヘ)(3)(ヘ)など該当部分

(ニ) 黒田は被告人等に自分が先方へ行つて拳銃代金を貰いに行つてる三人を連れて来るからと呼びに行つた間。」被告人

と岸本の両名は現場見取図(イ)点で待つていたのですが。

それ迄の黒田との顛末を少しく詳しく説明致しますと、千代町の交叉点附近で結局自動車雇いを止めた黒田が、西の居る処へと裏道づたいに福岡中学の横を通り見取り図(イ)点に出てそのまゝ真直ぐ線路を踏切り、畑を越えて大通りの裏道に入り見取図(ヲ)点へ出たのであります。

謄本二十八頁八行以下（二十九頁該当部分）の被告人供述書では、福岡旅館を出て判示犯行現場に赴いたとき、国道踏切附近で黒田は相手を殺す場所は味噌会社の倉庫の横で有ることを前以つて指示し、相手の四名を自分が一人宛連れ出して一人宛殺す……中略……是非加勢を頼む。」と黒田から依頼された如く供述していると申される訳ですが、之は前述(三)(3)(チ)で申しました如く警察官の勝手な記載で有り被告人の口からの供述では断じてないのであります。良く考へればすぐ判る事で有ります。

現場見取図でも明らかに示す如く国道踏切を通つては居ず、国道踏切附近と云う言葉がこの時の説明の時に出る筈が有りません。此の警察の調書がどうして出来たのかと思いますと、之は岸本の供述（記録一〇一四丁以下）中三十一頁末行該当部分、事件後の事で被告人が事原審第三回公判調書中被告人岸本の供述（記録一〇一四丁以下）中三十一頁末行該当部分、事件後の事で被告人が事件後一人に成つたので大通りの方へ走つて行くと、そこの大通りの踏切の処で黒田、押名と丁度そこへ来た岸本と会つた時に黒田が之に良くにた事を云つたので有り、岸本の供述として前記の記録一〇一四丁以下の

それから現場を逃げる時黒田は「自分が浜利飲食店に行き二三人連れ出して来るから待つていてくれ、前に殺した男を連れて来る時云々以下。今度外の者を連れて来たら怒らぬ様すぐ殺して呉れ」の旨

があり、この引用に於て原認定に多少の歪曲が感じられますので記録を見ますと、その場所は鉄道踏切の処であり、被告人も一緒に居て黒田の話をきゝそんな馬鹿な事は出来ないと云つて怒つていた旨が記載されてあります。

こゝで前掲の被告人の供述と云うのにかへりますが、若し黒田が福岡旅館からの道中該当場所附近で話をして加勢を依頼したのでしたら、岸本も同行して居たのですが、聞いていなければ成らん筈であります。それならば後で岸本一人に加勢を依頼する必要はない筈です。

此の二つの事を個々に一つは被告人に一つは岸本にと区別した、原審の裁判長の常識をうたがい度く成ります。どちらか一つしかない筈の性質のもので有ります。

もし前の方が本当で有れば一緒に居た岸本が云う事は嘘となり、後の岸本の云う事が本当ならば被告人の供述と云う警察の調書なるものは根拠のないものです。一緒に行動を共にし同じ場所に居た岸本、被告人で有りますから岸本も無罪であり、被告人が有罪ならば岸本も有罪でありませう。そうして国道踏切附近で黒田、岸本、押名、被告人の四人が出合つたのは殺人後の事であり、岸本の云う事が本当であります。被告人は警察では明らかに黒田が国道踏切の処で事件後云つたと述べたのですが、そんな馬鹿な事が有るか、人を殺して後から殺して呉れなんて嘘をいうな。人が死んでるのだから後でも先でも同じだといつて警察官は調書を自分でどんどん作つたのです。検察官も右警察の書類を同じように見せて警察の供述はこう成つているといつて、黒田にたのまれてから殺したようにされて仕舞い、人が死んでいるのだから私も仕方がない。取調官の叱咤に自分が悪いのだから仕方ないと認めたのでありますが、しかしその為に無実の強盗罪迄が私につく事は考へませんでした。被告人は無実の罪には絶対に落ちたくない。たとへ外の刑がどんなに重い刑でも無実の強盗罪は承服出来ないので有ります。調書中の通らなかつた処の、国道踏切附近で云つたと云う言葉がすべてを説明し物語つて居ります。

(ホ) 猶又その附近で現場を指示し教へたという黒田の言分を検討致します。

(1) 判決謄本十六頁以下司法警察官聴取書中謄本二十頁迄該当部分

黒田　私と石井と若い者等は西等と別れて専売局の横道に入り、私は石井に「あそこが現場だ」と工業試験場の前を教へ時間が早やかつたので三十分ばかり歩いて中島方附近迄行つたら、私は中島方を訊ねて石井等は現場に行つた。

(2) 判決謄本二十五頁以下第十回公判調書中（記録一、二二七丁以下）

私は西から「石井に現場を教へろ」と云われていたので、西と石井との間に具体的な話があつたものと思い、石井に現場を教へたが、右現場だと云うのは此処に相手を連れて来ると云う意味である。旨

(3) 判決謄本二十四頁以下第一回公判廷供述（記録八七六丁以下）

石井と共に最初西から教へられた現場附近に行き「こゝが現場だ。」と教へた上判示中島方附近まで行き石井、岸本には「現場に行つて居て呉れ。」と申して別れた。旨

と云う事であつて、黒田は現場を前以つて石井、岸本に指示し教へたと申しますが、若し事実が西と被告人との間に黒田のいう具体的の話があつたとし、黒田が西の命令で現場だといつて被告人並びに岸本に教へたと致します。

すると岸本は全然聞いて居らず、久留米の喧嘩と思つて信じ込んで居る処をわざ〳〵入り込んだ場所に連れて行かれ「こゝが現場だ。」と云はれたなら不審を起すでありませう。不審が起きれば必らず何事か訊ねます。そんな場合わざ〳〵連れて行つた岸本に、此処迄来て迄事情をかくす必要はなく、実はこれ〳〵だと殺人の起きる事迄話しませう。きうすれば(二)の始から終ひ迄の様な岸本に事件後いつたと云う様な事は再び起きる事はありません。黒田の現場を教へたと云うのは正真正銘の嘘であります。

教へていると云う事をあく迄証拠とされるなれば、岸本が無罪（強盗犯）であると云う判決は間違つています。第一不審が起きて黙つて居るものがいませうか問はれゝば被告人は岸本に何一つかくし事をする必要のない関係です。第

一検証見取図でも明らかな通り、福岡中学の前の道を通つて線路へ出て線路を踏切つて畠の中の道を取つて居ります
が、此処から現場迄は二百米以上有り、道は曲つて居り之より百米位い行かねば現場は見えません。(イ)点からは絶対
に見えないので有ります。そこから漠然とした指示で何が分りませう。又(3)で今度は現場迄きて「此処が現場だ」と
指示し教へたと成つています。(ホ)の(1)と(3)は二つの意味は全然違います。黒田は口から出まかせの事をいつて居るの
です。

第一審廷の黒田の供述をよく批判して下さい。嘘を云つては裁判長に「実際はこうだろう。」と云はれれば、申訳あ
りません。その通りですと云い、西に気の毒だからと西のせいにし、自分が罪責を逃避しようとするのを他人の故に
と弁解し、それでいながら西が石井がと何もかも自分を守るための嘘を云つてるのです。私の極端な推察では前日現
場へ西が連れて行つた云々は、之も嘘で二人が一緒に良い場所を探したのかも知れません。黒田はそんな男でありま
す。(2)では(1)(3)と違い西から命令されたからと云つて居ります。一体何時何処で命令されたのでしようか。
福岡旅館を出る時黒田は西から自動車を雇つて拳銃を受取つたら堅粕へ廻つて呉れと云はれて云い附け通り自動車を
雇いに行つている事は、同席にいた押名、牧川、岸本、被告人等の知つてる事で有りますが、それに具体的な話が有
つてるのなら、かくれて黒田に云はず共被告人等に「黒田から現場を聞いて下さい。」と位い申すでせう。まして黒田
と西が一緒で被告人等の側を離れた事は有りません。現場を教へたなど云う黒田の供述は嘘だと云う事が分かりま
す。又福岡旅館で話合ひをしていないと云う事は二、で詳細に述べた処でありますから、それを「黒田がどんな意味
を持つて」「あすこ」が(又は此処)現場だといつた処で、岸本や被告人に判る筈が有りません。
若し此処で黒田が事実の意味迄説明し、現場は此処だとでも教へたのならそれこそ岸本も有罪で有る筈です。から原
審ではかゝる事のなかつた事を認めて居るのも同然です。さすれば被告人と岸本の罪名は一方は殺人罪だけ、一方は

強盗殺人と云うのはどこから割出されたのか、歳が多いと云う為か裁判長の云うような暗々裡に知つたと云う為か、
人間が何の関係も無い人と暗々裡に強盗殺人を加担してやろうと思いしたといわれるのか、絶対にそんな事は有るも
のではないと思います。
黒田の真意は仲々判断に苦しむのでありますが、黒田は部分的に再三供述を変へて居り、自分に有利に成らん事は人
の迷惑に成ろうと平気で嘘をつくと云うことは全供述を批判すれば御判りと思いますが、福岡旅館の部分では「石井
は喧嘩と西にだまされたと思ふ。」とか、十回公判では前示供述(2)のすぐ後弁護人の訊問に対しては再び
問　被告人はこれ迄の公判で石井は西に騙されて居たのだと、切端つまつて石井は拳銃で発射したのだといつて居るが、
此の通り間違いないか。
答　間違い有りません。
と断言して居ります。
すると之と(2)の具体的な話が西からあつたものと思い二人連れ出して来る処はこゝだと石井、岸本に云つたと云う事
と、西から命令されたのだという事などどう云う関係があるのでせうか。黒田こそ自分から先に喧嘩とだました張
本人でいながら、私は居らなかつた事で知らなかつた。などと西を折半以上の責任のすべてを西に負はし附けていま
す。
此の現場を西の命令で教へたなどと云う嘘も同じ意味だと思います。「私は石井に西の云う通り現場を教へた。」「石井
はそこで人を殺したのです。」「殺す事についての話合は石井と西の間で有つた筈で、私は石井が殺したのでその加勢
をした丈です。」「私は二人の連絡係を務めた丈の事であります。」
又原審判決の刑量から考へますと、判決の趣旨もこの辺にあると思います。犯情に酌量すべきものあり等々。飛んで

もない主客顚倒と申さねば成りません。

一ケ月前から西に随従して大金の奪取を謀議した黒田が、いよ〳〵決行と云う事に成つて人に渡しませうか。黒田と西は一心同体だつたと云う可きでありませう。其のため或る場合など黒田は西の考えより先走りして単独の判断をして居る事はしば〳〵であります。そして逮捕されると泣べそかいて、西が、石井がと、罪の転嫁をすることによつて自身の安全をはかつているのであります。泣いて嘘を云う黒田の言葉が信ぜられ真実の故に声高く主張する被告人の弁明が斥けられている現在、現実には何を考へ何をいつたら良いのでしようか。泣く涙にも真実と偽装のものが有ります。すべてを綜合し厳密な批判をたまへば、黒田が三千円の貸金欲しさに西に随従し、詮方なく同意したとか恐ろしく成つたから途中で逃げたとか云う、云ひ逃れや誠らしく装う彼の涙が如何に偽装なものであるかは判断するのにむずかしくないと存じます。

この現場を教へたか否かと云う事はこの事件の第二の鍵であり、教へたと云う黒田の言葉は重大な意味を持つています。再三申すようですが教へたと云う事は之を証拠とすれば岸本も又有罪であらねば成らないので有ります。全然通らない見えない場所をどうして教へる事が出来ませうか。

そして現場見取り図(ヲ)点に至り、黒田はそこであそこの附近に皆は居る筈だからと申し、中島方附近の火の見櫓、銀杏樹の方を指差してすぐ、金を皆が(押名、牧川)貰つていたら連れて来ますから貴方方は線路の近くで待つていて下さいと云うので、被告人等は早くたのみますよ、とたのみ、黒田は行き被告人等は今通つて来た鉄道線路をのみ意識して又その道を後戻つて(イ)点附近へ参つた訳です。黒田の云う現場附近で待つていて呉れ。といわれたのなら(イ)点などと現場より二百米も離れた現場も見えない様な処へ行つて待つ筈が有りません。又前もつて本当に教へられているのなら何をこのんでそんな処で待ちませう。(イ)点などへ行かず(チ)点附近に参る事も出来ますのに「鉄道線路附近」

と云はれたので今通つて来た線路の処と思い、(イ)点で黒田、押名、牧川の拳銃代金を貰つて来るのを待つていたのであります。若し強盗殺人を計画しそれ〳〵の手筈を決めていた者同志なら何もそのようなまごろしい事をする訳も必要もありません。それこそ初めから現場で待機して居ればよろしいのであります。その上岸本と被告人は五分位立つて待つていたが、黒田達が来ないので先刻福中の前を通つた時野球をして居たのを思い出し、二人ですぐそこの福中グランドへ待つている間のたいくつな気持のため、野球をしているのをのぞいたのであります。之がもし今からすぐ強盗殺人をする人間だつたらそんなのんきな気持のためそんなのんきな行動をしていた訳であります。

又強盗でもして人でも殺すと云うのなら、被告人がもし岸本がそれを知らずに居るのなら、此の時でも岸本に話さねば成りません。その様な事のなかつた為に何んの話も出なかつたのであります。野球はしかしすぐ済んだので又元の場所へ引返へして居りますと、黒田が押名、藤永、牧川を案内して来たのであります。

(イ)点で待つ間の事を岸本の供述（第一審三回公判同人調書中）押名の来るのがおそく成ると思つて野球を見に行つたとある様ですが、実際は五分位ぼんやりまつて、退屈して彼等の来るのが遅いから野球をと出かけて見たのでして斯様な言葉のあやからお疑ひは何卒善意の御解釈を御願ひ申すばかりであります。強盗殺人をするべく待機しているのでしたらこんな気持には成りません。緊張したものであらねばならないと思います。が単なる拳銃売買と云う事についてなので有りますから、呆んやり五分間を待つ身は夕方と云う事も有り少しはいらだたしい気持ちが野球を一寸見様と思つたのであります。又黒田の供述の中に時間が早かつたので三十分位ぶら〳〵してとありますが、又判決謄本の認定によれば、七時頃福岡旅館を出かけた如く成つていますが、福中グランドでまだ野球をやつて居たので、被告人等が見に行つたその頃になりようやく薄暮のため野球が中止された様な頃で、球が見えなく成つて相当時間が経過

せねば夜にはならないのであります。又最初福岡旅館へ着いたのが四時頃で約二時間（十五分位で岸本が出かけ、一時間半位いで帰つて来五分位いで出かけたのですから）位して旅館を出たのですから六時過ぎにはすでに旅館を出かけています。時間の事は皆自分の記憶でまちまちですが、そのため七時だ八時だと申しますが静かに事実から推して行けば大体の事は判然りとするのであります。皆は時計を見たとかもつともらしく申して居ますが、其実時計は被告人位しか持つてはいなかつたのであります。皆推量でいつてるにすぎないのです。そして西が取引関係者と約束した時間は四時（西関係証人の言）頃と云う約束だつたのでからすでに三時間近く遅れている筈ですが、黒田の云う時間が早やかつたからぶら〳〵三十分して云々は、之又嘘で有ります事は明らかで、そんな状態ではなくむしろ被告人等は気がせいていた位いで、早やく帰へつて夕食を喰べ度い位いな気持だつたのです。それに遅く成つて押名達に会へなかつたらと云う気も有り、被告人等は黒田と急いで行つたのが本当で有ります。

(ニ) (ハ)に継続して申述べますと押名、牧川、藤永の三人は西が金を持つて来て呉れる間呆んやり待つていると黒田がひよつこりやつて来て三人にあちらで金は払ふ。石井や岸本も来ているからと云つて三人は黒田に案内されて来た模様であります。それはまだ西に会はない黒田が独断でやつた事であります。黒田は自分の意志ですべてをやつてる証拠で有ります。

そうして判示の如く計画があつて、全員を西、黒田がそれ〳〵を案内して来たと致しますと、西は途中現場附近を通つているのですから、藤永等三人にこゝが現場だ、後から黒田や石井が来るから待つていよ。位云つて現場に待たせて来なかつたのでせうか。同じ呆んやり待つのなら人目につく中島方や食堂のあたりに待たせてうろ〳〵させる事もいらんでせうし、不必要に飲食店附近に連れて行き又黒田が現場附近へと逆に案内して行く二重の手間はかける事はなかつたのであります。皆は拳銃代金を払うからと云う為について行つたのが事実です。それを黒田があつちで仕払うからと云う為について行つたのが事実です。それを黒田がうまく案内して来たのです。被告人は思うに西、黒田は此処迄に置いてもまだ拳銃は入手していないのであります。計画遂行に対する拳銃入手の手段をどうするかは、西は押名等は食堂の表に待つてると思い、黒田は西が何とか金を手に入れるだろうと、二人共まだ才覚ははつきりしていなかつたものと推察する事が出来ます。

(ホ) (イ)点で被告人と岸本と待つていると黒田に連れられた三人がやつて来ますので、被告人は先ず押名に石井「拳銃の代金は貰つたか。」と訊ねると押名は

押名「まだ払つて呉れず、貰はんので拳銃も渡さず、此処に持つている。」

と風呂敷を出して示しますので、被告人は黒田に詰問致しますと、黒田は「すぐ貰つて来ますから」といつてすぐ又今来た道を引返へして行つた（二十二年九月十六日一審池田裁判長関与現場検証調書中記録一、一二八以下の黒田、押名、石井の供述）

(ヘ) 已上の如くいよ〳〵現場附近で西を除く石井、岸本、押名、藤永、牧川、黒田が一緒になる迄被告人等は西、黒田に対しては単なる拳銃を売るために同行した事は明らかで有りますから、これらの総べての状況を綜合して御判断下されば、引用された供述証拠の事前に強盗殺人の話合をしたと云う事が全くの根拠のない処を先入感による警察官の無理な処置と、創作並びに一部の者の罪責逃避の嘘であることが判然致すと思います。

此の時未だ被告人等は喧嘩は久留米で有るものと思い込んでおり、そのため西、黒田は拳銃を買うのだと思つていたのであります。ただ若干不審に思はぬでもなかつたのは、西、黒田が久留米の喧嘩には先発隊がすでに行つてる様な話だつたのに、こんなに遅れて良いのだろうか位に思つて喧嘩と強盗などとは全く関連のないものゝため予想だにしなかつたのであります。例へば窃盗に行こうと話合が有つた者が匕首でも持つていれば万一の場合には強盗でもと連

想する事は可能でありませうが、喧嘩と強盗にどの様な連想が行はれ得るでありませうか。藤永、押名達が警察で初めは喧嘩と思い込んで居たが、現場に行つてその雰囲気から強盗をやると思つた旨申したと後藤実巡査部長は証言中に云つていますが、その様な事は実際には無理と申さねばなりません。又趣意書に申しました様に一審公判廷供述書中牧川頼之に対して裁判長は

問　「如何に鈍感なものでも何事か起きる位の事は感ずるのが本当だと思うがどうか。」……と云う如き誘導的訊問をなすが故に問はれた牧川は感じなかつたと云へば、お前は鈍感だと言はれるのと同様で有りますから若干のプライドからなどと危険な答弁をなし、この様な心証から一審では判決で当然無罪と成るべき牧川も有罪の判決を受けているのです。警察機構など完備した中央に於てはともかく、地方のそれを二十二年頃の未だ戦後の混乱期でもあり、罪人といふ事には惨酷な事が平然と横行していました。罪人を作る事が彼等の成績であり、人を罪するることに喜びさへ感じていたのではなかろうかとさえ思はれてなりません。

答　「薄々感附いては居りましたがまさか人を殺すなどとは思ひませんでした。」

河田道也君の証言書にも、椅子にしばり附けられたり殴打されたりした事実を述べて居ります。被告人等が如何にされたかを物語るもので有ります。

(ト)　猶以上の一端を証明する新しい証拠を申述べます。

黒田は事件後急行電車で柳河に帰へり、佐賀附近を逍遙し逮捕された様に申立て又警察の取調べもそう成つて居りますが、実際は其場から兵庫県赤穂郡佐越町倭　昇一氏の所へ行き、神戸三の宮附近まで走つて後佐賀へ帰へつて来た処を逮捕されて居るのが事実であります。その倭氏は当時より半年位い前から商取引の関係で知友の人であり、大き

な船を持ち、進駐軍の宿舎等有し、工場を持ち、土地の有力者だと云う事でありました。

被告人は黒田が旅館でも道中でも盛んに喧嘩の話をして親分の責任を負つて上方へ逃げる話をしますので、黒田に対して

石井「貴方はそちらに行つてあてがあるのですか、私も若い頃は少し遊んだ方だし東京にもかなりな親分の知り合いが有りますよ。紹介して差上げましようか。親分の為なら旅へ出ても幅はきくし、あちらでも大事にして呉れますよ。その位でしたら私も役に立ちましよう。」(三(ホ))該当部分に於ける雑談中にて云い。

藤永等は之を歪曲して「石井は加勢をしようと相槌を打つた。」などと供述しているので有ります。(記録第三一〇丁以下)藤永清喜に対する検察事務官第一回聴取書中)

と私は申していましたが、道中でも黒田が上方に行くと強調しますので、ふと倭氏の義侠的な事を思い出し

石井「貴方が大阪神戸に行かれるのでしたら此処をたづねて御覧なさいとその場(見取り図現場畠の中の道中(ヲ)点の処に来た時分)で紹介状を書いて実印を押して、倭氏の住所をおしへ、黒田に与へたのであります。するとその話を聞いていた岸本が、丁度そこに持つていた移動証明書を与へ、(引揚援護局発行のもの)之を利用すれば六大都市でも大丈夫だといつて渡して居りました。

之がもし一緒に強盗殺人を遂行するべき打合せをして居たのでしたら黒田一人の逃げる手筈をするでしようか。万一の場合には被告人も岸本も逃げる必要が有ります。そのためには岸本の持つて居た引揚の移動証明書は一枚限りの貴重な品であり、人に与へるよりも自分自身のために必要品であります。強盗を一緒にやる者が人の事などかまつて居られるものでは有りません。又被告人も相手を紹介するにも相手の気持に対する面子も考へます。ルンペン同志のかくまい合いなら、強盗でも人殺しでも平気で依頼するでせうが、被告人等の如く当時面子が唯一つの信用で商売をし

て居り、相当の社会的地位ある相手の人に強盗殺人をした者をかくまつて呉れと頼めるものではなく、又たとへ相手をだまして居てもかゝる事は早晩に暴露されるべき性質のものであります。初対面の黒田をたすけるために知己に迷惑をかけたり、自己の面目を失するが如き愚は致しません。唯黒田が喧嘩でその責任をもつて逃げるといふのでその気に成り、倭氏を紹介したので有ります。（証拠書類中の倭昇一氏の証言書並びに黒田の証言書）

五、判決謄本十頁中段以下十二頁後五行迄（殺人の顚末）

1.(イ) 各被告人の殺人の顚末はその判示の要旨など各人の犯行意志について述べてありますので、前後の事情は判示文を省略して考察をすゝめます。

(ロ) 事実を申述べます前に一応説明致さねば成りませんのは、各人の供述が一回一回取調べの訊問される毎に異つて居る事で、一体どれが本当でどれを信じて良いか見当もつかぬ程に混乱している事であります。之を考へますに黒田について申し述べますと、黒田は自己の殺人遂行時に於ける責任や意志の存在点について事実を隠し、逃避せんとする卑劣な言動であると断言してはばかりません。

牧川、岸本、押名、藤永等は事実に於て意志のなかつたものを有つた如く脅迫的誘導に供述させられたり、記憶の希薄なために混乱した思考にむしろ無責任な思い附きを申し述べたり、調べに当つた係官より、岸本等の証言によれば四人を一緒に集めて「西が逃れ様として一言も云はん為にお前等は彼の為に重い死刑のような罪に成るぞ」とおどし、各人に云うべき言葉迄教へ、しかも各人の云うべき場所迄云つて聞かせてから調書を作成し、読聞せて「心配するなまかせておけ。」などと実に驚くべき事実を上申し、又証言書として出した事実を知り被告人はあいた口がふさがらず、こんな事が有つていた為に混乱した調書が出来各人の申立が一目見ても分かる様な出鱈目な事に成り実にかゝる事の為に間違つた認定をされるに至つたものと確信することが出来ます。（岸本文彦の上申書並びに証言書参照）

たとへば原審で無罪に成つた牧川頼之も意志薄弱と右の様な事情の為に自分の意志ではなく、事実犯行には全然関係のなかつたにも関はらず「命令された」「そして見張りをした」如くに警察では供述させられ、そのため第一審では有罪の判決をうけて居り、押名は原判決認定では牧川と一緒に麦畑の中にいた事を事実と認められた様に（謄本十一頁三行以下五行）事実麦畑に居たのですが、警察の調書などには殺人現場を様子見に行つた如く成り、見ても居ないものをさも見た様に成つて居る事は全く犯罪をねち造するための誘導が有つた事は間違いのない事と存じます。そして彼等は第一審では極力弁明も少しはして居たが、それが終いには面頭くさいどうせ俺達の刑は僅かだから、何でもかもうかい、懲役に行く方が裁判で長くとやかく云うよりましだ。と半分やけに成つたような意志の弱い事を申していたので有ります。

已上は顕著な例のみでありますが外にもかゝる事のある諸点は御批判下されば判然とする事であります。

(ハ) 各人の犯行意志は三及四で詳述致しました如く(イ)点に至る迄は知らなかつたのでありますから結局無かつたと断言致します。

先づ此の点について原判決の誤認はあります。

牧川、押名の二人は一緒に麦畑の中に居ました。その一人の押名丈には見張りをし、強盗殺人遂行の幇助をする意志が有つたでせうか。それが牧川の警察供述の如く命ぜられたのでしたら、一緒に居る押名も命ぜられていたでせうがこれは事実命ぜられていなかつた事は牧川の無罪が証明致します。すると牧川、岸本だけを放置して藤永、押名丈に被告人が命令したのでせうか、命令するとしたら自分の家の親しい者にこそ命令でも何でもするでせう。押名がどんな気持で居たのかそれは結局自己の意志で有り行為で有ります。麦畑に居た事さえ知らなかつた被告人はそれがどんな目的で有つたか判りませんが、その麦畑は線路を越へた向う側であります。線路は一米五十以上もはばが有り、

築堤の如き基盤を有しているので、その麦畑より現場附近を注視する事は出来ず、見張るといふ事は不可能です。又その様な場所での見張りが如何様な役に立ちませうか。黒田はすでに熊本等二人を道路より引込んだ空地に連れて来ているのですから、そんな処にいるより、見張りなら空地の入口を塞いだら良いでせう、そんな二十米も三十米もはなれたしかも麦畑の中などに居る必要は有りません。喧嘩と云う黒田の話しにとばつちりを受けぬ為にそんな処に行つて様子を見て居たのが真実と思います。

又藤永の同人供述として（謄本三十四頁以下三十六頁後四行該当部分）押名が私に風呂敷包入り拳銃を渡したので私は殺人現場附近のポプラの木の下の処に座つて待つていた旨の供述が引用されてあり、之は勿論銃砲等不法所持罪の証拠に引用されたのでありませう、がしかし事件としては一連の継続性を有するものでありそう判断されて当然で有りますから、風呂敷包のまゝ拳銃も出さず逃げ様とした場合何の役に立ちましようか。風呂敷をつきつけて驚く人間はいますまい。まして黒田の供述として（第一回（一審）公判調書中）

「石井は翁を殺すとき、熊本を別の処へ連れて行けといゝました。そしてその意味は熊本が居ては拳銃一挺しかないので逃げられたら都合が悪いと思つたからだと思う。」旨

を供述しています。黒田がどうして此の様な事を云つたかは後述致しますが、逃げたら困るものを別の所へ連れて行けという位ならば、藤永が持つている拳銃でたとへ弾は出なくともつきつけて脅せば、何も持たない黒田につけてやるより遂行の手段としては賢明でありませう。そして押名の検察官聴取書によると（判決謄本四十頁後四行以下四十一頁中該当部分）西は「初め棍棒で後方から殴りつけてやるかもし抵抗するなら仕方がない拳銃でやつつけよう拳銃を身体につきつけて脅せば参つてしまう。」と打合せていた旨

供述して居ります。その打合せが本当で有れば何も藤永に拳銃は包んだまゝ見張り、（当局の云う、）なんかに立たせな

くとも二挺の拳銃で脅どし、岸本の持つてる日本刀も有り黒田も短刀を持つていたので有り、場所は引込んだ空地ですからしかも袋地であり、入口をふさぎゆつくり拳銃つきつけて六人も居る事ですし、どんな事でも出来る事で有ります。熊本を別の処へなんかやる必要が有りません。又其の方が完全でありません。相手が逃げ出してからでは弾の出ない拳銃では役に立たぬでせうが現場の如き袋地の空地であれば充分に役立ちます。入口を押へれば相手に逃げられる事は有りませんしそんな事を心配する必要もなくなります。

結局押名の供述も嘘であり、黒田の申立も嘘で之は云い逃れで有り、熊本を連れて行つたと云う事の意味や石井から命ぜられたなどと云う事は絶対に彼の作り事で、被告人は二人の人のそばへも寄つてはいないのが本当だし、被告人が来て二人と黒田を見て線路よりの道路の端の方に立留りかけた時、黒田はすでに一人の男に何ごとか云いながら道路に出て来て倉庫の前を通つて行つたので、まだ三間か四間行きつゝ有る時、一人の人も道路に出て来て突発的に間違いが起きたので有ります。考へて見ても分かる通り人通りのある道路へわざ〳〵連れだし殺傷したり折角黒田の言によると逃げられない様にしかも感づかれない様に連れて行つてる人がまだ三間や四間の処に居る時、拳銃を発射させたらそれこそ驚いて逃げて仕舞うでせうし、黒田は拳銃は持つて居らず、藤永は拳銃を風呂敷に包んだまゝポプラの下に座つていたと云うのですが、こんな事で目的がたつせられると云うのでせうか。又話合つたと云はれるのでせうか、一部の人間の嘘は犯罪を構成させる為には都合良い所の嘘の供述が有りませうが、現実に真実を思考する時一人の人間の嘘や先入感による取調官の無理な調書だけの表面だけを見て処断される事は間違いで有ると思います。

右の様な訳で藤永の見張云々は之も誤認と申せます。

次いで最つとも重要なものは岸本文彦の供述であります。

証拠に引用された同人の供述から岸本の犯意を殺人意志のみと原審は認定断言しているのでありますが（謄本三十頁以下第一審三回公判供述中）

黒田が来て一、二回往復して石井に「喧嘩の相手が二人来た」と申し石井を連れて行つた。それで負けたら加勢するつもりでうろ〳〵していた。と有ります。被告人と黒田が計画をもつて此のごたんばに成つても岸本をだましたのでせうか。決してそうでは有りません。被告人は岸本の云う様黒田が「喧嘩の相手が来た。」と云うのを信じ、加勢して呉れと哀願するのと拳銃を借して呉れと云うのを断つた為に、様子を見てみようと思つて黒田の後にしたがつたのであります。こうして黒田の犯意はともかくとして、被告人は万一の場合は加勢しても良いと思つて行動にうつたので有ります。喧嘩と思つたからの事で、岸本も同様にそう思つたからと供述しています。しかしそれがただちに殺人の意志を持つていたと云う事では有りません。勿論万が一といふ潜在意識が喧嘩と云う事について生じていた事は厳密について否定出来相もありませんが、意志の上に現われたかと云う事は別問題であります。意志は喧嘩といふ事であります。そうして被告人が前以つて強盗をやると云う事を知つてたならば、岸本や牧川に云はぬ筈もなく、岸本も知つていなければ成りませんし、黒田は何も喧嘩の相手が来たなど云う必要も有りません。黒田は拳銃がどうしても手に入らんので、ついにうまくだまして被告人や岸本を現場に導入したので有ると申さねば成りません。各人の犯行時における意見を述べました。

2.

事前の顛末

(イ) 事前の顛末について詳述致しますにもあまり各人の供述が混乱しているので、何を基本にすべきか迷ひますが、やはり当時拳銃を売買すると云う事について被告人がその当事者でありますので、少なくとも押名、牧川、岸本より正確な記憶があると存じまして、被告人の過去の供述を基準にされても誤れる事には成らないと思います。

警察検事局の調書は司法主任の松尾利三氏を告訴する位出鱈目な物で有りますので、第一審第二審の公廷における供述調書が正しいので有ります。

第一審池田裁判長関与現場検証調書（記一、一二八丁以下）中。黒田が数回被告人と浜利飲食店並びに現場間を往復したことについて、その回数やどの時どの様な会話がなされたか、ある程度詳述している様ですが、頗雑に黒田が往復した事は確かで有りますが、各人の記憶が不確実である事は無理からぬ事でありまして、黒田、押名又被告人でさえ三回、四回と場所回数を割切つて供述していますものゝ実は五回で有つたか六回で有つたか、とにかくひんぱんに来た事は事実だと申し述べる以外にないので有ります。

この時の供述は大体の事で有つた事を御諒承下さい。

そして事情を御判断願ひます時は、この回数と云う事にはかゝわりなく、その間の会話を中心に事実を推察御願ひ致します。説明申しますと押名は黒田と別々に被告人等の処へやつて来た様に述べていますが、藤永や牧川の警察供述等によりますと、第一回目に彼等三人は黒田の案内で来て居る事を供述して居りますから、一緒に居た押名だけが別々で有る訳はなく、当然一緒でなければ成りません。その為に押名が一回目に黒田に会つたと云つてる事は、被告人が二回目に（一回目は黒田、押名、牧川、藤永）会つた時と解するのが当然の事と思います。先ず四人が来た時先頭の押名に「拳銃代金は貰つたか」と訊ねますと、押名は「まだ貰つてないので拳銃も渡さず此処に持つている。」と申し、黒田や西も此方へ来るそうで「此処で払ふと云つていた。」と申しますので、そこに来ていた黒田に「拳銃代金はどうなつているのか。」と訊ねると黒田は「私が今から訊ねて来るから。」といつて今来た道を引返へして行つたのでありますが、間もなく黒田は引返へして来て「今先方に四人位来て話が有つてるので拳銃代金はもう暫らく待つて下さい。」といつて又引返へして行つた（その時被告人は黒田と二回目、押名は一回目）その時すでに黒田は二人（翁、

熊本）と一緒に現場の空地に来ていたらしい（黒田の供述では来ていた）三回目に来る前すでに二人を連れて来てながら被告人等には今まだ話合が有つてるから待つて呉れと云つて引返している。黒田は拳銃の金をどうする心算りだつたのか。

そして猶此の黒田が空地に連れて来たとき、被告人等はその二人の姿を認め得た如く警察供述では記載されていますが、若し之が事実でしたら大通りに四人も立つて居るのですから、先方も気附く筈ですし、黒田が二回も三回も来た事も知るはずで、黒田の云う会社の人を連れて来るとか倉庫の用意をして居るなんか云つたとしたら、たとへ翁、熊本を「たぶらかした」としても道路上に居る被告人等との間を走り廻ればそれこそ変に思ふでせう。しかし事実は私達の居た現場より三百米位はなれていた。（見取図）(イ)点は道が彎曲してる為に現場からは現実には見えないのが本当です。さすれば被告人等も翁等の姿を見た者は居ないのが本当で有ります。此の供述が如何して出来たかと云う事は警察官が作り話をさせたと云う岸本の言葉を考へる時、全く見もしないものを見たと云う事に成つていたり、背の高いのが支那人とか低いのが日本人とか絶対に云つては居らず、警察官が此の言葉は云つたので人間一寸や二寸位の違いで「帽子をかぶつたり」「たおれて居る」人間を見ただけで分かるはずもなく、まして二百米も離れた処から日本人、支那人のくべつなど出来るものでは有りません。之は警察官の誘導訊問や勝手に記載であると思います。結局黒田は二人の人を空地に置いて被告人の処へ来たのですが、被告人が再び金の請求をしたので黒田は「今向うに四人居て話が附かぬから」と云つて引返へしたのであります。そこで被告人等は黒田は中島氏の方へ行つたのだと思つていましたが、被告人等がぶら〳〵と(ロ)点迄来ました。私はすでに黒田とは皆を連れて来た時と、今話が有つてるから云々といつて来た時と二回会つてる事は押名や外の者の言でも正しいのですが黒田は(ロ)点で始めて会つた如く申して居ります。しかし一人より三人と云う事が有ります。黒田の言は間違いで有ります。然も黒田の供述は驚くべき嘘の申

立ばかりに一寸おかしい位であります。黒田の警察検察官調書供述を引用しますと、熊本等を連れて来て被告人等に対し「今二人を連れて来た。そして九州味噌醤油会社の前にまたせて居るが取引の相手を早く連れて来て呉れ。」といつてるからと云うと石井は「まだ早い」といつた。十分位待つたが仲々石井が来ないので石井を呼びに(ハ)点まで来まするといつて来た時と二回会つてる事は押名や外の者の言でも正しいのですが黒田は(ロ)点で始めて会つた如く申して居ります。しかし一人より三人と云う事が有ります。黒田の言は間違いで有ります。然も黒田の供述は驚くべき嘘の申

行く」と云いましたので、熊本の居る処に引返へしました（黒田の警察供述と検証調書を綜合して黒田の言動としました）と全然事実と違つた事を申しました。

事実は引返へして一人で来た一回目の時「今話合が有つてるから」と申したのではなく「喧嘩の相手が二人来ている。」と云い「急ぐから」と申したのであります。

此の事は岸本の第一審公判供述（引用証拠中謄本三十頁以下中）黒田は一、二回往復して来て石井に喧嘩の相手が二人来たと申して石井を連れて行つたと云ふ処が有ります。之を引用する以上黒田の供述は正反対のものでありますから嘘だと認定されているものと思います。

又拳銃を貸して呉れと云つたと云う事は、押名の供述にも「又黒田がやつて来て石井に「今二人連れて来るから拳銃を貸して呉れ。」と云つたとあります。黒田は石井と西とが何か具体的な話が有つていて、私はその連絡をしていたのだとの如く供述していますが、事実はなんとかだまして拳銃を手に入れようとし「今喧嘩の相手が来ている代金は後でやるから貸して呉れ。」などと持ちかけ初志を遂行せんとしていたのであります。

にもかゝわらず後に起きた殺人事件の責任を全面的に逃れ様とたくらんで、前述の様な供述をして居る事は明らかな

事実であります。若し被告人等が前以つて待合せて居たのならば、何も十分位の時間を「早いから」といつて待たせ相手がやーやー云う迄放置せず、それこそ取引関係者をよそおい。話でもしてでも五分十分は時間もすごせるでせうし、その間に皆で空地を包んで仕舞えば良いでせう。それを事実の如く二百米も離れた処で「ボンヤリ」して待つていたり、黒田を二回も三回も往復させる必要は有りません。黒田は自己の責任を被告人に押しつける為に取引の相手が来たと告げた様な嘘を云つているので有ります。それが本当ならば岸本についての引用証拠たる「喧嘩の相手が二人来た」と云うのはまるつきり矛盾するものであります。

岸本の供述が正しいとするならば黒田の分は出鱈目と云う事に成り、黒田の分を取り上げるならば、岸本の供述は嘘だと云う事に断定きるべき性質の供述でありますから、絶対に両立することを許される言葉では有りません。そしてそれを同時に引用きれた原審判決には重大な事実の誤認が存在し審理の不尽といふ事はまぬがれません。

結局黒田が二回三回往復して喧嘩の相手が来た拳銃をかしてくれといひ、現金引替でないと駄目だと云う被告人に黒田は遂に(ハ)点で「拳銃が貸せんなら責任は私が持つから来て呉れ」と申し哀願するので一応様子を見てみようと思い黒田のあとから五六間後れてついて行つたので有ります（以上検証調書三(1)の(イ)(ロ)(ハ)に随ひ）

3. 殺人の顛末

(イ) 已上の如く黒田は拳銃の金は後で払ふから拳銃を貸してくれと申して来たのですが、被告人があくまで現金引替でなければと断りますので、一方では取引の進渉が遅いといつて翁等からうるさく云はれるし、拳銃は手に入らないし行詰つてあせつたあげくばた〳〵走つて来てついに「責任は私が持つから。」と喧嘩の事を云い出し、加勢をして貰う心で黒田は「今そこで喧嘩をしてるから拳銃が貸せんなら一寸来て呉れ。」と申したので有ります。その様子に逼迫したものを感じたので（喧嘩と云う）喧嘩の相手が来て困つて居ると云うので、被告人は様子を見に黒田の後からついて五六間おくれて行つたのですが、黒田が何か云いながら一人の人と空地から道路に出て向うへ行くので、立留つて見ている処に今一人の人が出て来た其の時うしろから汽車が大きな音を立てゝ走つて来たので、其の方を振りかえつて今出て来た人の方を見た時、其の人がハツとしたかつこうをして急にパツと右のポケットに手を突込み何か黒い物を取り出そうとしたので被告人は喧嘩の相手は拳銃を持つて居てそれを出そうとしたと瞬間思つたので、殺られと思つた為に黒田達に売却のため持つて来て居た処の拳銃で本能的に身を守る為に持つて居た拳銃に手がふれ相手を射つていたので有ります。喧嘩と思い込んで居た為に其の人が飛びかゝつて来る人の気持は分らんですが、私は振り払つた時又今一人大声をあげて走りかゝつたので其の人も敵だと受取り向つて来る人に振りかへりました時、拳銃の引金を夢中で引いていたのであります。被告人は喧嘩の相手と思い込んだまゝ射つ様な事になつたのであります。其の時岸本が走つて来る黒田が後から射つた人を刺した時分、岸本も前の人があばれているのを刺したのであります。私は其の時通行人が三人位来るので走つて逃げて行つたのであります。此の事実を曲げている原判決についてその引用証拠を批判し度いと思います。

一、殺傷事件が道路上で起きた事

二、拳銃の発射が一間半以上距離をへだてゝ熊本翁になされた。

と云う事は黒田の供述（謄本十六頁以下警察官聴取書中二十一頁以下該当部分）の云う事が出鱈目である事を充分に説明致します。

先ず熊本等に対し現場に行つた被告人が「おそく成つて済ません」と挨拶したという事が本当で有り、黒田が被告人の命令で熊本に「一寸向うで待つていて呉れ」と云はれたと云つてその場を離れさせた後五分位して引返さうとすると、石井は翁と熊本を射つた如く供述が成つているが、此の供述が事実ならば被告人はすべての事情を知つて居た

とされても仕方が無い事でありますが、事実は被告人が現場に行く前に黒田は一人の人を連れて空地から出て来て向うへ行つたのであり、次の瞬間には汽車が来る黒田達はまだ三間四間も行つてない時翁との間に、突然に突発的に事件が発生したのであります。

若し被告人が事実を知つて居て二人に挨拶まで交したのなら何もわざわざ空地から道路へ連れ出し人通りの有る処などでしかも一間半以上も離れて射つ必要は有りません。其の上黒田が折角空地の中に連れ込んでいるものを道路迄又連れ出して殺す必要も有りません。又「一寸向うへと」と熊本をはづさせる事はより危険をまねく事であります。

黒田は自分が一人で被告人が到着する前に熊本を連れて行つてるので有りますが、熊本を連れて行つた黒田は第一審第十回公判でその理由を

翁を殺すとき熊本を別の処へ連れて行けと云つたがその意味は熊本が居ては拳銃が一挺しかないので、逃げられたら都合が悪いと思つたからと思ふ。」と申してあく迄被告人から命ぜられて翁を殺すため熊本を連れて行つたと云うのであります。が若し一挺でありましたのなら別ですが、之が計画的なら拳銃二挺と日本刀一本短刀一本と人間が六人居るのであります。一挺しか無かつたから熊本を外に連れて行つたと云う黒田の言葉は本当の様に聞へるが、事実の実状を見る時彼の言葉が嘘で有ると云う事は証明されます。まして今一挺の拳銃を持つて居た藤永の前を通り過ぎたと原審判決は認定しますが、之が事実なら見張り人の外へ連れて行くと云う事はおかしいし、拳銃の音を聞いたり見たりすればそれこそ逃げられるでせう。まして藤永は拳銃は風呂敷に包んだまゝ持つて居たのですから、いよ〳〵おかしい考へらん事であります。折角袋地の空地に連れて来ていた者を外へわざわざ連れて行く事は返つて都合が悪く、しかも三、四間しか行かん内に射つたとしたら逃げて呉れというのと同じであります。熊本が何の為にそこへ来て居たかと云う事を考へて下さい。

黒田の公判廷供述によればその空地の奥に見える倉庫に品物が入つている如く装い、黒田は連れて来て居たと云うので有ります。そして黒田はその倉庫に入るための門（空地の奥の門）を開けることに藉口して連れ出した事は、黒田自身の公判供述から考へられるのであります。

それ迄にその事で時間がおくれた事で熊本翁が怒つて居たといふ事は黒田の言葉で判りますから、黒田が門を開けるとか又は倉庫の方へ案内するとか何とかいつたので、熊本は諾々と連れて行かれたものと思います。黒田の云う「あちらに行つて待つていて呉れ」などと云う様な事を云つたら取引の仲介者と云う熊本は承知する筈が有りません。彼熊本こそ真先に品物を見てから買手の翁に話すのが道の順序でせう。黒田の自分の行為を人のせいにする為めの虚偽の申立である事は明らかな事であります。

そして黒田と一人の人が出て来たので被告人が道路の端に立留つた時、今一の人も出て来て居り、汽関車の轟音に吃驚して後を振かへつた被告人が、喧嘩の様子を見ると云う緊張が混濁して今一人の人（翁）を振りかへつて見た時、翁も私を見たが「はつ」としたかつこうをして「バツ」と右ポケットに手を突き込んで何か黒いものを出そうとしますので、翁が一歩さがるのと私が一歩さがるのと一緒位で、私は殺られると瞬間に思つたので、黒田達に売却の為に持つて来て居た拳銃に手がふれ夢中で引金を引いていました。その人は射たれても右のポケットから何か出そうとしまして、左手もそえていたが軍服のポケットに引かゝつて軍服が上に上つた様で品物は出かゝつたまゝ、私に飛びかゝつて来ましたので私は体を交はして払いましたが、体がねぢれて元にもどりかけた時今一人の人と黒田が走つて来てそば迄来て居りました。私は今一人の人が大声を上げたが横を通つて居る汽関車の音で言葉は分かりませんでしたが、私は喧嘩の相手がかゝつて来ると、突嗟に振りかへりざま拳銃の引金を引いて居りました（実地検証地図で分かります様道路のわきにある倉庫は四間に三間位いの家であります）被告人が現場にとどいて立留つた時黒田、熊本が

空地から道路に出て来てその倉庫のはしに行つた時に事件が突発したのですから、熊本は拳銃の音は十二分に聞いて居り、そのために引返へして来たのであり、黒田の論ずる検証の供述は嘘である事が彼の警察検事局一審二審を通じてひかくされますならば明らかで有ります。先づ第一に警察の供述

黒田　石井がやつて来てどうも御待せ致しましたと云い熊本と私に「一寸向うへ行つて待つて置いて下さい」と云いますので味噌会社の前に行きました。此処から現場迄は見えませぬ。距離は五十米余りあります云々

黒田　第一審公判供述（第一回）

石井がやつて来て、「私と熊本に一寸別の所に行つて待つていてくれ。」と云いましたので、私と熊本は九州味噌醤油連合会の表玄関の処に行つて待つて居りましたが、石井があまり呼ばぬので熊本と二人で現場の方に行こうとした時博多駅の方から吉塚に向つて汽車がゴーッと音を立てゝ通り過ぎました。そして石井の処へ行きますと翁が倒れて居りウン〳〵呻吟して居りましたので、熊本が「どうしたんですか」と聞きました処「今汽車が通りかゝつて撥ねられたんだろうと云いました云々。」

黒田　第一審第一回公判中

問　石井はどうして熊本を別の所へ連れて行けと云つたのか。

答　その時は判りませんでしたが後で考へて見ますと、翁を殺すに熊本が居たら拳銃一挺だし逃げられると都合が悪いと思つたからだろうと思います。

問　汽車の時間の通る頃に行つて殺すと云う事にしていたのか。

答　其の時通つたのは普通の汽車ではなく汽関車でしたから、何時通るか判りませんので左様な計画はなかつたと思います。

問　併し少し位離れた処に連れて行つても拳銃の音は聞えるではないか。

答　其の時は別に左様な事には考へも及びませんでした。（六問答飛んで）

問　被告人が熊本を連れて行つてる間に拳銃の音は聞えなかつたか。

答　聞えませんでした。

問　被告人が熊本と待つて居た処は現場は見えるか。

答　距離は「百米位」ですから其間に家がありますので現場は見えません云々の供述

黒田　第二審第三回公判供述中

警察で取調べを受けた際に係の方が「お前は西から命令されてやつた事と思うから其の通り述べて置けば大した事はない」と云はれるので、警察の方の私には悪く取計らう事はあるまいと思い西や石井が私に対して命令した様に述べたのであります。云々から現場供述にもどり

熊本のところへ戻つて見ますと、中華人が倉庫の戸をどんどん叩いて「初めと話が違ふではないか早く戸を開けろ。」と云つて居り。熊本が後から抱き止めて居り「今会社の人が中に居て都合が悪いからもう少し待つて呉れ、大体貴方こそ初めの約束を守らないではないか。」とお互に口論して遂には喧嘩と成りましたので、私が仲に入つて仲裁しようとしますと、今度は其の中華人が私に向き直つてズボンの方に手を入れましたので、私は、こいつ拳銃を持つて居るのではないか、と直感しましたので、石井の所へ飛んで行き「喧嘩をして居るから早くして呉れ。」と云いますと石井は「そうか」と云つて小走りに現場の方に行きました。其の時熊本は道路端迄出て来て私に手招きして来いと云いますので、其処迄行きますと、熊本は「何か往生した」と申して居りました。すると其の時汽関車が通り其後から又汽車が来たので後を振り返へつて見ますと、中華人が走り乍ら倒れかゝつて来たので、私と熊本はおどろいて其処へ走

ろうとしますと拳銃の発射音が聞へました。所が私と熊本はすれ〳〵のところに居りましたので、私は自分が射たれた様な気がしましたのでおどろいて其の場から逃げて仕舞いました。其の時の石井との距離はほんの五六歩で中華人の方は少し走つた上地面にしやがみ込んで倒れ、更にひつくり返つてしまいました。云々の供述

此の警察から一審二審の同じ現場の黒田の供述を良く考察願ひます如何に彼が嘘つきであるかと云う事が判ります。

警察では五十米も離れた処だと云い、第一審ではさらに百米位離れた処と云い、第二審では五六歩の処と云い、第二審の供述が此の処は正しい。なぜならば検証の地図を見れば分かります通り、工業試験場と味噌会社は同じ所に有るのですし、黒田のまがろうとした倉庫は被告人から五六間も離れていないそばに有るので有りますから、此の様に私が熊本を連れて行けと云つたと云う事は嘘で有り、黒田自身が供述している二審の文中にもその事は明らかです。黒田の検証調書に述べている事は彼の作り話で有り、百米も五十米も連れて行つて五分も待つて居たと云うのは黒田の嘘であります。早くしろと怒つていた人達が五分も呆んやり待つていたでせうか。前記の通り第二審三回公判の中に熊本と一緒の位置から後を振りかへつて見ますと、中華人が走りながら倒れかゝつて来たので、私と熊本がおどろいて其処から「走ろうとしたとき。」熊本が射たれたと申しています。黒田は僅か三間程向うに行きかけていたので有ります。

(ロ) 被告人が黒田と会つて現場に従つて行つた時から殺人迄の時間は余後の者の供述によりますと、如何にも五分十分と時間が有つた様ですが、それは彼等の錯覚で有つたと云はねば成りません。通りかゝつた汽車が押名、岸本、牧川によりますと、初め貨物列車が後に汽関車が通りましたとありますが、貨物列車が前に通つたのでありましたら、被告人が音にまぎ〻したと誤解されて居る様ですが、然し通つたのは汽関車だけでありました。それは牧川の警察供述によりますと

牧川「私が押名と麦畑の中に行くのと殆んど同時に残りの者は中国人日本人の待つて居る処に行つて居るのを見ましたが其の時上り列車が私達のかくれている前を通過しました。その時かすかに爆発音がし、更に間もなく「バン」と云う音がしました。」と有ります。

結局此処で牧川が列車と云う言葉を使つたために、警察官や検察官は被告人等は汽関車と述べているのと重複の如く考へす、汽関車と列車と二つのものが通つたと後では述べさせられて居る様です。たとへば牧川の検察事務官の聴取書は列車が通り汽関車がまた通りと二つになつています。

然しそれは警察で述べた列車が通つたという不用意な言葉のため、取調係官にさえも錯覚をあたへているのでありま す。牧川の、まして警察での私共がかくれる、三人は行く、其とき列車が通つた音がした、と云う短い時間の説明供述をしている中に今一台の汽関車を加へ得るでありませうか、牧川のこの列車ということが汽関車のまちがいでありただ一つ通つたということこの警察供述が此の時の情況を説明するに於て一番正しいものであると思います。

又岸本の二三度ぶら〳〵した後だつたと申していますが、これも嘘であることは被告人が道路に居て翁と話していたのでしたら岸本の通るのに気付かねばならず、藤永が現場附近のポプラの木の下に座つていたと申す事も見かけねば成りませんし、目の前で拳銃の発射音を聞かんと云う事を綜合して二人の申立ては事実で有りません。

二人は決して被告人を追い越しては居りません。来ていないのを居た如く岸本、藤永が供述して居るのは警察で事件の進展をそれ〳〵見て居た如く供述させられた為にそんな事を申し立る事に成つたもので、岸本の上申書が物語つています。

岸本は被告人が現場に到着して事件が起きたので、日本刀を抜きながら走つて来たのであります。

振り返りざま熊本を射つたというふのは、若し黒田の云うよう熊本が「どうしたんですか。」ときゝ「汽車にはねられた

んでせう。」などと被告人が云つたとしたら、目の前で日本刀を抜きながら走つて来る岸本や被告人と翁が争うている姿を見、三、四間の処で拳銃の音が聞えぬ筈もなく、被告人が返事をしてそれから射つたとしたら熊本は余程のどんかんな人間と云はねば成りません。

ましして鉄道線路は溝を越えたしかも何間と離れて居る事ですし、又今人を射つて置いて「汽車にはねられたんでせう」などと空々しい事をどうしていへませう。いくら冷血漢でもそんな事は考へられんことであり、黒田の作り話や嘘は数かぎりがない位であります。

その様な会話がなされていれば熊本は事態が如何様に成つているか気付く筈です。ただ黒田が門を開けるとか、何とか云つて案内して行くのに従いて行こうとしてる時に、拳銃の音がしたので吃驚して振りかえり走つて其の方にもどろうとした時、岸本が日本刀を抜いて走つて来るので何か大声でいつた時、被告人は相手がかゝつて来ると思つたので振りかえりざま射つていたので、その瞬間の虚脱状態になされたから、熊本は熊本自身で翁の倒れようとして居るのを見ても、逃げる判断どころかかへつて危険な方へ走つて来たのが事実で、逃げる事など考へるひまもなかつたと思うのであります。

已上の如く被告人が現場に到着するその時の汽車や翁のそぶりが此の突発事件の起きた原因の一つで、喧嘩と思い喧嘩の相手は拳銃を持つていると聞いていた為（又事実翁は拳銃を持つていた）に起きた事で、翁もあの場合知らない人間が来て立つているので何か危険を感じて持つていた拳銃をにぎつて次の瞬間には、私が驚いて飛び下がる姿に出さそうとした拳銃が軍服のポケットに引つかゝり、おろたへていた為に出なかつたものと思います。

黒田の云う様なかなりの時間が有つたとしたらおかしく成ります。

一間半以上の間かくをおいてしかも道路へ出て来た人とこんな事に成つた事は、喧嘩と云うため様子を見にゆかんと

し、汽車の轟音と翁のそぶりの何かを出そうとしたのを拳銃と連想した被告人が、一種の痴呆状態が生んだ誤殺であり、何も良く考へて判断する間の無い間に発生したものでそれも喧嘩と思つていたからこそなされたのであります。相手が拳銃を持つていると云う話の先入感も手伝つているのであります。

もし警察の云う様な強盗の事情を知つていたら、それこそ側によつて空地で拳銃をつきつけて万一の失策の無い方法で射たなければあたるかどうか分らん様な遠い所から射てば遂行の上に危険を生じるでせう。不幸な事に夢中でねらいもせず一間半以上も離れて射つた弾が、それぞれの胸部に命中していたと申しますのは、全く今から考へます時不幸な事で有つたと被害者の方にも申訳ない事と思うばかりで御座居ます。

(ハ) 黒田、岸本は被告人が拳銃を発射して逃げたように申述べて居りますが、事実は現場の事件直後の検証書類が物語つていることに照し合わせると嘘と云う事が明らかであります。

黒田も岸本も一旦現場から逃げてそれから集まり、二人を空地へ引入れて、そこで二人がまだ生きているので岸本が翁を黒田が熊本を一刺したと云う事に成つていますが、又押名も牧川も二人が一刺したその時の状況を二人の云ふ通り供述しています。

ところが事実は熊本と翁の受傷状態は両名の供述以外に翁の咽喉部に一ヶ所、黒田の匕首の傷があり、熊本の胸部にも岸本の日本刀の傷が有るのであります。この両名の供述と事実の違いはどこから来るのであります。然し両名が刺しているのを見たと云う第三者（押名、牧川）も、両名がそれぞれ一人を刺した丈と申し述べるのみであります。だが之は押名、牧川が来る前に岸本、黒田が刺した事が前に有るとすれば然も一回づゝです。

黒田は牧川と逃げた場所から一緒に来て居りますから、被告人が射つてすべての者が逃げたのではなく、射つて熊本が座る処を黒田が一刺した事は熊本の首の傷の状態が物語つて居り、検証の道路の血が物語つています。岸本も走つ

て来て道の真中で翁の咽喉部を刺したものと思います。首に傷が有り倒れた道路に血が流れています。そしてそこから引張つたあとが有ります。

猶黒田、岸本が第一回各人を刺して逃げたのは、被告人が射つてすぐ後で有ります。其の事は道路の血痕が物語つているのであります。拳銃創は「ワイシャツ」を僅かに染める程の流血で有る事は、医者の報告に有る通りで二人が倒れた道路上にはおびただしい血痕がしるされて有ります。咽を刺したからで有ります。

被告人が逃げた後刺して逃げて、後で黒田、牧川、岸本、押名、藤永が集まつてまだ生きているので又刺したのが事実と思います。被告人が射つて逃げてその時はそこには居らず、一人専売局の裏門の処に居たので有ります。

黒田は一度逃げて集つた時「誰か刺せと云つた」とか「熊本の手をにぎつて見たら冷たかつた」とか「死んでると思つたが皆に変に思はれるから一刺しした」とか「石井が金を取れと云つたから紙切れを見せ金はないと云つた」とかとにかく警察では警官に云はせられたのか、一審二審では云い直してはいるが本人が云つたとしてもこの位に嘘や間違いが多い事は驚くばかりです。私の想像では必らずしも黒田が心から全部こんな嘘を云つたのではなく、罪を作り上げる為の警察官の無茶な脅迫や、勝手に「こうだ」「こうだろう」と調書を作つたもので、被告人の警察の調書の中には全然供述してない事迄調書の中に作り込み書込んで有り、辻つまを合せて書いた心算なのが、おかしいかな「場所や名前を間違へ」居りもせん人間を居つた様にしたりして居る事実が有り、其の調書を作つた司法主任を告訴する位に有る現在、黒田始め皆の警察調書は正しいものでは決してない事が明らかな事実である事を、事実に照らして申上げるもので有ります。

被告人は専売局裏門（見取図(ニ)）のかげから様子を見ていたが、誰も来んので又現場の方へ引返へして行つたが、二人の人がうなつているきりで誰も居りませんので、一人で急に恐しく成つたので、走つて大通の方へ行きましたので

有り、黒田、押名が(ホ)(ヘ)の処まで逃げたと現場検証で云つてる事は嘘で有ると思います。

その理由は押名は反対の方向の麦畑の中に牧川と一緒にいたのでありますから、それに黒田と牧川はやつぱり(ホ)(ヘ)と反対の博多駅よりの方で、牧川が麦畑の中から出て来た処で出合い牧川の「待て」と云う言葉で又元の岸本達の居る現場に集まつて居るので有ります。

又被告人が熊本を射つた為に驚いて黒田が(ホ)の処迄逃げたのならば、被告人が黒田の後を追つた事に成り、被告人と黒田は出会はなければ成りません。又黒田、押名が被告人の後を追つて来たのなら(ニ)点で様子を見ていた被告人が二人に気付かねば成りません。あたりがうすぐらくても走れば足音でも聞えねば成りませんが、ところが返つて反対の位置にいた牧川が押名と一緒に岸本と黒田に出会つたと云う事は黒田の供述のいゝ加減さを証明して余りあります。

(ニ) 被告人が(ニ)附近で十分近く様子を見ている間牧川、押名、黒田、岸本は出会つて一緒に現場へ引返へしたところ、熊本、翁が呻つているので空地の方へ引込んで、そこで黒田の命令で再び黒田が翁、岸本が熊本の各部分（医師の受傷鑑定通り）を刺したのでありまして、それを押名、牧川、藤永が見ていたのであります。

その時黒田、岸本は各一人宛をのみ刺しているのであります。

岸本、黒田はその時の事ばかり云つて前に刺している事を云はん為に、受傷状態がおかしく矛盾した供述と成り、前に刺したと云う事はひたかくしにかくしているのであります。この事は現場の血痕が物語り、受傷状態を充分に御批判下されば判然と致す事であります。原判決ではこの辺の認定に於て未だ充分でなく、其の為に黒田の犯意に著しい矛盾が介在して居るので有ります。黒田の犯意が曖昧であるため、被告人から命令されたのでないかの如き心証が生じていると思いますが、被告人が撃つた時に其の直後刺した黒田が後で皆の居る処で刺した時、被告人は其の場に居なかつた事実等御判断下さいますならば自から明らかに成ると存じます。

(ホ) 押名、牧川、藤永、岸本、黒田が集まつて被害者を空地の奥にひき入れ、それぞれ日本刀匕首で一刺した時、黒田が熊本のポケットから何かを取り出したと云う事はいろ〳〵説明されていますが最も真実だと考へます事は、警察では此の事件に関係した金員の十万円がこの時熊本か翁のいずれからか奪つたものと思い込んでおり、西が此の金の事を云はない為に、そのため牧川等を誘導して何か奪つていたと云う事を供述させたり、事件前黒田が二三万円持つてる筈だと申したとか云う事を持つて事件の裏付をしようとした事だと思います。十万円の金が何処でどう成つたかも知らぬ牧川等は無条件で警察の云う事を受け入れたものと思います。

又黒田もその供述をつきつけられて述められたので、石井が命じたからと警察では云つていたものと思います。然しそこには彼告人はいなかつたのであります。其の点は一審二審の法廷で黒田も弁明はして居りますが被告人等が前以つて打合せておれば、そこで金を奪うのではない事は知つている筈ですし、又それをのみ知らずに居たので死体を探したと云う事に成りますと、翁や熊本の所持していた金時計現金等金目の物を放置する様な事もなかつたでしようし、探したと云う熊本の胸のポケットには百円札が六、七千円現金が有つたと云う事実を以つても官の作意の表れと信じます。

そのため黒田はハンカチを自分のポケットから出したとか、指を怪我したとか全く苦しい弁解をしなければならなくなる様に成つたのであります。金は西が別の処で自分の金のような事を云つて入手しているので有ります。その外の説明は返へつて蛇足になると思いますのではぶきます（已上各人の供述を綜合して）

六、判決謄本十二頁後五行以下判示文全文（事後の顛末）

1. 事後の顛末

(イ) 後で現場に集つた押名、牧川、藤永、岸本、黒田等は人の気配にあわてゝ四散し、牧川、藤永は二人連れで逃げ黒

田、押名、岸本は国道附近で出会つたものと思はれるのは各人の供述を綜合して判断されます。

一方被告人は十分位(二)点にかくれて居りましたが心配のあまり現場附近に引返へしましたが誰も居らず、二人の呻る声がしますのでいよ〳〵恐ろしく成り、走り出して国道踏切の附近迄来ますとそこに黒田が居り、押名も寄つて来岸本もどこからか出て来ましたので、黒田に殺傷事件が起きたがどうなるのだろうと心配して訊ねますと、黒田は被告人と岸本、押名に「自分が後二三人連れて来るから此処で待つていて呉れ、前に殺した男を連れて来る時軍服は倉庫に入つてる。もう倉庫も開けてあるし、自動車も来ているといつて連れて来たが、倉庫は開いてなかつたのでブリブリ怒つていた。それで自分が最初君達の処へ行き、引返へして今倉庫の用意をさせているからといつたらニコ〳〵していたが、後二三人居るから怒らせん様に殺して呉れないか。」と申しますので、被告人は初めて大体の様子を知り、そんな事は出来ぬと云うと、黒田は被告人等に殺して呉れるなら二、三十万貰つてやるといつたが、被告人は黒田に、そんな事は出来ん。それより拳銃の代金の方はどう成つているのか。と訊ねると黒田はそんなら皆は食堂に居るから来て呉れといつた（岸本の公判廷供述記録一〇一四丁以下中）

此の時の事を原認定で岸本一人が聞いたのだという如く引用していますが、それが如何に矛盾する事であるか前述した通りであり、又岸本が弾が無く成つたから二人を殺すのをやめた。と云う警察供述の不自然さも前で詳細に申しました。そして又たとへこの時弾がなくなつていても被告人等が事実を知つていたのでありましたら、何も拳銃は弾がなくとも日本刀や短刀が有ることですし、拳銃で脅かしていても日本刀で殺害する事が出来ますが、被告人等は此の時初めて事実に近いものを知つて喧嘩と云う事に比して馬鹿は出来ぬ、それよりも拳銃の事はときいたのが事実であります。

(ロ) 黒田はそれぢや親爺（西）の居る処に案内しようといつて浜利の方に案内して行つたのでありますが、その途中な

ほ黒田は被告人等三名に大体の計画の様子を語り「今、後二、三人呼びにやつてる。金を持つてる人を殺して金を奪る。」とか「自動車があれば後の二人が来た時今殺した二人が自動車で軍服もそれに積んで行つた様見せかけて安心させて殺す。」とか「今度の事は親爺と二人で一ケ月位い前から計画していたのだから絶対にばれる事はない。」など話を持かけ猶も「加勢して呉れるなら二、三十万位は親爺から貰つてやる。」と誘つたのでありますが、被告人等は三人共に応じなかつたのであります。原認定は「西、黒田が礼金五万円拳銃代としてやる。」といつて百万円の強奪を話すでありませうか。事の成り行きから黒田が大体の事実を事件後打明けて二、三十万円をはらうと云つたのであります。その時にはすでに喧嘩と思つて居る時に殺傷事件が起きた後の事で有ります（同前岸本の公判供述）そして浜利飲食店の四五軒手前の家の前まで来た時、黒田は被告人等三人に待つている様に申して同店の方へ一人で行き、中に這入つて行つたのであります。

此の時に被告人と一緒に居たのは押名と岸本の二人でした。

藤永と牧川は二人連れだつて帰つたものと思いました。藤永が先に事件が起きて驚き逃げ帰へつたと云う事は福岡旅館でそんな原審の云うような認定の話合が有つていたのならば、今やつと二人を殺した。之から金を奪り分前を貰うという話に成るのですからかへつて皆寄り集つて来なければ成りません。それが逃げた事や其後もばら〳〵に皆帰へつている事を御考察下さい。

又黒田はその供述で浜利に這入る時西が出て来て、皆に云うべき言葉を囁いたので中に這り「今トラックに品物を積んだ。」と西に報告したと申していますが、此処にいた外の軍服関係の証人等の言葉では、いきなり黒田が入つて来て積み込んだ云々と報告し、西は全然座を立つていない事を証言して居ります。此処でも黒田は自己の責任を曖昧にして西が囁いたからと嘘を云つていますが、黒田の犯意は西と二分すべきものと思われる。此の時の言葉は黒田自身の

考へから出たものと判断されます。

そこで事実をたしかめるため一人の取引関係者が黒田に従つて中島方に向う道に行つたのであります。（黒田の部分関係全証人の証言）被告人が黒田の申入れを承諾するか、又福岡旅館で打合せていたのでしたら又此の男を殺したでしよう。殺さない事には事は不成功に終る事は見えすいています。そして拳銃をつきつけて脅し日本刀で刺せばそれで遂行する事は容易で有ります。被告人等はそれを見送つても動かなかつたので有ります。之を以つても被告人等が相手が悪い事をする黒田等の気持ちを知つたので彼等の行動に加担しなかつたと云う事を御諒解願ひます事と思いま す。唯被告人は人を殺傷しているので、心配のあまりもう一人の人（西）に会つてどうしたものか事状や被告人の立場や拳銃売買の事も話合つて処置をせんと、此のまゝでは大変な事に成ると思つて西に会い度いと思つて待つていたのであります。

(ハ) 呆やり待つのも気がせいて、又黒田も一人の人と行つたきりですし、西が出て来るけはいもせんので被告人は西の居る食堂を視に行きますと、西達が五、六人で酒を飲んでいるので中に這入り、一寸一寸と云つて呼びますと西は出て来ましたので、被告人はます拳銃の代金はどんなになつてるのかと代金の事を申しますと、西は今話合が有つてるので済ませんがもう暫らく待つて呉れませんか。と云うので被告人は殺傷の事件の起きてる事が心配ですので、西にその事状をのべますと、西は「何に二人を殺した。」と云いました。そして食堂の中の方を一寸振りかへつてから暗がりの方へ急いで行きますので、自然私も其の方へ行きますと、西は「もう皆の居る処へは行けん様に成つた。」と申しました。西の此の時の気持を考へますと西は黒田、熊本、翁等にひまどらせて黒田がうまくまいて来てまた一人連れて行つたので、後を次々とうまく連れて行かせて其の中に何とかして金を奪ろうと考へていたのだと思います。まだ拳銃も手に入らず、殺人のおこなはれた事は意外だつたのだろうとは思いますが、うまく行かん時は殺してでも奪

う位の気持ちは有りましたでせうが、そんな事は被告人等に知られたくないと思い、黒田がいないので殺傷事件の事を被告人から聞いてとまどいしていたのだと思います。しかし黒田は私に何とかして仲間にとさそつたが聞かんので拳銃入手も出来ず一人の人は放置して引返して来たものと思います。

西は黒田はまた帰つて来ず、被告人は何だかそこに居るのもいやに成り押名、岸本等の待つてる家の方へ行きかゝりますと西も被告人の行く方に歩いて来ます。私が押名等の居た家の処迄来ましたが、どうしたのか押名も岸本もそこへ居りませんので、私はもう家に帰ろうと思つて踏切の方へ行きますと、西も私の後から来ますので、貴方はどこへ行かれますかと訊ねると西は今の処行くあてはないが皆んなは一体どこへ行つたんだろう。と云つて居りました。そこへ黒田がうしろから走つて来て西においつき何か云つておりました。そうすると黒田は走つて私を追こしながら、「仕舞つたやりそこなつた。」と云つて走つて行つて仕舞いました。西も被告人の行く方に歩いて来ますので、被告人は其の時殺傷事件の事が心配で善後策を何とか事情を聞いてこうじねば大変な事に成ると思い、西に貴方は行くあてがないなら私の家へ来ませんか。と被告人が云うと、西も行きましようと云つて同意したので一踏に踏切の処迄来た時急に西が私は友人の処にお金を預けているから一寸貰つて来ますからついて来て下さい。と云うので被告人は西が旅館を出る時拳銃代金は堅粕の友人の処に預けて有るのを貰つて上げます。と云つてたのでその事と思い、そこだと云うのでついて行つたのでありますが、此の金が強盗の附いた金だとの事。之の金は西一人が貰つて使つた金で有り被告人には何んの関係もない金で有ります。又分配とかそんな事は絶対に有つては居らず、又皆はその金の事は知りもしないのが事実で、被告人は西がその金で拳銃売つて呉れと再三たのんだけれど、どう〳〵売らなかつたので何んの関係も金の事ではないので有ります。西の遊んでる処で飲ませて貰つた人間は事件に関係のなかつた人間が多く、被告人等は事件の翌朝から妻と一緒に妹の家から下関と旅行して、金銭の事。

では西とは何んの関係もないので有ります。

西が被告人の家に来て色々と真相や又は彼の気持を話した事は岸本、牧川その外の証言で明らかであります。前に話合つていれば西が被告人に改めて話したり、又被告人の妻や事件関係者以外の人間の大勢居る処で何も危険な事件の内容を語る事はなく、ただ被告人が事件後黒田から少し聞いていたので、ふかく知らん被告人は不安になつて西に色々と訊ねたのであり、初めて軍服の取引の有つてた事や、西達の計画を知り西の友人を殺傷していた事迄知つたのであります。

八万円の金の費消については、藤永の検察供述や被告人の警察や第一審供述は事件に関係のないものがたくさんその金に関係している為に曖昧にしていましたが、事実は藤永が第一審で供述している様藤永の西と一緒に居る間に西が藤永と外の者（事件に関係のない者）の遊興費に、又酒肴料に四、五万円払いそれは事件後三日間の事であり、藤永が居らんように成つてから西はその後四日間流連しているのですから残る三、四万はほとんど西の費消意志に消費されているものと存じます。

被告人は事件後一度もあわず、当夜別れたぎりで翌朝から妻と雁の巣下の関方面に行つていて何んの関係もないのであります。

(ホ)　猶今一つ厳重な御批判を御願ひ致しますのは、事件翌日より雁の巣、下関、門司、八幡と所用の為に妻三枝子と共に旅をして二十四日の夜帰途博多駅下車の際雨が降つていたので、駅前に住む押名宅に立寄り傘をかりようとした時に、押名に事件後の皆の動静を訊ねたところ、西は七福という特殊飲食店で遊興して居り、そこへ小金町の同居人が四、五人も毎日遊びに行つて居るそうだと云い、今日藤永が来て西は毎日新聞に乗せられているし、今のように出鱈目な遊びをして居れば近く必らず捕まる。そうすれば一緒に居れば共犯にされるかも知れんから田舎に行つて様子を

見ようと思うと云つて立寄り、煙草銭といつて三千四百円とか呉れて行つたと云いますので、被告人と妻三枝子と押名と押名のおばさんと四人で話していたが、被告人が押名にその金はどんな金か知らんが何か西達が悪い事をした金かも知れんから使つたりしたらどんな事に成るか知れんぞ。その金は費はずもどいて置くが良いよと被告人が云うと押名もそんなら机の引出しに入れて藤永に戻して置こうと云つたので、それがいゝよと云つて被告人は同居人が西の処へ遊びに行つてると云う事を聞いたので心配に成りましたので、泊つていけといつて呉れる押名やおばさんの言葉もことわり、妻と二人で小金町へ走つて帰へり、家に居た小森と弟隆に七福へ行つてる連中を呼びにやり、帰へつて来たのを叱責した事が有ります。

もし事件前福岡旅館で打合せをし計画に加担したものでありましたら、押名は当然のわけ前を貰つたので有りませうから、被告人が押名にとやかくいふ事もなく、又被告人がそんな事がいえるぎりではなくなります。押名は事件後藤永や西から事件の内容をうす〳〵聞いているので、被告人に金を持つて来て呉れた藤永の態度に被告人にどうしたものか訊ねたのであると思います。それで被告人は西が悪い考へを持つている人間と思い同居人には絶対西とつき合つてはいかんと云い渡して家を出た位いで有りますので、被告人は押名にもその金はどんな金か知らんが戻して置いたが良いと云つたのであります。

押名が最初から事件の内容を知つていたのならば、何も被告人に訊ねる事はなく勝手に金も消費したでせう。

又被告人が西の許に遊興中の者達を僅かでも西の許へ立寄つたという者迄叱責したのも、以上の理由と同様な為と申せるのであります。被告人が最初から知り又後でも加担していたものでしたら、彼等を叱責するよりも遊興を黙視するか、極端になれば進めて彼等の心をとらへて置く必要があつたのではないでせうか。

被告人は喧嘩とだまされて殺人迄引起したものゝ強盗を西等が仕様としていた事を後から知つたものであり、犯罪の

責任については全然違つたものを信じて居り、押名に注意し外の者を叱責するのに、何の躊躇もなかつたので御座居ます。

第二項石井健治郎に対する司法警察官松尾利三の聴取書に対する意見

前項に於て詳述致しました様に此の事の事件は西、黒田の計画如何に関はらず、被告人と岸本は黒田が喧嘩だと瞞して加勢を哀願したので様子を見様と思つて行つたのが遂に拳銃を発射する仕儀になり、全くの誤殺事件が生じたのであります。黒田が代金は後でやるから貸して呉れと云つた時貸していたらと思いくやまれます。押名と藤永も牧川同様拳銃の代金受領のため同道していたと云う丈であり西、黒田の計画と云う事はもとより、殺人事件には全然関係のない者で御座居ます。

此の様な事実にも関はらず原判決は過去の警察供述検察供述の不合理な誘導訊問や、脅迫並びに勝手に創作的な取調官の歪曲された調書を無造作に取り上げ、その個々の間の中にはらむ矛盾などの理由を審理せず、単にその個々を法令に適用させその矛盾を正さず不当な刑を科せしめているのであります。批判すれば如何して斯様な調書が出来たかと判りきつた矛盾はいたる処散見することが出来ます。

被告人は此処に原判決に於ける引用された証拠供述中記録第三五一頁以下石井健治郎に対する司法警察官の聴取書が証拠とする事が出来ない理由を陳述致します。そして警察係官の不法処置を証明致し度いと存じます。

一、当該供述に対する過去法廷での弁明

1. 第一審第一回公判調書中（記九〇八頁以下）

裁判長　併し被告人は警察では西から男と見込んで頼むから殺す加勢をして呉れと頼まれたから人を殺したと斯様に述べて居るではないか。

此の時裁判長は被告人に対し司法警察官聴取書中記録三六二丁表以下を読聞かせたり

被告人　警察では事実左様な事を頼まれたと申した事はありません。それは事件後西が私の家に来て、黒田は喧嘩も出来ぬので貴方が男らしいと思つたから加勢して貰ふ心算だつたと話したと警察で云いました処、警察では事前に左様な話があつたように調書を勝手に作つたのであります。

裁判長　尚被告人は其の後で斯様に述べて居るがどうか。

此の時裁判長は前回聴取書中三六二丁裏三行以下を読聞せたり

被告人　左様な事を申した事はありません。警察の調べの時私に誰かの調書を見せて、他の者も斯様に述べて居るから間違いないだろうと云つて、私が順序が違つているそれは事件後西から聞いたと云つても聴入れず勝手に左様な事を書いたのです。

裁判長　左様な間違つた調書にどうして署名拇印したか。

被告人　私が弁解しても調書に斯様に成つているといつて相手にされず、仕方なく署名拇印したのです。

裁判長　では取引先の者が百万円持つて居る。相手は四人で夫れを殺す計画をして居ると云うのも、福岡旅館で前以つて聞いた事はないと云うのか。

被告人　左様です。それは事件後家に帰へり西と飲んでる時聞いたのです。

2.　第一審十七回公告調書中取調べ担当官松尾利三の証言に反ばくしての陳述

裁判長　証人に対し訊問終了の旨告げ、被告人石井健治郎に対し右証言に対して意見の有無を聞いたるに

被告人　石井健治郎は私は強盗殺人の点に気付いたのは被害者も殺した後で皆が私方に帰つてからです。警察でも私はこのように述べたのですが、聴取書を作成する時に相手を殺す前から知つて居たように書かれた事です。聴取書が出来読

聞して貰つた時にも、此の点に付いて事実が前後して居たから書直して下さいと云つたのですが、どちらでも同じだからと云つて書直して呉れませんので署名拇印したのです。

裁判長　此の聴取書には此のような記載があるが、証人が取調べる時石井が此のように述べた事は間違いないか。

証　人　石井が左様に供述した事は間違い有りません。

裁判長　此の供述調書に依ると石井は初めに喧嘩をするものと思つて居たといひながら、後強盗をするものと思つて居たと云い直して居るが、どうして是様に供述を変えたのか記憶せぬか。

証　人　記憶致して居ません。

裁判長　証人が誘導したために供述を変えたのではないか。

証　人　左様ではありません。良心に立かへつて供述を変へたものと思います。

裁判長　それであるなら公判廷に於ては強盗殺人の事実を素直に認めそうに思はれるが、公判に於ては強盗の事実は否認して居るがどう考えるか。

証　人　公判廷に於て又心境が変つたのではないかと思います。

裁判長　証人は石井が警察に於て強盗の事実を認めた供述が本当であると思うか。

証　人　私はしかりと考へます。

裁判長　どうして左様に考へるか。

証　人　他の各被告人の供述中の供述を綜合して左様に考へます。

裁判長　左様な先入感から証人が左様に石井を誘導して云はせたのでないか。

証　人　絶対に左様な事はありません。石井は当時諦めて案外すらすらと事実を供述しました。私は取調べに着手する前に事件が事件ですから石井は頑張つて仲々本当の事を云わんだろうと思つて居りましたが、案外早やく素直に真相を供述致しました。私が誘導したりした事はありません。

以上の対照する供述を御批判下さい。警察官は誘導以上の事をしているのであります。そして猶此の様な偽証を平然としているに至つては、如何とも言葉がないくらいです。裁判長ですら反問しておられる様に本当に被告人が諦めてスラ〳〵と供述したのでありましたら、何も今更公判廷で心境の変化と云う事が有りませうか。

この供述書の日付を御覧下さい。取調べの初めは五月二十八日であり署名拇印は五月二十九日が取調終了日に成つて居ります。その間全然取調べなかつたと云うのでしようか。取調べず放置していたと申すのでしようか。実に二十七日の早朝で有ります。逮捕されたのは二十七日二十八日と取調べ十何人のメモを取り、後で係官が事実をまげて岸本等の証言通り脅迫誘導並びにだましそして歪曲して作成しているので有ります。すら〳〵ならば二日も三日にも渡つて此の一冊の供述書が出来上る筈がありますまい。二十八日の取調べでどうしても事実の通り喧嘩だと被告人自身の所信を主張するので、係官はついに供述を歪曲し自分等の想像通りに勝手な供述を作成し、二十九日昼過ぎ被告人を呼んで出来上つたものを読んで聞かせたので、前掲の供述の如く主張したのですがどうしてもきいて呉れず、四五人の刑事がおどして署名拇印をなさしめ、いやがるのを皆で手をおさえて捺印させたのであります。そのため割印は被告人のものではなく警察官の私印でしかありません。取調べ係官の割印では内容が被告人の供述であることを証明することは出来ないと思います。

詳細は後で述べますが被告人の陳述と証人の供述との違いは何から来るかといふ事をお考へ下さい。警察官は自己を護るための嘘を云つています。

被告人が証人の前で前掲の供述を言い切れると云う事は自信ですよく〳〵御批判下さい。

3.

第二審三回公告調書中

裁判長　その点については警察では斯様に述べているがどうかね。

此の時裁判長は本被告人に対する警察聴取書中該当部分（三六二丁表二行乃至三六五丁裏四行）を読聞せたり

被告人　それは今聞いて居りますと非常におかしい所があります。例へば牧川の行動と岸本の行動が入れかわつて居ります。これがもし私が述べた事なら斯様な間違いをするような事はありません。

それは司法主任が他の相被告人の供述によつて勝手に記載されたものなのです。

併も左様な勝手な事を記載されて此の聴取書に署名捺印せよと云はれるものですから、私は左様なものには印は押せぬといい張りますと、文句があるなら裁判所で云へとの事でしたから、それなら裁判で云ひますと云つて印を押し、第一審の公判の際に司法主任を証人として取調べて頂きましたが、此の時に私がその点を突込みますと司法主任は顔を赤くして返事も出来ず、裁判長は此の時被告人の云うのが真実なら証人は偽証置に成るよ。と云はれ何にも云はず下を向いていたがそのまゝ退廷した位であります。

其の時の傍聴人も皆知つてる事実であります。左様な関係で此の聴取書はほとんど嘘でありまして、私が述べた処は少なく従つて喧嘩を引受けたり、殺人を引受たりするような馬鹿な真似は全然致して居りません。全くの突然事件であります。

以上の如く当該聴取書については説明致していますが、此の事をして裁判官が一歩踏み込んだ批判を賜へば、被告人

の是等公廷の供述が正しいか、証人の言が正しいか判然と致すところですが、第一審又原審にては此の批判がなされず、島村裁判長殿が三年有余取調べて下さつてすべては明らかに成つて真実が判ると信じて居りましたが、判決前に急に福島地裁所長に栄転され為に、後任の新らしい裁判官は取調べに関与される事一回で判決をされて良く心証をえすこのまゝを以つて法令の適用をされ断罪されたのでありますと思います。以下においての事を証明致し度いと思います。

二、捕縛された当時の取調べの実情

五月二十七日朝六時頃警察隊の一行は手に手に拳銃を持ち小金町の被告人等の家に踏込み、寝起の私達を何の抵抗もしないのに無茶な非道な態度で検束し、何も知らぬ妻や家主のおばあさん当時七十何歳の年寄を押さえつけ、手錠をはめしばり、弟や小森、武田等全然無関係な人間迄手錠をはめがんじがらめに縛り上げ、裸のまゝ連行仕様とされるので、被告人がたんがん致し、やつとおばあさんを赦して頂き、皆に着物を着せてもらい警察へ連行されたのです。そこで直ちに取調べが始まり、一方警察署内では私達を逮捕した為か酒やサカナを沢山誰か持つて来て私達の居る刑事部屋に置き、祝杯を上げ金一封の包をくばり、之は支那人が持つて来たようでした。酒も二斗入り位のが二個、サカナは直径二尺位の大きな鉢に山盛りに持つて来た。私達はその横で朝飯も抜き昼飯も喰わせられず、ある者は椅子に縛り付けられ、或る者は手錠の上から縄で縛られたまゝ兎に角警察では初めから強盗殺人として取調べるため、皆の云う事と辻褄が会はず、嘘を云うと云つて脅迫したり、なぐつたりけつたり五六人で膝詰強問をしたり、警棒で咽をしめたり、一人は強よく云い、一人は優しい様な声で云いとにかく長い間色々と無理な事を云はせ様としたのですが、彼等の思いと全部の云う事が合はぬためにやがてやつきと成つた刑事達は遂に私、岸本、牧川、押名、武田、小森、弟隆等を円座させて係官達は貴様等の云う事は全然西とは関係ないではないか。今の様な事を皆が云つてるとお前達は皆死刑だ。西は一つも

罪に成らんではないか、お前達は西にだまされて居るんだぞ。あいつはしたたかもんだ、お前達が知つてる事や聞いた事を何でも云つて、何とかして西を罪に落せ。そうせんとお前達は助からんぞ。警察では西のやつた事は大体分つているんだから悪い様にはせん。お前達は西をかばうのか、西は自分は何にも知らん。其の人達を勝手に殺したのは小金町にとぐろを巻いていると云つてお前達を売つたのだぞ。と言葉たくみな脅迫誘導訊問にあい、弟隆や小森、武田達が何にも知らず、西から奢つて貰つた為に刑事の云う重い罪に落されるのは大変だと思い七福の酒の席で西は私達に是様な様をしましたは是の様な事も申して居りました。石井を男と見込んで頼まうと思つたが黒田のやつが云つてないのでやりそこなつたとか、斯様な事を申して居りました。すると岸本、牧川、押名も次第にそれに同調して、西から後で聞いた事や浜の戸崎とか云うのをおそう話をしたとか、とにかく色々とおくそくも加えて話をしますので、私もそうだつたなあーと合槌を打つていました。それに係官が都合の良い誘導をかけ四五人の刑事が皆の云う断片的な事をメモに取つていました。

此の後初めて無関係の者だけ釈放され（二十八日昼過ぎ）被告人等関係者丈けが又取調べを受ける事に成りました。

余後の者の取調べについては、岸本の原審中提出している第二回上申書の取調べ顛末が物語つていますが、被告人については二十八日に今から調書を作ると云はれ、前に述べた各人のメモを中心にして色々と誘導したのでありますが、被告人は一項より第十項迄を供述して取調べが終りました。

然し右中十項の2.は被告人の供述ではありません。

と申しますのは3.より事件の顛末を申している者が前に一言殺人について申述べるのは不自然であります。内容も事実と遵つて居ります。此の部分によりますと犯罪現場に行く途中黒田が福中の横から来た鉄道踏切（第四号踏切）附近で私と押名、藤永、岸本、牧川に対して話を変へて自分のうらみのある者を其処でまたして居るから殺す云々。と有り黒田、被告人、押名、藤永、岸本、牧川が旅館から連れ立つて行つた如く成つて居ります。事実はそうではなく、

被告人と岸本はこの四号踏切は通つていません。この踏切を通つたのは西に連れられた押名、藤永、牧川の三人であり、牧川の供述によると西が此処で殺すとか奪うとかいつていたと云つて居るのですが此の事から係官が一言歪曲した事実を挿入したものと思います。

まして被害者の方は其の場に居たのでは有りません。又拳銃の代金を貰いに行つてる者がその代金五万円をやるからと云はれ拳銃の代金をふくめて人を殺すことを承諾するはすもなく、此の時承諾したとすればこの殺人代が五千円に満たないと云う事は顚末書意見中詳述致して居ります。全記録を見ても此の部分の如き事実は有りません。

1.3.の間に係官が無理に挟んだ話だからこの様な無い事が記載されているのであります。

そして二十八日夜再び取調べが続けられましたが、被告人は前項で述べたと同じ旨の顚末を述べましたが、係官はいろ〳〵のメモや皆の調書をつきつけ、あゝだろう貴様の云う事は出鱈目だとみとめ様とはせず、自分の思いの強盗殺人の事に勢い誘導しますが大体の供述をメモしていました。翌二十九日昼頃呼出されて参りますと、当該聴取書なる物が出来上つていまして、係官はいきなり、お前の調書は出来上つたから読んで聞かせるから聞けといつて読聞せました。被告人が聞いていると其の内容が大分おかしな事が乗つている様なので、異議を申立たが、その事は一で申した如くであります。だがどうしても聞入れずついに拇印まで強要された様な事であります。

三、当該供述書中第十一項以下に於ける係官の作意事実と歪曲について

（内容の説明）

1. 聴取書十一項以下が各人の供述被告人自身の供述メモから係官が創作的に集録し、事実を歪曲していると云う事を該当聴取書を中心に申述べます。

「聴取書十一項以下(1)の部分が原判決中証拠に引用されている様ですが、此の部分は著るしい程黒田の供述と矛盾し原

判決認定の事実とも矛盾して居ります。相殺さるべき性質のものだと思うのであります。そして然かも之が係官の事実歪曲であると云う事は、

此の文では話は福岡旅館で聞き「福岡旅館」では「自分達の取引先の者が百万円位持つて居る相手は四人程来て居る之を殺す様計画して居る。拳銃代として金五万円やると云う事から計画は前以つて知つていた如く。」「殺人については黒田を通じて西から男と見込んで頼むから人を殺すから加勢して呉れ」と頼まれたから殺した。

その頼まれた場所は現場に行く道中の国道踏切附近にある味噌会社附近の倉庫の横で有る事を前以つて知らせ、相手の四人を自分が一人宛連れ出して来る。そして一人〳〵殺すから加勢して呉れ、最後の一人は金を持つているから西がばらす。と云う事で犯罪を全面的に認めた如く成つているのですが、此の黒田が人を殺すから加勢して呉れ。と頼んだのは最初二人の人を誤殺してから後、国道踏切附近に岸本、押名、被告人の四人が集つたとき事情を話し打明けてから後に、まだ殺す者があるからと云つて依頼したので、事の以外に驚いてそんな事は出来んとことわつた様な次第で、その事は岸本も第一審公判廷で確言し、その事が原審認定に証拠として引用されています。此の事実が証明致します様被告人も警察では事後国道踏切附近で押名、岸本、黒田等と出会い、黒田から右のような事を聞きゝましたと申したところ係官は全然本当にせず「メモ」して居ましたが出来上つた聴取書なるものには事前に聞いた如く成つていました。その事では大分云つたのですが結局被告人等は脅されたり、又はたいした事ではないどつちでも同じだ。しかし調書は出来上つて仕舞つたので今さら書直しは出来ない。文句が有つたら裁判所で云へと云つてとうとうそのまゝ書直して呉れず、第一審で松尾利三氏を証人として法廷で訊問して頂き、第二項石井健治郎に対する司法警察官松尾利三の聴取書に対する意見の項一の(2)にかゝげた通りの反対訊問と成つたので有ります。

それに岸本、被告人、黒田の三人は最初所謂現場と云はれる堅粕へおもむく時国道踏切は通つていない事でも明らか

であります。（第二項四、(1)㈡六、(1)㈠参照）又百万円の強盗事件に引込み、人を殺させて五万円払うという馬鹿や、その五万円で百万円強奪の目的とした殺人を引受けるお人好しが三千世界にありませうか。又西の計画の事実について知つたのは、それは自宅へ帰へつて当夜西が参つて物語つた事実は、当夜一緒に居た岸本、牧川、藤永外事件に関係の全然ない妻や弟、武田、小森、外二三人の人間の居る処で語つて聞かせたので知つたので、事前に福岡旅館で聞いたと云う事はこの場合係官の歪曲と云う以外説明の致し様も御座いません。前に知つたのなら何も又関係人以外の人間の居る処で話す事は危険な事で、被告人等が西にたすねる筈が有りません。

2. 十項から突然に供述がおかしく成り、趣旨を変更していると云う処の奇異な点を充分に御察承下さい。

然かも聴取書中十一項中には幾多の事実矛盾があります。十一項(1)中に私は「牧川」を使いにやつて、別に十四年式の拳銃を自分の処に行き持つて来る様に頼みましたので、牧川は旅館を出て其の銃と匕首とを持つて来ました。其の時に「岸本」も一緒に連れて来ました。そして其の十四年式も持つて来ました。私の持つていた小さい方の拳銃はまだ金を貰つて居らぬので、此の拳銃は「クセ」があるから他人では使へぬと云つて渡さず、私が持つて居りました。西と押名の両名と岸本は堅粕の方に金を取りに行こうと云つて先に出て居りました。午後の五時か六時私と黒田と牧川の三名は旅館を出た。（以上聴取書本文）

(イ) 右の文中牧川、岸本の名が五回出て居りますが、その両名の名が全部反対でなければ成りません。当時被告人が錯覚でも起して居たのでありませうか。いゝえ決して左様ではありません。十項の末尾でははつきりと「岸本を初めから連れて行き旅館から岸本が使いに出て牧川は岸本と会い、岸本の云い附けで小金町の家から撃針を持つて旅館へ行く様に云はれて、後から牧川が旅館へ来た事はつきり云つて居ります。それがいきなり此の項では急に入れ変つて居ると云ふ事は松尾利三氏の云うすらすらと供述したのではなく、しかも供述をそのまゝ書いたのではなく。

供述の皆のメモや被告人の供述を合せ、それに松尾氏初め各刑事連の作意によるものを係官が勝手に書かんとし、事後の事も事前になし、自分等の思ふ処の犯罪名の通りに合せる為にいろ〳〵と作意を混入したため、係官が考へ考へ書いたので牧川と岸本を全く完全に取りちがへて仕舞つたもので有ります。自身の供述でしたら前後五回も終始間違つづけるという事はよく〳〵の事だと云はねば成りません。

使いにやつたのは岸本であり、拳銃は自分の家に取りにやつたのではなく菊地繁樹の家であります。岸本は牧川と天神町で会い小金町の家から撃針を岸本のたのみで福岡旅館へ持つて来たのであります。其の時牧川は匕首を持つて来たと込自身で供述する位の記憶でありましたので、岸本と牧川と入れ違う様な供述をする筈がなく、此の様な名前場所並びに行動の間違が有るのは、取調べは単にメモを取り後でそのメモを中心に単独で集録した係官が、係官の智恵でいろ〳〵と犯罪が構成する供述書とするため創意をはさんだために、此の様な判り切つた人の名前をすら全部間違へ取り違へているのであります。

(ロ) 私の持つて居た小さい方の拳銃はまだ金を貰つて居らぬので、此の拳銃は渡さず持つていた。及び西、押名、岸本（本当は牧川）は堅粕の方に金を取りに行こうと云つて先に出て居りました。云々

十一項では当初の項に「此の拳銃を売る事について福岡旅館に行き事実を打明られて加担した。」と云う事を認めた如き供述が有りますが、それが事実でありますなら、此の部分の供述は如何に成るのでありませうか。「金を貰つていないから渡さなかつた。」「三人は金を取りに行つた。」と云う事は事実であります。

被告人等は前金を貰う事に於て強盗をしようと西の申入れを承諾したのでせうか。五万円前金を払つて、金は強盗する。などと西達が話したのでせうか。西達は事実金は五万円持たなかつたのです。持たないものがどうして払へませう。西は何とかしてごまかして取るか借り受けるかしようと思つていたが時間もせまり、堅粕へ行けば又何とかなる

と堅粕の知人に金は預けているから貰つて上げますからと云うので押名、牧川をつけてやる事に成つたので、金は持たないと云へば拳銃を買う事を失敗するかも知れません。結局西が事実を前に打明けたと云う事は係官の事実歪曲であります。はつきりと認めたと成つてる被告人がそのすぐ後で反対の事を申しませうか。

3.

十一項(1)中国道踏切の処迄来たときに押名と出逢いました。其の時には藤永も牧川も押名と一緒でした。其の時の押名の話では西は仕事が終つてから金はやると云つて、金は呉れなかつたと報告致しましたので、私は黒田に対して話が違うと黒田に云いました。(以上聴取書本文)

(イ) 此の部分ではもう牧川の位置が正常になつています。前述(2.(イ))の僅か数行の中にのみ岸本、牧川を取り違がへると云う事が正当であり得る事でせうか。

(ロ) 此の処に於ての事実は事件顛末書の意見書該当部分(第一項の三及び第二の項五、(2)(イ))を御参照下さいますなら判りますが

猶記録中現場検証調書によれば、押名、藤永、牧川に出会つた時先ず押名に云つた言葉は「拳銃の代金は貰つたか。」で押名の返事は「まだ貰つてないから一寸待つて呉れとの事で、拳銃も渡さず持つています。」と云い、被告人はそこで黒田に「一体どうしているのだ、早く代金を貰つてくれ。」と云い、そこで黒田は西の所へ連絡に行き、帰へつて来て「今話合が会つているから今少し待つて下さい。」でした。

それが前掲の本文の如く歪曲なされているのであります。事実と比較致しますなら係官の事実を歪曲の跡は歴然としてまいります。前述(2.(ロ))の如く被告人は殺人を共同でやり強盗をするのに前金を請求したと云うのでありませうか。又お互に共犯である目的を持つ以上今更拳銃代金の請求もおかしいでせう。結局係官が事実を歪曲して調書を作つているため、仕事の(強盗)前に金を請求したり、やると約束したり致した如くに成つていますが、此の様な事があり得ませうか。又こゝで一つ申せますのは、被告人と西との関係は拳銃売買の外になかつたのですから、うかつに西が事情を打明ける理由が有りません。西自身は自分を保護するためにもそんな事はしないでせう。事件後は被告人がすでに間違いにもせよ人を殺しているので西も安心して打明けたものと思います。

4.

十一項(1)中末尾該当部分

結局仕方なく黒田が堅粕の方に居る相手を連れ出す事に成り、黒田は其の間何回も私共も其の犯罪現場を中心に鉄道線路横道路を往復して黒田が連れて来るのを待つていた如く記されてありますが、黒田を待つた理由は前項(3.(ロ))に述べたように拳銃代金の請求をして待つていたのであり、待つたのは「検証調書が示す様に現場見取図(イ)点の附近に呆やり待つたのではなく、記載の如くうろ〳〵現場を中心に往復して所謂待機といつた状態では絶対になかつた事は、被告人のみならず岸本、牧川、押名、藤永はもとより、黒田ですら認めていますす。それなのに、掲示した様な実に曖昧な然かも犯罪を認めるうたがいのかゝる様な事を被告人がどうして致しませうか、事実と全く違つて居る事が何よりの証拠であります。

聴取書第十一項(2)

午後七時半か八時頃でありました。黒田が二人の相手を連れて来ました。顔の模様等記憶して居りませんが一人の男は帽子をかぶつて居りました。も一人の男は無帽で支那人でした。其の他の人数は分りません。支那人の方は黒田に対してしきりに品物を出す様に云つて居りました。黒田はそれに対して、品物は其の味噌会社の倉庫の中にある。車が来たら戸を開けて出す様に成つているとか、色々と取引の事を話して居りました様ですが、私は詳しい事は知りません。其の間私は犯罪現場である板塀のある附近に居りましたが、黒田は私に対して早く殺つて仕舞うと急ぎ立てましたが、

而し未だ時間も早く殊に人通りも有りましたので仲々決断がつかなかつたのである。（以上本文聴取書中）

(イ) 此の部分も全面的に係官の歪曲であります。参考になる相被告の供述をかゝげますと、

第一審第三回公判調書中「岸本文彦の供述として」

裁判長「併し被告人は検察局では黒田は最初来た時あの二人は倉庫を開ける用意をさせて居るから、待つて呉れと云つて待たせて有るからと云つて居たと述べて居り、二度目に来た時も黒田は此の二人は之以上待たせる事は出来ない。皆来て呉れと云い残して一人で行つて仕舞つたと述べて居るがどうか。」

岸　本「黒田が左様な事を云つたのは間違い有りませんが、場所と時間が違います。実は其の話は二人を殺して仕舞つてから私が現場から逃げる前に鉄道踏切で聞いたのです。石井が其処で拳銃をポケットに仕舞つていた、其の時黒田が西は取り囲まれて居るのも知らずぬけ〳〵と飲んで居る。西を助けるためにも外の者を殺して貰はねばいかぬ。自分が浜利飲食店に行つて二人か三人現場に連れて来るから此処で待つていて呉れ。前に殺した二人を連れて来る時には軍服が倉庫に入つてるからもう倉庫も開けて有るし、自動車も来て居ると云つて連れて来たが、開かつていなかつたのでぶり〳〵怒つて居た。夫れで自分が最初君達の所に引返し今倉庫の用意させて居るから待つて呉れと云つたらニヤ〳〵笑つて居たが、其の二人も今ぢやあ此の様だ。今度外の者を連れて来たら怒らぬように直ぐ殺してくれと云つた。併し石井は左様な馬鹿な事は出来ぬと云つて怒つて相手にしませぬでした。

裁判長　どうして後で聞いた事を黒田が最初二人を連れて来た時に云つたように述べたか。

岸　本　私は警察で西が初めから熊本、翁を殺して金を取る計画だつたことを聞かされて憤慨し、西が計画的だつた事を誇張せんが為に後に聞いた事を前に聞いた様に述べたのです。

此の岸本の供述がすべてを物語つて居ります様、聴取書二項(2)該当部分は被告人の供述ではなく岸本の供述の「メモ」や被告人が事後知つたと供述したメモから是の様な調書を作られたのであります。その理由として此処に掲げた岸本の供述を事として原審は認めて居るので岸本は強盗罪が原審で無罪に成つたと存じます。岸本が此の部分の話を聞いていなかつたとすれば、同じ処にいた被告人も聞く筈が有りませんし、岸本が聞いていたら無罪で有る筈もなく、事後黒田が岸本一人に特別依頼する様な事も打明けたりする必要もなく、被告人に依頼するに及んで初めて此の大略を物語つたのであります。此の聴取書の部分は実に後で知つたのであります。

(ロ) 係官の歪曲であるといふ理由の第二は現場そのものが説明致します。

添附した現場見取り図が示す様に、被告人等が待つて居た(イ)点から決して現場附近は見透しがきゝません。たとへ直線であつたとしても六百尺からの距離が有り、支那人日本人の判別が出来様筈がなく、まして黒田がどんなどの様な話をしていたか判るはずがありません。まして来ていた二人すら知らなかつたのです。支那人だつた事も翌日はつきり知つて驚いた位で熊本、翁氏の体格はそんなに変らずまして日本人中華人の判別が遠くから出来るものではありません。結局岸本の公判廷の弁明が正とされる以外にありません。するとと被告人がありもしない供述をする筈はなく、係官の不法処置によりでつち上げたものと云はねばなりません。

(ハ) 猶末尾部分の現場附近の板塀の処に待つていたとするならば、黒田が二三度連絡と称して被告人等との間を往復したとき、その附近に被告人が居たと致しましたら、熊本、翁はそれこそ不審をいだき、熊本が黒田と別の所で話したり又此のような事にもならなかつたでせう。被告人等が待つていたのは見取図(イ)(ロ)(ハ)等に示す附近で最も近い(ハ)点ですら二百七十尺も有り、それに道路は円曲で現場を見透す事が出来なかつたので、熊本、翁が黒田の行動に気付かず（黒田が会社の人と連絡して来ると何回も私達の処へ来た時、もし道路上に居る被告人等の姿を翁達が見ていたらどんなに思つたでせう。それこそ変に思ふでせう）被告人等も気付かず事実が判らなかつた為に、黒田の喧嘩の相手と

云う事を信じて仕舞つたので有ります。

そして未だ時間が早く殊に人通りも有るので、黒田がせき立てたが決断がつかなかつた。と云う供述が如何に不自然な内容で有るかは実地検証調書を見られると分かります。夜分に成るとそこは街燈の設備がないため暗らく、其の時は八時近く成つており、あたりは薄暗く黒田が最初私等の処へ来てから現場に行く迄の間の時間は三十分近くで有り暗く成りかけているのに、時間が早いなどといつて放置する事はもし事実を知つていたら、そんな事をせず二人を安心させて目的を遂行するでせう。被告人等は黒田が拳銃を貸せとか何とか云つて三、四回来たが、現金引替でないと渡せんとあく迄渡さなかつたので、その為に時間が立つて黒田はうろ〳〵して行つたり来たりして、仕舞には仕方なく喧嘩をしてるから来て呉れと、拳銃が借りられないため何とかしてと被告人等をだまして連れて行つたので有ります。此の様にして(2)の事実は全く出鱈目で警察官の勝手な記載と云はねば成りません。事実と全く違つているからであります。

(6) 聴取書第十一項(3)

此の項は大体に置いて事実を記されてありますが、然し係官がその臆測を挟み入れて居る言葉も見逃せません。とすれば本項中

現場の空地の処の門を開けて品物を出す事に成つて居た模様で、黒田は其の時正門から廻つて現場の裏門の戸を開けるさいそくをして来ると云つて日本人の相手を連れて正門の方に行きました。其の時に黒田が私に対し今直ぐやつて呉れと正門の方に行きました。(以上聴取書本文)

被告人が現場に行きついた時は黒田と熊本は空地から出て来て出かけていました。それが如何なる理由で出かけたのか私には分りませんが、後で考へれば、その門を明けて品物を出す事に成つていた以上開けるため催促に出かけて行つたのが二人の目的だつた事は推察する事が出来てむづかしい事ではないと思います。取調当時訊問されて被告人が此の推察を述べたのかも知れませんが、あくまでそれは後で思へばと云う事でその時判る筈が有りません。若し被告人が事実を知つてたのなら、熊本を其の場から外へ出すことは危険であつたのであります。(第二項五、(1)(ハ)並に(3)(イ)参照)

まして今直ぐやつて呉れなどと黒田が二人の目の前で云つたとしたら、それこそ大変でそんな事が事実有りうる事では有りませうか。

被告人が事実を知つて現場に行つたのならば勿論殺す決心をして行つたはずですから、黒田が促がす必要はなかつたで有りませう。係官は全然有りもしない事を如何にも有つた如く事実を歪曲しているので有ります。

(7) 聴取書中第十一項(4)の部分に於ける矛盾を掲げますと、

(イ) 其の時に黒田が熊本(日本人の方)を連れて来て私の目の前に来て居りました。そして熊本は「どうしたのですか」と聞きましたが、私は何も返事はしませんでした。其の時黒田は「どうしたんだろう。」と云つて日本刀を引き抜きました。(以上聴取書本文)

此の部分を説明致しますについてよく御考へ下され度い事は、警察の調書が一方的の供述の様な型に出来上つていますが、事実はそうではなく係官とそれ〴〵について対談し、その答へのみが上梓されてあると云う事で有ります。被告人が殺人当時どちらが日本人か支那人か名前が熊本か翁か何も知らなかつた。それを係官が教へてそれは熊本だ日本人だと供述させているのであります。例へば此の部分の作成情況を申しますと、

被告人　その時一人の男と黒田が来ました。

係官　すると熊本がやつて来たわけだな。

被告人　名は知りませんが後で考えれば日本人だつたと思います。

係官　それが熊本さ、そしてどうしたか。
被告人　熊本が大声でかけ寄りました。
係官　何と云つたんだ。
被告人　判りません。
係官　吃驚して、何うしたんだろうと聞いたんだろう。
被告人　さあ……はつきりしません。
係官　そうだよ。外に何と云うか、相手は驚いているんだ。
と云つた様な具合で前掲の如き作文を係官が作り上げて行くのです。此の供述書によりますと、余程悠長な殺人行為が行はれた様に成ります。相手がどうしたんだろうと聞く様な余裕があつてもいゝものでせうか。熊本の此の時の声は、声にはならぬ大声で叫び走り寄つたのです。汽関車の音と一緒に成り一種の虚脱状態と云いませうか、それなればこそ寄れば危険な拳銃を持つてる者や、日本刀を引き抜きながら向うから走り寄つて来る人の方へ走り寄つているのであります。又此処の文中の黒田が日本刀を抜いた云々はおかしい。被告人は黒田が日本刀は持つていない事を良く知つて居る事実を見ても、之が係官の作意の考へが挿入されて居る事が明らかであります。日本刀を抜いたなどと

(ロ)　第十一項(4)中段の浜利食堂に行つた黒田の言葉を聞いた如くありますが、実際において黒田が浜利食堂に這入り、一人の男を連れて出て向うへ行つて仕舞う迄、被告人は押名、岸本と一緒に四五軒手前の家の前に居つたのであり、食堂の中の話など聞へる筈もなく、之は岸本の供述からも明らかな事であります。すると係官は何からこの様な事を挿入したかと考へますのに、一番適切な事だと思いますのは、関係証人（西の取引関係者が警察へ大勢来ていた）の

言葉から之を被告人の供述書の中に入れたものと思います。それは黒田が其の時未逮捕のまゝでしたので西が全然事実を供述しないので、被告人の供述中に挿入して事件をまとめるのに裏付けにしようとしたものと思います。

(ハ)　前同末尾文中、私は西に対して命令通りやつたが、金はどうして呉れるかと訊ねました。西の云うには今人数が沢山だから困つて居ると云いました。（以上聴取書本文）

此の部分が著るしい歪曲で有る事はすべての事実が物語つて居ります。被告人が西の命令又は此の事件に加担していたのでしたら、未だ後の人を殺さねばならぬ事は当然であり。今黒田が一人の男を連れて行くのを目の前で見て居り何はさて置いても此の男を殺さねば又殺す可く計らねば成りません。警察の云う最初の予定の殺人もやつてないのであり、そうしますと、私は西の命令通りにやつたが金はどうして呉れるかと聞く筈もなく、考へられない事です。此の時の事実はあまりおそく成るので西を呼び出し「一体拳銃売買はどう成つているのか」ときゝますと、西は「まだ話がすまんので一寸まつてくれ」と申しますので、被告人は西に殺人の顛末を語つた処、「何二人を殺した。」と云つて西の態度は急にそわ〳〵と成つて暗がりの方へ這入つて行き、「もう食堂の皆の処へは行けん様に成つた。」と云い出したので、被告人は之はおかしく成つた、拳銃売買処の事ではないと思い、押名達の待つている処の方へ行つたので有り、被告人を無理に西等の計画と云うのに加担をして居た如く係官が供述書を歪曲して創作挿入した意図が、かゝる矛盾を記入して仕舞つたので有ります。

続く拳銃の事についても同様であります。弾が無く成つたと云つて之迄やつて仕舞つた事を、然かも西の場合一ケ月も前からかゝつて計画して二人を殺して仕舞つた今と成つて弾が無く成つた位で、目の前に有る金を放棄しませうか弾は無くても脅せば良い又充分役立ちます。それすら出来なかつたのは被告人が西の計画に加担していなかつたなればこそであります。

(二) 前同(一)

西が仕方ないと云い、又私は若い者を連れて西と一緒に自分の家に帰へりました。自宅に帰つたのは午後の十時頃と思います。それから藤永と岸本が帰り牧川が帰へつたと思います。(以上聴取書本文)

此処の部分も係官が亦単独で記載したものと云う事が明確に証明して居ります。なぜならば

私が最初若い者を連れて帰へつたと致しますと、その若い者と云うのは岸本、牧川の外いないのですから、後から帰へつたと云う岸本、牧川は如何なるのでせうか。又藤永を連れて帰つたのは牧川であり、岸本は一人で帰へつたのであります。こうした間い違は被告人の云う事をそのまゝ書いたのであれば絶対に間違う訳は有りません。要するに係官は最初メモを取り、それから単独で創意をまじへて被告人が殺人を請負つた如く調書を作つたので、是様な事実と矛盾したものが出来上つたのであります。

8. 第十一項(5)

私は西に金の請求をしました。其の時に西は風呂敷包から約一万四千円位取つて、残りを風呂敷包共に預けて置いて大浜の七福(料理屋)に行くと云つて西、藤永、石井隆(私の弟)と三人で出て行きました。(以上聴取書本文)

之又事実とは全然違います。被告人は西が中島氏宅に行つて貰つて来た金が此の事件に関係の有る金とは全然知りませんから、請求する様な事は有りません。又其の金がもし事件に関係が有るなど知つたらなほさら請求する筈が有りません。又部屋には大勢の人間が終始居たので、有り金を分けるとかそんな事は絶対にしてない為に金を見た者も無いのであります。西は出がけに風呂敷包の金を預けては行きました。しかしそれは拳銃を売つて呉れと云つていたし、又明日来るからと云つて棚の上に置いて帰へつて行つたのであります。其の時一緒に行つたのが藤永と石井隆(弟)で、弟は

どこかで一度西と会つた事が有るらしく、見送ると云つて出たのでありますが、その時西は近くの知人の処へ行くと云つていて料理屋へ行くとは云はなかつたのであります。金は被告人が請求したからおいて行つたのでは有りません。西が拳銃を売つて呉れと云つてひちこゆく云うので、被告人は明日でも良いでせうと云つたので、拳銃を西は手に入れる為に金を置いて行つたのであります。しかし被告人は拳銃はもう売らん事に決めて、牧川等に森菊地の家に返へしにやつて仕舞い、西の置いて行つた金はそのまゝ武田光博に預けて西が来たら嘘を云つて、石井さんが居らんから拳銃の事は分らんと云つて此の包の金は返へして置け、俺は今から妹の家に行つて今日は帰らんからと云つて家を出たので有りますから、金を山分けしたとか一万何千円持つて行つたとか、大浜の料理屋に行くと云つて出たとか皆つくり話で有り、隆や小森や武田達をしめあげて色々な事を云はせ、此の様な出鱈目を記載しているのであります。

又山分けしたのならば四万円と云う事に成りますが、西、藤永達が流連した初めの四日間で四五万円払つたと云い、後三日間流連して四五人の人間を遊ばせた西が其の間三万円位は使つていませう。すると西一人が八万円の殆んどを費消して居る事実を見ても、山分けした物をどうして西が費消する事が出来ませうか。西が金を預けて行つたのは拳銃を売つて呉れと云つて預けて行つたので有りまして、その金は武田が(証言書提出の河田)西にその包のまゝ返へして居る事実で有ります。此の事実を見ても此の調書が被告人の供述ではなく大部分が作意による事は明らかであります。

(9) 聴取書十二項

此の部分で記載されてある事についての被告人の供述は

前略して西が云つた事は「君と会つて君に頼んで見て男と見込んだ。詳しい計画は「黒田に」打明ける様に頼んで置いたが、黒田が打明けなかつたので失敗した。」といゝやりそこなつて仕舞つたといい〳〵した事を供述したので有りますが、

西は最初喧嘩と瞞していたが、後で黒田に打明させ様と思つて、黒田に其の事を云つていたのかも知れませんが、黒田が打明けたのは殺人後国道踏切の処であり、それもはつきりではなく、岸本、押名と三人に云つたので有ります。そこで被告人等三人は初めて事の実相の一部を知りました事は岸本の引用証拠の供述で明らかで有ります。もし黒田が道中殺人前に聞かせていたら同行の岸本も聞いていなければならず、後で殺人後その様な話をする筈もなく、黒田が岸本一人に打明ける必要も有りません。そこで初めて事実を知つた被告人が拒絶したので西、黒田はやり損つたのです。此の意味で前述の供述をしたのですが、係関係人のメモ中のものや何かで四日後に聞いた魚市場の百万円云々、之は牧川、武田達から下関から帰へつて聞いた事迄事件の夜聞いた様に記載し、係官は聴取書該当部分の如く歪曲しているのであります。

又市場の親分云々の点は武田、岸本、牧川等が七福で西から事件後数日して聞いた事であり、それを三人から聞き被告が三人をひどく叱つた事は三人の供述や証言で明らかであります。それを被告人が事件当夜自宅で聞いた様に書いた此の供述書は之は被告人自身の口から供述のものではない。又被告人が直接当夜聞いたのならばそして強盗に加担して二人を殺していたのが本当ならば、此の様な話が有つたら被告人が応ぜずに居る事が出来ませうか、此の辺の微細な問題も御一考下さい。

(10) 聴取書中十五項及び十六項

此の十五項の部分で問答の型で供述が記載されてありますが、此の部分の供述を良く考へ下さい。部分的にこうして被告人の供述を生のまゝ挿入して供述書をもつともらしくしていますが、此れ迄の供述が被告人が述べたのであればどうして此の項の供述が出来ませうか。西、黒田から詐されたと云う事は即ち喧嘩と瞞されたと云うことで、その結果が思いもかけぬ強盗殺人と係官に云はれるのであります。しかし強盗殺人に加担したものがどうして詐された馬鹿を見たと

云う様な供述を致しませうか。逮捕された当時の被告人の心情は此の項で云い尽されて居るのであります。

ましてすぐ後の十六項で黒田等と途中で詳しい計画を聞かされたので、初めて事件は久留米でなく堅粕である事を知つた。云々と云う事を述べたのが本音で有りましたら、決して十五項の供述は出る筈がありません。正反対の事を同時に述べる者はありません。本当に悪事に加担していて係官の云う良心に立ちかへつてすら〳〵と事実を述べた者が、馬鹿を見た、詐されたと云う様な言葉が出ませうか。

然し詐され喧嘩と思い込んでその場の切端つまつたどたんばの為に思はず拳銃を発射させて仕舞つた事は間違いなく、此の点では二人の被害者の方には誠に申し訳ない事と思つて居ります。

四、結　論

以上十項に渉つて被告人の供述が作成担当警察官の事実を歪曲したものである事は説明致しました。全く云い尽したとは思いませんが、大体に於てその事実と矛盾した明らかな点を掲げました。一部分に於て説明される事は全部に渉つて証明される事で有ります。取調べ係官が調書を作る前一応メモを取り、後単独で作成したと云うことは引用証拠中巡査部長の第一審廷供述中に明示されてあります。

一人がその様な取調べ方をしたと云う事は全員がやつているとと云う事を説明して余り有ります。一つの事件についてで有りますから係官がそれ〴〵別の考へで調書を作る筈がないからで有ります。そしてこの「メモ」を取つて後単独で調書を作成したと云う事は、各人の供述聴取書が完全なる意味の聴取書であるとは申されません。聴取書の任意性に多大の疑問を生ぜしめるに充分であります。部分的にメモして後集録する時事後知つた事でも以前に知つた如く挿入したり、全然皆無の事を創作挿入することはさして困難な事ではありません。

その様な意味で当該聴取書の該当部分が犯罪の証明として、証拠に引用された事は全く不合理の事といわねば成りませ

ん。

同時にかく明白な矛盾をはらむ聴取書を証拠に引用した原審には、未だ審理不尽による事実誤認が存在すると断言してはばかりません。

一、第四項法令違反及び憲法違反審理不尽の要旨結論

第一項乃至第三項に於て詳細に陳述致しましたが、西、黒田の計画はともかくとして被告人がその謀議を共にし、計画に加担したと云う事実は全くの誤認であり、それは単用証拠間の矛盾から丈でも充分に説明されるのであります。

判決に於ける法的安定は事件事実と客観的事実との間の矛盾が完全に排除されて、初めて全かなるものと云はねば成りません。判決の法的安定が此の矛盾におびやかされる以上依然事件は審理不尽であり、又審理不尽のまゝ個々摘出された準用証拠が法的に何処まで正義に順応するかと云う事は最も考へねばならぬ問題であると思います。

該事犯に於ける殺傷事件は、被告人についても岸本文彦に認められたと同様に喧嘩との誤認からのものであり、それも拳銃売買から事件現場に行き、現場の雰囲気から必然的に逼迫した空気の中に巻込まれ、実に突発的に生じたものであります。

然るに警察官の先入感から被告人が金員奪取に加担して殺害したものと考へられ、その考へにもとずいて創作をくわへた聴取書なるものを作られたのであります。それを原審法廷で再三主張し、それから法的問題についても原審公判中提出した上申書にも再三指摘したのでありましたが、原審判決に於てはこれ等については一言の弁明もなく、あまつさへ被告人の主張を黙殺し、関係証人の取調べもなさず、証拠に引用されて居るのであります。斯様にして警察供述を抜萃して証拠とし、事実無根の共同謀議をあたかもなした如くに判決し、ひいて強盗殺人共犯として断罪した原審の処置は単に審理の不尽と云う事に止まらず、憲法第三十八条同第三十七条の規定に違反し、又同時に同法第三十一条にも抵触するものとし

て過分ではないと信じます。

事実無根の認定から単なる殺傷事件（遂行時の意志について）と強盗殺人犯との誤認は、刑量に於てはともかくとして重大なる誤認であり、著るしく正義に反するものと主張するものであります。

二、判例違反要旨

(一) 対照すべき判例

本被告事件が過去の判例と矛盾している事を申述べるに当りまして、対照すべき判例は

昭和二十五年(れ)第一四三号最高裁判所第二小法廷昭和二十五年七月二十八日判決の被告人塩平義行に関する強盗殺人死体遺棄被告事件であります。

此の被告事件の該略を申し述べますと

塩平は共犯Aと共に金員強奪の目的で川口港にケイ留中の運搬船を見て、此れに硫安等架空の物件の運搬方に藉口して出港を策し、直ちに両名で同船に赴き此の旨を申入れ出港をうながしたが、拒絶され一応断念し、帰途今一人の知人(共犯)の家に両名で立寄り、Aは知人Bに談合して話が再燃し、Bは塩平とも談合をし、再びBの主張で三人は出かけた。途中Bは此の犯行は遂行のためには船の者を殺害するに外なしと云い出し、Bの手に於て準備した行李綱をたづさへてこれ等の申入れに同調し、こゝに強盗殺人の謀議がなされた。

塩平もAもBの申入れに同調し、こゝに強盗殺人の謀議がなされた。

間もなく舟に起きていた同船主老夫婦のもとに乗り込んだ三人は、船室に入りBが話を進め無理強いに船主の同意を得Bは自からともづなをほどき沖へ漕ぎ出した。沖に至りますABが船主を殺し、塩平は船主の妻を殺さんとしたがはたさず、後Bの幇助をうけて殺害を遂行し、後死体を海中に遺棄し、初志をとげ、金品の分配は三人平等になされた。」

と云うのでありましたが、第二審では右の事実を認定しながら、塩平死刑A無期B十五年の第一審判決を許容したので

塩平は上告し、初めの計画こそは塩平の思い付で有る事は間違いないが船主の拒絶にあひ空しく一応意志未遂に終つた。そして後共犯Bに会う事によりBの唱導で再燃し、Bの申出により殺人を共謀するに及んだのであるから、この事件に於てはBこそ主犯であり、塩平Aはむしろ従犯たるべき性質のものである。そのBが十五年の懲役刑である以上死刑の言い渡しは法律の精神を空しくするものだと申し立たのでありますが

最高裁判所判決では棄却された。その理由は

本人の所論は第二審裁判所である原審は第一審と異なり、主犯は文学先であつて、被告人ではないと認定しながら、被告人を第一審と同様に死刑に処したのは、判決と理由に齟齬があると同時に違法が有り、旧刑訟法第四十二条の量刑不当の違法のある判決であると主張するのであるが、

しかしながら所謂犯罪の主犯者認定の標準は、必らずしも犯行一部の発議者或は犯行の手段行動の遅速如何の点のみに存するものではなく、当該犯罪の主動力となつた者であるかによつて判断すべきものであつて、当該犯罪における犯状の全般を観察して、当該本件財物の奪取を企図したのは被告人単独であり、且つ文学先と共謀の上当初の犯行方法を積込荷物は架空の事で有るのに之に詐つて出船を承諾せしめ、海上之舟を誘い出して財物を奪取せん事を計つたものである事に鑑みる時は、本件犯罪は依然被告人をもつて所謂主犯と認定する。

ることを相当とする。仍て今原判決の確定（認定）した事実に基き、本件犯罪の全般を観察すると、当該本件財物の奪と所謂主犯従犯（共犯）というものゝ見解を断定するによつて塩平の主張を棄却したものでありますが。此処に於て主犯従犯といふものゝ見解についての判例を示すものとして、被告人に関する強盗殺人事件の刑量についてその判例と矛盾し不当の酷刑であると主張するものであります。

(二) 当該被告事件各被告人の犯情（西、被告人（石井）、黒田）

原判決によりますれば、西死刑、被告人死刑、黒田十五年、岸本六年、押名藤永、五年、牧川無罪、

と云う刑量によつて物語ります様、まず西が金員奪取を計画し、被告人がその計画に加担し、黒田は西に随従し、命令され仕方なく事件に加担し、西と石井の間の連絡をなし、石井が拳銃を発射しとどめを刺せと命じたので、又仕方なく刺したと認定しているものと思います。

然しこの認定が如何に誤りで有るかは、多くの理由と共に認定の矛盾については前項で詳述致しましたが、此処で改めてその要点のみ申し述べます。

西が計画をして該事犯の主謀者であると云う事は一応説明されて余り有る事でありますが、被告人と黒田の刑量の差について被告人は全く異議を感ずるのであります。

(三) 若し被告人がこの事犯で原認定の如く福岡旅館で殺人を引受けたとしても、該事犯については一部の犯行ではなかつたでせうか。

それに反し黒田は実に西の計画とその犯意については不可分の者でありました。最初の思い付は西のものであつたかも知れませんが、黒田を加へる事によつて共に軍服の見本を探したりして一ケ月の間かゝつて進歩させる事が出来ているのであります。

そして其の間の事について黒田は三千円西に叔母から借りてやつたので、その金の為に仕方なく西の計画に従つたと弁解していますが、その三千円を借りた時期は、西との詐欺計画が進歩中の事でありました。この計画を同腹の気持で遂行していたなればこそ、黒田は此の利得を考えればこそ西に金を借しているのであります。又黒田は西から布団を売られその代金二千円も欲しく、合計五千円のために西から強盗殺人を打ち明けられても断はる事が出来ず、ついに賛成したとも申して居る様です。然し黒田が布団を持つて行く前に強盗殺人を西から打明けられている事は事実を判断下され

ば判ります。黒田が布団や日本刀をたすさえ前住居を出たのは、いよ〳〵その日十八日強盗殺人を行はんとした日であります。黒田は自己の持つていた日本刀を携へて行き十八日に西と計画を決行しようとして居たのであります。しかし其の日は買手方の準備が出来ず、二日延びたため食事代に困まり布団を売却しているのであります。だから黒田が貸金欲しさに西の計画に仕方なく承諾したと云う事が分かり、西とその犯意に於いて軽重はなかつたと申しても過言では有りません。黒田と西は所謂共同正犯であります。そして猶黒田が西と同腹で金員強奪を計画していたかと云う事は殺人後浜利食堂に赴き「今品物はトラックに積込んだ。」と報告していますそれを黒田に云はせますなら、西が店の外に出てそう云へと耳打ちしたので中へ入りその様申したと云いますが、実際に置いては西は一歩も座を立つては居らず、此の事は外の関係証人の言葉で明らかであり、黒田はいきなりかけ込んで来て「今積んだ」とたくみにすら〳〵と嘘が云へたのは、西と同腹であつたればこそです。西はそれより金の請求を初めて居ります。決して黒田はいや〳〵西に随従したのでない事は明らかであり、一ケ月前より同じ計画を語り合い、西、黒田の意志は全く同一だつたと判定さるべきなのであります。

(四) 又殺人当時の様子を申しますと、被告人が一間半以上も離れて拳銃を発射したのは翁の動作に吃驚して身を守るためにした事で、相手に命中を必らずさせると云う意志からかような事に成つたのでは有りません。後で見れば胸部に命中致して居りますが当時は全く盲うちにうつているのであります。

するとたほれた二人をそれ〴〵とどめを刺したのは黒田であります。黒田の供述は一旦逃げた後皆と集合したとき、石井が刺せと命じたので熊本の手を握つて見たら冷たかつたので刺した。等といゝかげんの事を申していますが、其の実最初は被告人が射つ、座り込んだ熊本の首をその場ですぐ突刺した事は、その座つた場所におびただしい血痕のあとが明らかに事実を証明しており、又其の瞬間的な時に被告人が命令するすきが有つたでせうか。

黒田は一回と云つているが、空地でも岸本、押名、藤永、牧川の居る処で翁の首を刺している。又その時も二人がうん〳〵と呻めいていたればこそ岸本と二人でそれ〴〵を刺してしまいせうか。とどめと云う事は黒田にこそ殺人の意志が有つたればこそで、其の時被告人は其の場に居らず、被告人の命令云々は嘘もはなはだしい事だし、止めを刺した黒田に殺意の有つたと申して過言では有りません。被告人は一間半も離れて盲撃ちで身を守るためであり、事実相手の翁は拳銃を持つていた事は藤永が翁の横から拳銃をひらつて帰へつている事実で明らかだし、それに瞬間的にねらいもせず撃つたので有りますから何処に命中したかも判からず、しかし黒田は倒れるすぐ咽の処を匕首で刺して居ります。当るかどうか分からぬ様な拳銃を発射したのと黒田の刺殺とどちらに意志のうごきが有つたか。まして意志の強さを考へる時黒田は計画的だが、被告人は喧嘩と黒田達にだまされ、しかも黒田の頼みで様子を見に行つた事から間違いが起きたので、強盗計画の事は殺人後初めて知つたので有ります。

黒田は殺傷事件が起きた後で岸本、押名、被告人と踏切の処で出会つた時、被告人等に殺人をたのんで居ります。しかし被告人が応じなかつたので仕方なく西の処へ行つて居ります。黒田は初め殺人行意を単独で遂行しようとして、今喧嘩の相手が来ているからと逼迫した情況をうつたへ、金は後で払ふから拳銃を貸して呉れと懇願して居ります。然し現金引替でないと拳銃は渡せないと云うため、黒田は拳銃を貸りて二人を射殺せんとした計画が挫折し、遂に被告人等に喧嘩の相手とだましている事から、喧嘩と思つてるまゝを導入したので有ります。被告人は相手が喧嘩の相手と思い込んでいた為、近寄れず立留つて見ようとした時、相手がバツトポケットに手を突込んだために驚いて拳銃を射つたので有ります。黒田は被告人から命令されたのではなく、又仕方なく行動したのでもなく、彼こそ西と同腹の気持ちで有つたればこそ、突嗟の場合被告人等をだまして使嗾したのであります。

若し無理に被告人が殺人を引受けたと認定されましても、それは殺人現場に於て黒田の来て呉れと云つた事からの事で

猶殺害行為は被告人一人ではなく、手を最初下したのは被告人ですが、殺人についての意志は黒田にこそ動いていたことは明確な事実で有ります。結局被告人が此処で主張出来ますのは殺人行為は黒田に当初の意志が有り、その為に被告人はその雰囲気に導入されて発砲する様な事に成つたのですから、殺人についての主犯は被告人よりむしろ黒田であると事が当然であり、西、黒田の才覚に導入され落ち込む様な事に成つたのであり、黒田は殺人後も西達の居る処へ行き、品物は積込んだと嘘を云い金員奪取に加策しているのですから、西と同罪であらねば成りません。そして被告人の犯意は黒田に準するものとして然るべき所で有ります。原審の刑量はかく主犯従犯の認定に於ての矛盾から来る不当なものであると申さねば成りません。

之は前掲の判例が明らかに示す処で有ると存じます。まして事実は被告人が黒田から喧嘩とだまされたのが実相であり、黒田の自己等の犯行目的を果すためその殺人について被告人等を使嗾したのですから、黒田の犯意は明らかであると思います。

それに反して被告人の遂行時の意志は喧嘩の助勢であり、その内に潜在的に瞬間に殺傷の意志が動いたと致しましても之は計画的のものではなく、突然の突発的のものでありますから、表面に表れていたものではありません。

それに最後に西が入手した中島方の十万円の内八万円は西等の当所の目的では無かつたと云う事を御判断下さい。そして何卒黒田と被告人の犯意を良く〳〵御批判下さいまして、法的に従犯として軽減された黒田の刑が正しいか、又被告人が黒田より重刑を受けると云う事が正しいかどうか御批判下さいます様御願ひ申上げます。

以　上

一、三〇一
一、三〇七　検証調書（西一人で検証に行つた分説明）

此の記録一、三〇一より一、三〇七迄の検証記録を見るに、西の申立なるものに大分変つていたり、違つた点が見受けられるので、地図を新たに作り一つ一つ説明を致し、真実の皆の行動を詳細に説明致し御参考に供します。

此の部屋の中の説明も大切ですが、皆が旅館に這入つてから出る迄の「行動」「言語」などを詳述しまして明らかに致し度いと思います。

対談中一歩も部屋から出なかつたのは石井一人で有りますから、此の点も御記憶お願い申上げ度いと存じます。

一、先づ旅館に這入つて部屋に案内された処から説明します。

(1)　旅館に着いた藤永、押名、石井、岸本の四名は玄関で藤永が頼まれた人間が此の旅館に泊つていると云う事を昨夜聞いていたと云う事と、人相や名前など訊ねていたがどうしても不明の為に仕方なく帰へろうと云つてる処に一人の女中が奥から出て来て、七八人の女中の中に這入ると、その女中は外の女中の言葉で藤永に、その人は「飛行機に乗る人ではないか」とか「南方で飛行隊長をしていた人ではないか。」と云つて藤永に訊ねたので、藤永が「あゝその人かも知れん私が上つて見て来よう。」と云つて部屋の場所を訊ねて二階へ上つて行つた。そうして暫らくして藤永が「居る〳〵」と云つて降りて来て、皆上に上がつて呉れと云うので、藤永の案内で三階へ上つて行つた。そして控の間の方の障子の外迄行くと、藤永が硝子障子を開けて中に先づ一人で這つた。其の時廊下に石井、岸本、押名の三人は待つていた。

(2)　部屋の中には二人の人が居て、一人は机の向うに座り、一人は部屋の布団が左り側のすみに敷いて有り、其の上に座つていた。藤永は机の左横迄行つて机の向うに居る人に話かけていた。机の向うの人（西）は立つて机の左横迄来て、藤永と話していたが、藤永が私達に部屋の中に這入つて呉れと云うので皆中へ這入つた。藤永は西に、「品物を持つて来て有る人は此の人です。」と云つて被告人を指した。

西は「良く来て呉れました。」と云つた。被告人は「初めまして」と云つて其処の机の前に座ろうとすると、西は「此処はちよつとこちらかつて居ますからそちらへ行きましよう。」と云つて襖を開けて隣りの部屋に這入つて行くので、被告人も後につづき、藤永、押名、岸本それに今一人の人（黒田）も其の部屋にうつつた。此の時境いの襖は二枚を両方へ開けた部屋の中にはテーブルが一台置いて有つた。西は床の間を背に座つた。石井は床の間を正面に西と向い合つて座つた。そして西が座りながら「早速品物を見せて頂きましよう。」と云うので、被告人は座りながら風呂敷包を出すと中から拳銃を取り出した。其の時押名は被告人の右側へ、藤永は西に近い左側に、岸本は被告人の左一寸うしろに座り、黒田は西と押名の間被告人のななめ右前に座つた。被告人は拳銃をそのまゝ西達の手に渡そうとしたが、初対面なので用心して拳銃からケースを抜いて、弾はケースのまゝテーブルの被告人の前に置き、拳銃だけ西、黒田の方へ押やり、被告人は「弾は此の通りありますよ。」と云うと西、黒田はかわるがわる手に取つて見て、之は良い品物ですね、と云つて二人は拳銃をほめていた。押名、藤永も一寸手に取つて見ていた。

(3) 此の時の皆の位置が検証見取図では違つている。しかし皆が使いに行つたり、部屋を出たり、立つて行つて位置をかへている事も事実では有りますが、牧川の位置が検証見取図では全然違つているし、岸本、黒田もあんな処に一緒に座つていた事は無い。拳銃取りから帰へつて被告人のそばに来ねば用事の復命も品物を持つて来て渡す事も出来ない。二人は石井のそばに這入つて来て座つたのが事実。

(4) 黒田は被告人等が部屋に這入つて十分位いの時に、煙草買いに行つたがすぐ帰へつて来て、岸本が拳銃取りに行く時分には部屋に居た。岸本が拳銃取りに菊地の家に行つてから帰へつて来る迄の間の事が、被告人に疑ひのかゝつている時間と思はれるので、詳細に述べねば成りません。被告人等と黒田、西の間では、先づ黒田の喧嘩に行く久留米の親分の話福岡の親分の話、喧嘩に成つたと云う福岡の競馬の話など相当細かく西、黒田は話したので、被告人も知つてるかぎり

の知名の人達の話をして、合槌を打つて話に興も添へたが、話は何時の間にか終戦前の話に成り、被告人の満洲に軍人として生活して居た時の話、西が満洲方面の民間航空のパイロット時代の話並に南方方面の飛行隊長だつたとか云う時の話などしている内に、藤永が便所か何かで席を立つた。その後電話か何かで西も部屋を出て行き、押名と被告人と黒田と三人残つて話している処に牧川が来た。その時藤永も一寸部屋に来た様だつたが又出て行つた。牧川が来た事に驚いた被告人が「どうして此処へ来たか。」と訊ねると、天神町で岸本と出会い、撃針を取つて持つて来たといつて拳銃の撃針を出そうとしますので、被告人は牧川に「出さなくとも良い。」と云つて止めた。なぜ止めたかと云うとその撃針は折れているので、黒田達に見られるとまずいと思い、又それを見られたら拳銃の値打がなくなると思つたからで、被告人はタダで附けてやる品でも使用出来ない事は知られたくなかつた為でした。牧川はその時喧嘩が有ると云う岸本の話に、家に有つた短刀もついでに持つて来たと云つてテーブルの上に置いた。そうこうして居る時岸本も帰へつて来た。被告人は岸本が持つて来た十四年式拳銃に岸本が撃針を入れ様としていたが、一寸入れにくいので加勢して黒田や押名に分らん様に急いで入れて前の拳銃と一緒にテーブルの上に置いた。

(5) 此の時の皆の位置は、被告人は初めの位置の床の間を正面に、牧川左横一尺位いに、その横に岸本、押名右側の初めの位置、黒田は位置をかわつて左側の方に表通路を背に座り西、藤永はいなかつた。其時黒田が立つて控の間と云う初め這入つた部屋から日本刀を持つて来て、之でなぐり込みをかける心算りだつたが拳銃が手に這入る事に成つたのでいらなく成つた。といつて袋から出して見せたが、かざりの立派な刀だつた。そこへ西が一号室の方の入口から部屋に一歩這つて来て、立つたまゝ被告人等に「私は一寸用事が出来て堅粕の方へ行かねば成らなく成りました。」と云うので被告人は「あゝそうですか、拳銃は二挺共そろいましたよ。」といつてテーブルの上の拳銃を示すと西は「そうですか、それじや一挺借用して行きませう。」と云つて二三歩あゆみより、手をのばしてテーブルの良い方の拳銃を手に取り、ケー

スも取つて「ス1」と部屋を出て行つたので有ります。

(6) それで被告人は驚き、そこに居る押名と黒田に拳銃の代金は何時呉れるんだい。と訊ねると押名はおろたへて西のあとを追つて部屋を出て行つた。そして暫らくすると押名と西が帰つて来て、西は部屋の入口に立つたまゝ被告人に対し「拳銃代金は藤永に渡しますから、藤永から貰つて下さい。」と云つた。その藤永はそこに居ないので、被告人は西に「その拳銃は人の物だから代金引替でないと渡す事は出来ない。」と云うと西は「それじやあ仕方が無い誰か附いて来て下さい。今此処に金はないが、堅粕の知人の処に預けて有る金が有りますから、それを貰つて差上げましよう。」と云うので被告人も仕方なく「それじや押名君、君が初めから世話をしているのだから君が行つて金を貰つて来て呉れ。」と云つて押名を西に附けて拳銃代金を貰いにやる事にしたが、被告人は其の時西がさつきからの挙動に不審な点が有るのに一寸不安を感じた。被告人は持逃げされるんではないかと思い。之の拳銃は此の人に持たせていてはいかんと思つたので、「突嗟に」その拳銃は癖が有つて良くないですよ、此方の方が大きくて良いですよ、此方の方を持つて行つて下さい。」と云いながら十四年の方を急いで風呂敷に包んで西には渡さず押名に渡し、「拳銃の代金を貰つたら渡して呉れ。」とたのみ西の持つて行かんとしている良い方の拳銃を取もどし、金を貰つて来たら此の拳銃は此の人（黒田）に渡しますからと云うと、西は「それでは行きましよう。」と押名をうながし、黒田に対して「拳銃を受取つたら自動車を雇つて堅粕へ廻つて呉れ。」と云い残して押名と二人部屋を出て行つた。

藤永はその時部屋に居らなかつた。

(7) 部屋に残つたのは被告人、岸本、牧川、黒田の四人だつた。其時の皆の位置は被告人は初のまゝの処、牧川も岸本も被告人の左側に座つて居り、黒田も左側に道路を背にして座つていたが、黒田がその時、拳銃が手に這入つたので日本刀を持つて行く心算だつたがいらなく成つたし、昼日中持つても歩けんので旅館の裏に捨て様。と云つていた。岸本はそれを聞いて捨てるなんて勿体ないから私に下さい。と云つて日本刀を貰つていた。黒田はそれでは都合良く処分して置いて下さい。と云つて岸本に渡していた。その間被告人は牧川にお前は今拳銃の金を貰いに行つた押名のあとをおつかけてついて行き、押名から代金を受取つたら此処へは戻らんで良いから、家に先に帰へつて夕食の仕度をして置いて呉れ。とたのんだので、牧川は押名のあとを追ふ事に成つた。岸本も自宅へ先に帰へるといつて牧川と一緒に出た。黒田はその時今から自動車を雇いに行くといつて立上つたので、被告人は知らない旅館に一人残つて待つのもいやなので、黒田の自動車雇いについて行く事にして部屋を出た。黒田はたづけをしておくれて部屋を出て来た。被告人が玄関へおりて行くと、牧川はまだ靴のひもを結んでいた。岸本と被告人が先に表へ出た処、西と押名の姿が三百米位先を行くのが見えた。被告人は牧川が表へ出て来ると。西、押名の二人を指差してあそこへ行くから早やく走つておいつき、金を貰つたら小金町へ先に帰へり夕食の仕度をして待つていてくれ。とたのんだので、牧川は走つて二人のあとを追いかけて行つた。

(8) 被告人と黒田と岸本の三人は千代町の方に向つて進んだ。その途中黒田が自動車屋を知らず、何処が良かろうと訊ねたので、岸本が「私が駅前タクシーの運転手に知人が有るから、話して上げませうか。」と云い出したので、小金町の自宅へ帰へる筈の岸本も一緒に自動車屋迄行く事に成りました。

藤永は其の時西の使いで堅粕へ行つていたそうだが、被告人はその事は知らなかつた。

之が被告人達が旅館へ案内されて出かける処迄の皆の行動や大体の言葉なので有ります。

被告人は押名が金を貰つて旅館へ帰つて来るので、自動車雇つたらそれに乗つて一度旅館へもどる事と思つていたのが事実で有ります。千代町の交叉点に行く迄は堅粕へ行くとは夢にも思つてなかつたので有ります。

検証の調書事実と違ふ点が有り、別紙に地図を添えて説明を申上げました。

以上

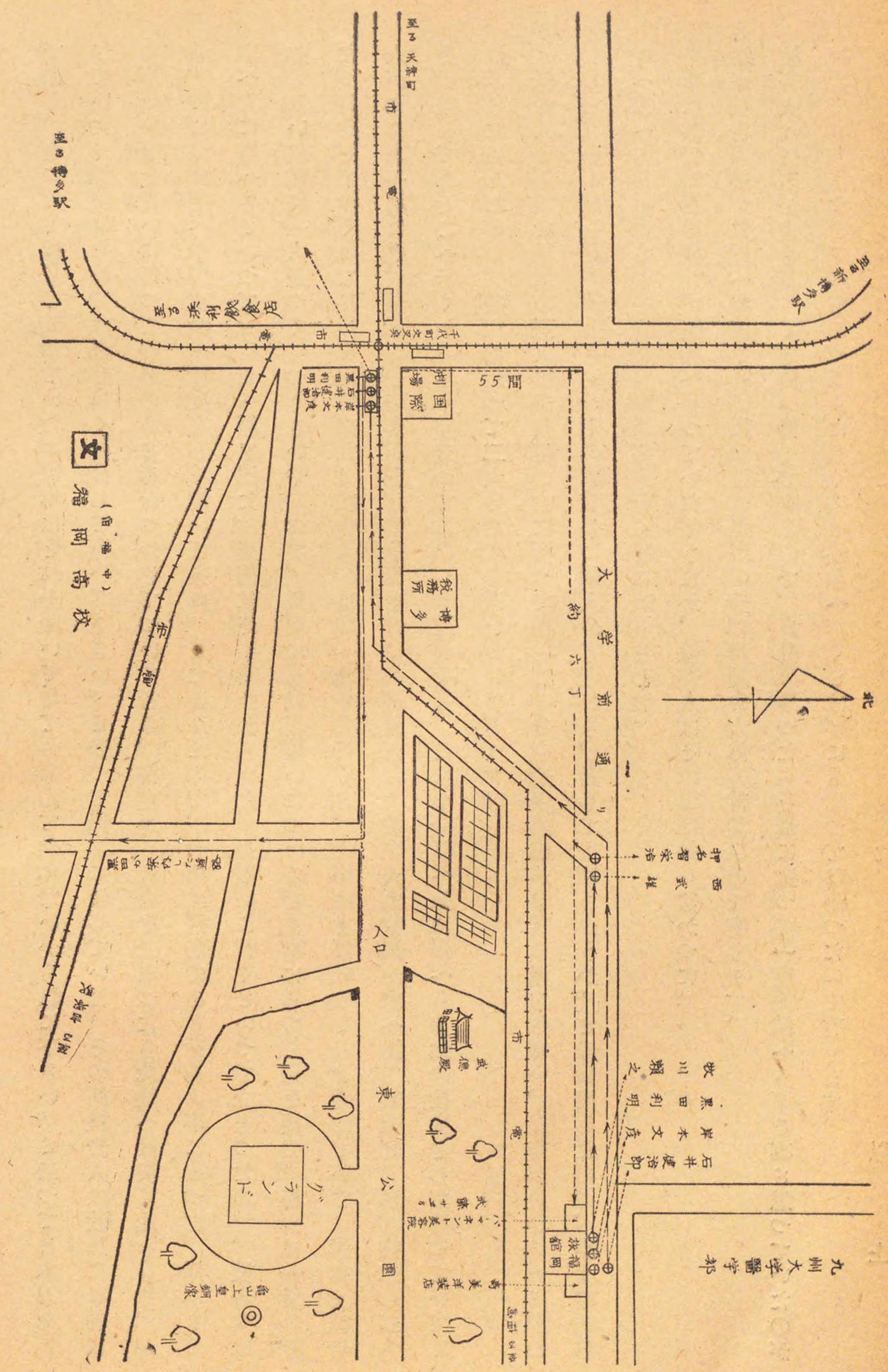
九州大学医学部
福岡高校
東公園
グランド
入口

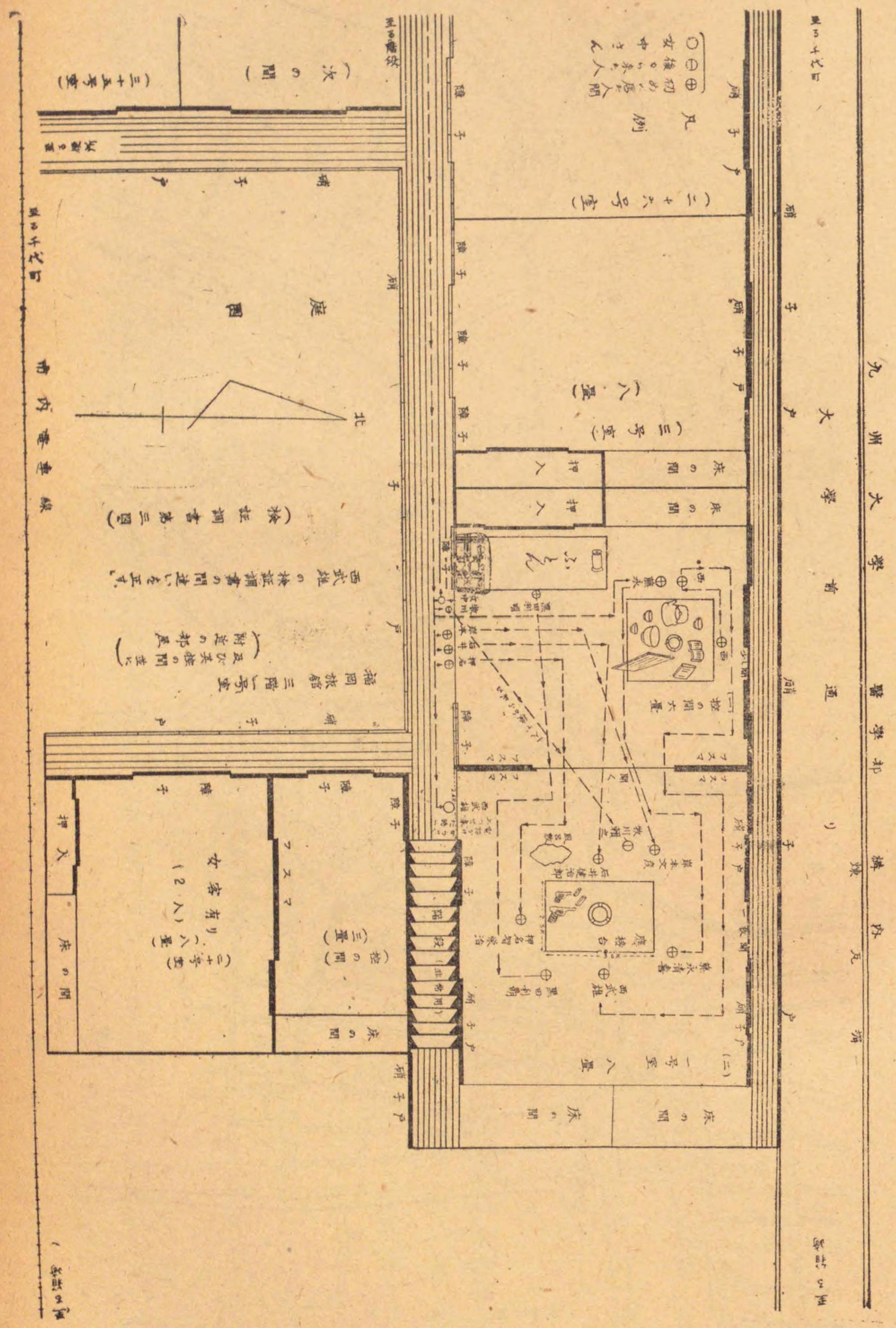
九州大学前通り
庭園
市内電車線

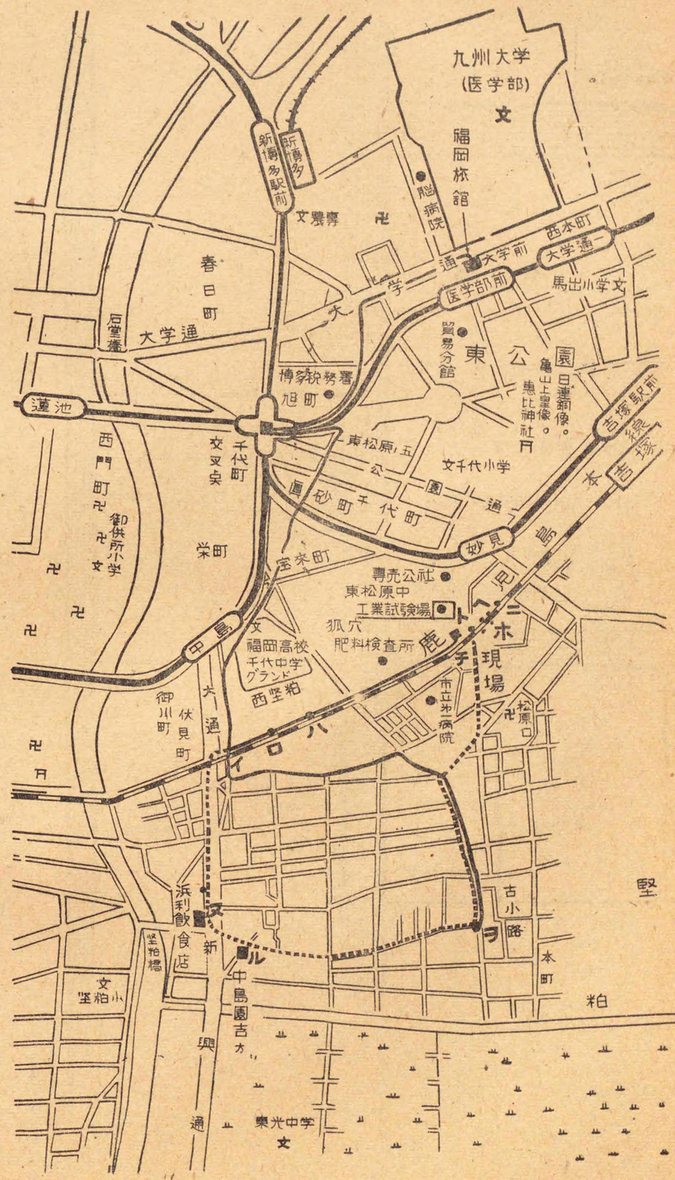

証言書(写)

本籍　兵庫県赤穂市坂越二、〇六七番地

住居　同上

興行業　倭　昇一

明治三三年六月一六日生

私儀

今般左記の通り証言致します。

一、被告人石井健次郎に関する証言左の通りです。

私は昭和二十一、二年頃は自宅に於て真綿の製造加工業をなし工員五十名も使用して広範囲に取引も致して居りました。其のお得意先の主なる内に小谷商事会社があり、同会社の支配人南部栄三郎氏とは親父の代より実懇にして、其の南部氏より依頼があり、下関市彦島東亜造船鉄工所より小形機船二艘受取りと、九州に於ける商工会社としての取引手伝ひに行つて呉れぬかとの依頼により、約十日間の予定にて出張し小倉市に滞在して居りました処、旅館にて預けて居りました鞄入り現金十七万円余と為替十五万円を窃取され、警察捜査商取引、受取り船の遅延等にて遂ひ一ケ月余りにも延び帰国致しました。其の滞在間門司市にて石井健治郎氏に数回偶然の機会に会い名刺の交換等も致しましたが、只挨拶程度にて深くは知りませんが、朗らかな性質特に俠気肌の男という一言より私には交際がありません。

其の後日時の記憶はありませんが黒田という青年が接宅へ来訪された事は事実です。石井健治郎氏の依頼状を持つて来られ其の内容は貴殿の義俠心にお願ひする。此の黒田は喧嘩をした男だが、悪い男ではないから当分の間かくまつてやつて呉れぬかと云う文面でした。然し私も前述の通り石井氏と別に懇意でもなし、取引がある訳でもなし、お互に義理のかけ

る立場でもありませんので、即座にお断り致し帰つて貰ひました。以上の通り相違ありません。
右証言の通り相違ありませんから署名捺印致します。
昭和二十七年三月七日

書　状（写）

拝啓　取急ぎ突然な事にて大変失礼で御座いますが一筆乱筆乍ら御願申上ます。
御願ひとは今より五年前昭和二年の五月の末頃の事で、もう既に御忘れになつて居る事とは思ひますが、或る事件の為私が身をかくす為に石井さんより御貴殿へ紹介状をもらつて御尊宅へ参りました事が有つたのです。其の事について是非この手紙を持つて来られて居る人へ、私しが立寄つた事を説明して下されば誠に助かるので有ります。
何卒九州の果より御願ひに上るので有りますので、宜敷しく御願ひ申上ます。
昭和二十七年三月四日

右倭　昇　一　㊞

証　言　書（写）

本籍地　京都市東山区三条通白川橋東四丁目中之町一八七番地

黒　田　利　明　拇印

現住所　宮崎市浄土江町一〇八番地

岸　本　文　彦
昭和三年七月二十三日生
私儀

今般此処に事件顛末に対する証言書を提出させて頂きまして、裁判長殿の御賢明なる御批判を仰ぎ度く存じます。
現在私は表記宮崎刑務所にて
殺人、刀剣不法所持罪にて六年の懲役に服役中の者で御座居ます。
それに引き替へ石井健治郎氏は、強盗殺人という汚名でしかも一審二審を通じまして共に死刑という此の上なき刑を課せられて居るのであります。
汚名に日夜泣き暮らすであろう氏の為に、私は事件の真相につきまして、総べての点につきまして詳しく説明させて頂きますが、何分受刑の身で御座居ますので、思う様事のいくらも書けません事を御了承お願ひ申し上げます。
何分共時間が有りませんので直接本文に入らせて頂きます。尚その上事が前後致します事をお詫び致します。
一、殺人事件後に汽車の踏切の処で
黒田利明
押名智栄治
石井健治郎
岸本文彦（私）
以上の四名の者が集りました際（過然に合つたので有ります）に私共の申し上げました会話について詳しい説明を申し上

げます。

此の時に石井健治郎氏が開口一番はきだす様にして

「弾がなくなつた、もう後二人殺すのは止めた。もう殺す事は出来ぬ。」と云つたとありますが、それは全く違います。

それは黒田が

「後二人殺して呉れ」と申しました。

そしてすかさず又もや云つたのでした。

「御礼の金として何十万円かの金をもらつてやるから」

彼は一審二審を通じて、そんな事はなかつたと申して居りますが、それは私の申し上げる事が真実なので有ります。

詳しい事は何も云ひませんでしたが、右の事ば黒田は申したのであります。

此の時に石井健治郎氏の言はれたと言うのは

「そんな大それた様な事は出来ん。それよりも拳銃の売買の方の事を聞いて居りました。

すると黒田が

「西は（明石は、此の点不明）食堂に居る」と云つてつれて行きました。

押名と私が一緒で石井氏と黒田は先に行つたと思ひます。

そして食堂の手前で黒田に待たされて居る内、石井氏が一寸様子を見ると云つてそのまゝ帰りませんので、私は一人残さ

れたのでそのまゝ春吉の木下さんの宅に行き、小金町へ帰つたので有ります。

二、一審二審を通じて申し述べなかつた二、三の点を書き述べまして御参考に供し度く存じます。

(イ) 犯行前に黒田が石井氏と私を「西武雄について行つた」押名、藤永、牧川の三名が居る処を指してしめし、その方向

を教へた場所で別れぎわに

黒田が久留米の喧嘩に行つたら、そのまゝ知らぬ土地に逃げるといつて居たので

石井が黒田に紹介状を渡してやつたのであります。その土地と云うのが兵庫県と云う事であることは知つて居りました。

そして、その時私はポケットに持つていた引揚証明書を出してやりました。此の証明書がありさえすれば、何処に行つ

てでも転入出来ます。（当時六大都市は転入が不能でしたし又それさえあれば食うに困らん証明書）黒田は此の証明書の

取扱い方法について私から聞き去つて行つたのであります。此の事は今迄に一度も申した事も致しませんでしたが、此

の点については他に証言書も出ようと思いますので此の点重々御批判下さい。尚此の事からして黒田から事前に何も聞

いて居らん立派な証拠であらうと思はれます。

尚そして此の時に黒田が味噌会社の横に出て

「こゝが味噌会社だ」と教へたと一審の福岡地裁で申しましたが、之は一審二審の実地検証の見取図ではつきり致して

居ります如く、味噌会社の横は通つて居りませんし、又土地不案内な私には何処が専売局か味噌会社かは解りませんで

した。全く小さい事の様ですが之から先にもほんの一寸した事を例に上げるかも解りませんが、何卒最後迄お判読下さ

います様にお願ひ致します。

(ロ) 前記兵庫県の方へは黒田は立ち廻つたと申して居りましたが、之は一審二審の実地検証の見取図ではつきり致して

併し法廷に置きましては佐賀、長崎方面へ行つて居たと申して居ります。彼黒田は私直接にその事を話しました。

それは大体左の如く申しました。

場所は福岡市土手町拘置支所であります。

「兵庫は行つて見たら何の事はない。喧嘩をして一寸やばいのでかくまつて呉れませんか、と云つたら、石井と云う人

は知らん。と玄関払いをくつた。金はなし仕様が無いので九州に帰つて来て捕まつて仕舞つた。」

と申して居りました。

兎も角も只一枚しかない引揚証明書を黒田にやつて仕舞つたという事と、黒田に紹介状を書いてやつたりした事は、私共が旅館を於て何も相談をした様な事は無いという事を裏附けるものだと思ひます。事実私の方は強盗に対しては無罪と成り、殺人罪の方丈は有罪として只たんなる突発的発生した殺人罪で懲役六年を犯せられた丈であります。

それが石井氏の場合は、私とずーと行動を共にしていたのに、年齢が皆より多かつたという事と、一番先に手を下したという丈で死刑の判決があり、併も強盗殺人と云う此の上なき破廉破恥罪の元に未決収監五年という、他人の私と致しましても全くの処ふんがいに堪えません。ましてや本人の石井健治郎氏及びその家族の方々の心中をお察し致します時に、全く何んと云つておなぐさめ致して良いか解りません。

三、旅館では西、黒田から私、石井氏が強盗についての談議は決して無かつた理由について

旅館を出る時に石井氏が牧川に対して晩飯の用意をして置いてくれといつた一言

それから一審二審を通じて申立てゝ居りますが、一寸云い切れんかも知れませんので再度に渡り強調させて頂きます。

福岡旅館で、家に帰るものは帰るし

久留米に行く者は、久留米に行くし

又金を受け取りに行く者は行くと決まつてから

黒田が布団の下からか又は違うかも知れませんが、何処からか持つて来た「日本刀」一尺三寸位いを錦の袋に入れた新刀

（これは後で分つた事）を持つて来ました。

そして又それを特に私に差出して、之を持つて行くつもりだが、拳銃が有るから不用だから、帰へりに途で捨てる処があつたら捨てゝ呉れませんか。と申しましたが、私が

「もつたいないから自分に呉れ」と申しました処が直ぐくれると云うので、その日本刀を腹の中に入れました。此の時の私は何にするとも思ひませんでしたが日本刀を喜んでもらひました。そしてそれを腹の中に入れたまゝ旅館を出る階段を降りました。その時は牧川と二人でしたが牧川がおそく成りましたのでふり返つて見ましたが、旅館の電球をはずして居ました。牧川は私の顔を見てテレくさそうに笑つて

「下宿のばあさんが喜ぶぞ」といつて降りて来ました。

之は段々をのぼつて行つた二階と三階の通路での出来事でありました。

電球は白べんきで福岡旅館と書いてありました。

強盗殺人を又殺人を犯す現場に行くのに電球を持つて行く者が居りませうか。知らぬならともかく途中で失敬して行く者が居りませうか。

第一審では申し忘れて居りましたが、二審で併も最終回頃に思い出して申上げたのをお取り上げ下さいまして、実地検証を願い許されました。併し現品は出ませんでした。

事件発生後すでに満四年も経過して居りましたので、之は止むを得ませんでしたが、此の際の私、牧川に対しては強盗の意志皆目なしとの事で、二人共強盗の汚名は抹殺された訳であります。

石井氏が此の電球現場に居り合わさなかつた事は全く不運と申すより外にありません。

ほんの二三分の違いだつたのです。その時の石井氏は、旅館から出る時に西（明石）が拳銃のコルトの方をあづかつて行こうとしたので、「現金引替でないと渡されんと云ひます」と誰かついて行つてもらへんかと云う事でしたので、押名が藤

永の同年兵であり友達でもありましたので、押名が着いて行くことに成つたのです。
此の際西がコルト式の拳銃をうけ取らうとさへしなければ、石井氏も私、牧川と二人で帰る時に帰つて仕舞つた筈なのですが、それがほんの一寸した事から此の事件に捲き込まれると云う事になつたのです。
此の点について一寸くわしく書く事にさせて頂きます。
大体旅館に集りましたのが全く今以つて考へますとよく皆が全つたと思はれる様なあいまいな事からなのです。
藤永が押名を呼び出して拳銃を持つて居る人を知らんかと云つたのが犯行の行なはれた朝でした。其の押名も石井氏とはトタンの売買のブローカー同志で知り合つた低度の間柄でありまして、押名が石井の住所も知らず立ち寄り先も知らんと云う間柄
その押名は私の事は全然知らず、私は珍らしい名前だからおぼえていただけで、ものを云つた事は一ぺんもない間柄です
し、牧川は私と石井氏の他は全く初対面でした。
名前も全部知つたのは犯行後の新聞で知つたのです。
そして西武雄を福岡旅館に尋ねた時は、藤永清喜できさへ西の名前を知らずに、福岡旅館の玄関先きで旅館の女中を十人程相手にして、藤永が背丈の様子から服装の小さい処まで云つて、いくら聞いても解らずに時間は四時を過ぎたと思ひますが、やつと一人の女中が「何か唱に出て来る隊長さんじやないのですか」と云ひ「あの決戦の空に出て来る人でせう」と
いつたのでやつと分かり、三階の一号室へと案内してもらつた様なのでした。決戦の空の隊長さんというのは、西がラバウルの航空隊の司令官をしていた人で海軍少佐であると旅館の女中はおろか黒田、藤永をさへもあざむいて居つたのであります。
今頃海軍少佐だつた人と云つても若い人にピンと来ないかも知れませんが、あの当時の復員者の間では、その海軍少佐、

それにラバウル航空隊の隊長と云う肩書きは、兵隊に行つて軍隊生活をした人ならばはじめて解るその場の空気でした。
体格も良し、又云う事云う事しつかりした人、そして又専門的な事を詳しく知つて居る人でしたので一も二もなく私達は信用して仕舞つたのであります。
そしてそこで拳銃代金は五万円という事は度々聞かされましたが、誰から出た言葉かはしりませんし、又西からは聞いては居りません。その代金についても問うたのですが、藤永から貰つてくれとの事でした。それで藤永が押名に渡す事に成り、それを押名が私達に渡す手はずに成つていたのですが、
西武男がたまつてコルトを手に収つて隣室に行きさえせねば、石井氏は此の度の犯行に加はる様な事にはならなかつたのです。あの時西が金をいくらかでも石井氏私達に渡しておつたならば、……石井氏は西が拳銃の事について詐欺れると思ひ込んだのです。そして押名では一寸物足らんので本人自身が代金を受取ろうと思はれて黒田と同行する様に成られたのです。
拳銃は他人の預かり物なのです。それを詐欺されたのでは主にたいして顔むけが出来んと思つて、主自身で取りに行かれたのです。
旅館に於て強盗殺人の計画等を致した等とは以つての外です。一面識もしか無い処か、会つたのは初めての者同志が……大の男同志が七人も八人もよつて強盗殺人の計画をする等とは考へられません。又誰も致しませんでした。
石井氏と私が別れた時間は大壕迄十四年式の拳銃を取りに帰つた間丈でありますので、その間には牧川も来て居ります事ですし、又私が帰へつた後でもそんな気は全然ありませんでした。
その石井氏に強盗の罪名がつき、私にはつかないのが不思議であります。
尚此の度の事件発生致しました当時の

昭和二十二年頃の警察の刑事の取調べの模様について一言申し述べさせて頂きます。
共犯者同志を一室に集めてメモを取り、充分話を打合はせをさせた為に調書を取られたのであります。
詳しく書きますと、押名、牧川、私を集め
馬場刑事部長は
「他の事件の事なら知らん、お前達の事件をきくと初犯者ばかりで法律も何も知らんから、西にたまされて了つて居る。石井を見てみろ、やつれて了つて可愛想に思はんか、此のまゝで行けば西は四十八時間の拘束丈で帰さねばならん。そして何も知らんお前達が懲役に行かねばならんのだ。考へて見ろ、こんな馬鹿らしい事があつてたまるもんか。」
「どうだ解つたか、西という奴はそう云う奴だ。お前達の口一つで、考へ方一つでどうにもなるんだ。押名、牧川は何もして居らんのだから調べが済んたら帰してやる。岸本はとゞめを刺したのだから、今日明日すぐとは云はれないが、年も若いし初犯でもある事だし、公判の結果執行猶予で帰れる様にしてやるから、俺にまかせて置け」といつて紙を取り出して、事件の内容について、どういへばどうなる、こういへばこうなると教へたのです。
旅館で一番長く居た押名は旅館で強盗殺人の計画をしたと云う事、そういはねば西がのがれてしまうから、
西と旅館から浜利飲食店に同道した牧川は道中で計画を打ち開けたという事、そして押名も一緒に居たのだから之を強調する事、現場での事は岸本が云はねばならん。
黒田が石井の処へ来て殺して呉れとたのんだ事や、又別に黒田が熊本や翁の二人を連れて来た理由を説明したと云う事を云う様にと云つて、三人が話が合う迄長い間一室に入れられておりましたので、私達三人は自分が助かり度い為にありもせぬ事を、又あつたことでも時を前後して供述させられたのであります。他にも種々と書きまして裁判長殿の御批判を頂き度いので有りますが、今日の処は熱があつて思考力がありませんので、又時間がないので之にて止めさせて頂きますが

最後に一言申述べさせて頂きます。
全くの汚名により死刑の二審判決も終り、最後の最高裁判所の審理をまつ石井氏の事を考へますときに、一審で求刑死刑判決十年を云ひ渡され、検事控訴されまして第二審に置きましても強盗殺人の汚名の元に死刑の求刑ありまして、私と致しましても無実なる強盗殺人の罪名は抹殺は信じて居りましたが、しかしながらその不安は如何なる物で有りましたでしようか。
裁判長殿、汚名の元に死刑の判決を受けて居る壮青石井健治郎氏の事を思われまして、何卒再三事件内容をおしらべ下さいまして真相を御聞き取り下さいます様右伏して〳〵御願い申し上げます。
右に申し述べました通りの事は神命に誓つて真実に相違なく何卒御判読の上御取り上げ下さいます様御願い申上げます。
署名捺印し申し上げ違言なき事を断言致します。

昭和二十七年二月二十七日

最高裁判所裁判長殿

本人受刑中で印鑑を所持せざるに付本人の拇印たる事を証明す

右本人　岸本文彦　拇印

宮崎刑務所教育課長　㊞

第二審判決謄本中の二三の点に対する反証

一、罪と成るべき事実中の第一文中の文面引用

かくして被告人西は拳銃の入手に成功するや、他面前記熊本文造と連絡し、軍服取引の関係者を同市西堅粕東光町三百番地浜利飲食店に連行すべき事を打合せおき

その間被告人石井、藤永、押名等に対し、漸次計画の実相を打明け、事の成り行きによつては云々、とありますが、

西が拳銃の入手に成功したのは、牧川、私が福岡旅館に帰へり十四年式拳銃を渡した時でありませうか。

私が石井に拳銃を渡した時から皆が旅館を出る迄は五分位いしかしかゝつて居りません。只の五分位の間に一人丈ではなく四人も五人もかゝつて行く強盗殺人事件の約束をする様な者が居るものでせうか。

それにその頃は全部の人間はそろつては居りませんでしたし、計画を打ち明けたと致しますなら、私も牧川も聞いて居らなければならん筈のもので有りますのに、私、牧川の事は一言も書いては有りませんが、これは

牧川、私が強盗の件については無罪の判決でありますので書いて無いものと思はれます。同室に居て二人には聞えない様さとられぬ様に五分位の短時間の間に強盗殺人の話を打合はせが出来るものでせうか。

金くの処不思議な判決主文と申さねばなりません。

西が拳銃の入手に成功したとありますが、事件の終了後といへども、西武男は又黒田利明も拳銃の入手に成功は致して居らなかつた事も一言明記して置きたいと思ひます。

二、証拠中の文面引用

(イ) 被告人黒田利明に対する司法警察官代理の昭和二十二年六月七日付聴取書（記第二〇五丁以下）中

事件現場の模様中

石井が「身体をさがして金を取れ」と云うので熊本の上衣のポケットから紙片を取り出し石井に見せて「金は無い」といつて一刺した。

と有りますが、判決文の主文にあります様に六十万円の大金がポケットに入る筈がありません。百円札丈で六十万円というとどれ丈の量になるか御考へ下さいまして、此の事も嘘で有ると云う事が解ると思ひます。

(ロ) 証拠中の石井健治郎に対する司法警察官の聴取書（記録第三五一丁以下）中の

西は黒田は「久留米に行くというのは嘘で実は自分等の取引先の者が百万円位い持つている。相手は今四人程来ているから、これを殺す計画をしていると云うので」という処から続いて「是非加勢を頼む。その代り拳銃代金として君達に五万円やる。」

百万円を持つた男を殺して併も四人殺して、その代償として只の五万円をやる。そんな事を云はれたとしたならば、誰がうんと云う者が居りませうか。併も石井一人にではなく君達と云つて居ります。

君達の中に押名、藤永が入るかどうか知りませんが、私達は入つて居ると思ひます。「インフレ」華かなりし昭和二十二年五月にこんな馬鹿な話が有りませうか。

大の男がそろつて居て百万円盗つて五万円丈もらう。併も一人でもらうのではなくて少くとも三人で分けるとして、一万五千円しか無い金をもらうのに四人の命をうばう。こんな事に同意する筈が有りません。かゝる事実を石井健治郎氏が供述する筈が決してありませんし又西としても云う筈がありません。

百万円中、五万円と云つたらわずか五分でしかないではなく有りませんか、此の事からしても警察の取調べが如何なるもので有つたかが御想像出来ると思ひます。

かゝる如き証拠をして判決がありましたのでは石井氏と致しましても心外此の上なき事と存じます。

三、私、岸本文彦の供述中（記録第一〇一四丁以下中に）

それから黒田は「自分が浜利飲食店に行き二三人つれて来るからこゝで待つていてくれ。前に殺した男を連れて来る時に

軍服は倉庫に入つてあるし、もう倉庫もあけてあるし自動車も来ているといつて連れて来たが、倉庫が開いてなかつたのでブリブリ怒つていた。今度外の者を連れて来たら怒らぬ様すぐ殺してくれ。」など申して居た。尚その際黒田は「今あと二人を呼びにやつている。あと二人が金を持つて居るから殺して金を取る。今度の計画は一ケ月位前から西が計画していたのであるから絶対に心配は入らない。」とも話して居ました。

と有りますが此の事は事実であります。黒田が石井氏と私牧川に事件の真相を打明けた最初でありましたし、又捕はれて土手町拘置場で会う迄に話した最後の言葉であります。

石井氏私、牧川が事件の真相を聞いた（西、黒田から）のは殺人が行なはれた後の事でありまして、事前に此の事件が西黒田の目的が人を殺し金品を奪うの事にあるを知つたのは、只単なる突発的殺人が行なはれた後の事であります。此の事実を認めてあるにもかゝわらず、第三者の牧川、押名の断片的なる言葉尻をとらへて、事前に強盗殺人を計画しておつた等と云はれては心傷に堪えません。

西、黒田等が強盗殺人を計画した事は寸分の違いもありません。

声を高くして断言致すもので有ります。其の良い例が私、牧川であります。

牧川は無罪に依り三十二万二千円の保証金を得、私は殺人罪のみの判決に依り懲役六年未決通算一千三百十六日を頂き真実を認められて当日服罪致したのであります。それに引かえ石井健治郎氏の胸中は如何ばかりで有りませうか。

同じ時間に同じ処に居りながら、強盗殺人犯と殺人犯そして死刑と六年の差、どこから割出された罪名刑期でありませうか。

御賢明なる裁判長殿の御理解ある最終判決をお願い致しまして筆を置きたいと存じます。

昭和二十七年二月二十八日

最高裁判所裁判長殿

本人は受刑中で印鑑を持たざるに付本人の拇印たる事を証明す

右本人　岸本文彦　拇印

宮崎刑務所教育課長　印

証言書（写）

本籍地　福岡県福岡市東唐人町三番地

現住所　福岡県福岡市彌生町二丁目三五番地

牧川頼之

大正十四年六月二十四日生

私儀

今般石井健治郎氏に対する証言を申し述べさしていたゞきます。

石井健治郎氏の関係しました事件に於いて私の見聞せし処を述べさせていたゞきます。

一、殺人の行なはれる時間までに私の知る処では共同謀議は全くありません。

一、事件当日福岡旅館においての話の中においては拳銃の売買の話のみでした。

一、殺人発生の数分前に黒田が来て、拳銃を貸して呉れ。又久留米の喧嘩の相手が来て居るとか黒田が申して居る事を聞きました。

一、事件後私と藤永とが帰宅の際途中川畔にて一寸立ち止り何かしておりましたが、後日の話によりますと拳銃を捨てたと申して居りました。

一、帰宅後誰よりも事件については何等話はありませんでした。又金銭の分配等も全くありませんでした。

警察署に於ける調書は全く真実と異り、始めより犯罪人としての先入感の元に於いて取扱ひ作製してる物でありまして、全く一方的の調書であります。此の点御究明下さいまして、関係者一同の真相を明らかにしていたゞきまして、何とぞ強盗の如き寃罪を御取消しの程切に御願ひ申し上げます。

又事件当時の石井健治郎氏に対する私の所見といたしましては、商売上にて必要の金は収入ありまして、人まで殺して金を入手する必要は認められませんし、又其の様な人物とは決して思はれません。其の事実は同居しておりました私が一番良く知つております故此の事は証明いたします。

何卒裁判長におかせられましては真相を究明いたされまして、切に御寛大なる御処置を御願い申上げます。

昭和二十六年八月二十四日

牧川頼之

右の通り証言いたします。

証言書（写）

本籍　熊本市黒髪町坪井六二一番地

住居　熊本市花園町六〇〇番地

今般被告人石井健治郎氏に対する証言を申し上ます。

証言の前に一言私の事を申し述べます。私は去る昭和二十五年現在の河田家に養子縁組を致しましたので、事件当時は武田と申して居りました。

私は昭和二十一年より一寸した商取引の関係で石井氏と知り合い、彼の竹を割つた様な生一本な性質に魅かれて親しくなり後日より事件当日迄起居を共にする様になりました。その為彼の心は私も良く知つています。前にも申し述べた様生一本な性質であつて、誠に男性的な良い人でありました。しかし悪くいえばお人好しと言ひますか、他人の云う事や他人の人柄をすぐ信用して了ふ気はあつた様です。彼は仮りにも人の物を奪つたり、人を欺むいたりする様な人では決してありませんでした。

職業　魚粉肥料製造業

河田道也

昭和二年八月二十四日生

事件当日、私はその前日より腹具合が悪く病床に伏して居りました。事件当日の朝だつたと思います。私が何か人の気はいで目をきましたところ、牧川氏が何か棚の上を探して居る様な様子でしたので「何をしているか」と尋ねましたら「福岡の競馬場で喧嘩があるので自分等はそれに加勢に行く、たゞ脅かしに拳銃を持つて行くから、その撃針をとりに来た」と云ひ「すぐ帰つて来るから心配せずに寝て居ろ」とたゞそれ丈いつて出て行きましたので、私もたゞ単なる喧嘩かとのみ思い、怪我がなければと思い心配して居りました。

その日の夜七時か八時頃皆が帰つて来ました。その時私の見知らん人が二人一緒について来ました。私はその人達が何の為私宅に一緒に来たのか判りませんでした。後でその内の一人が西氏であり、藤永である事が判りましたが、私宅に来た当時

は別に何とか変名して居りました。

西氏は私に一言も挨拶もせず、態度も横着でありましたので私は第一印象が非常に悪く感じられました。あまり好感は持てませんでした。彼（西）はすぐ裸になつて、私達に酒を買つて来る様にいいますので、たまたま丁度私宅に来合せていた石井氏の弟隆氏と二人で酒を二升程買つて来ました。それから飲む方が始まつたのですが、その時始めてこの事件の事を耳にして驚きました。それは……

酒の席で西氏が石井氏に「こんな事になつて誠に申訳ない。この責任は自分が一人で持つから許して呉れ」と言つて居りました。

「俺はたゞ君が喧嘩に拳銃が要ると言うのでそう思つて居たところ、とんでもないことになつて了つた」と石井氏が言つて居ました。

私はそれで何かあつたなと思いましたが、石井氏始め皆昂奮して居りますので別に何も聞き出す様な事はなかつたと思います。黙つて話を聞いて居りますと、西氏は以前からこの計画をして居たらしく、又石井氏は何も知らなかつたという事が判りました。

即ち石井さんは「拳銃売買の話に依つて拳銃を持つて出かけたが、途中話が変つて喧嘩の加勢を頼まれて現場に行つた。処がしばらくしてその喧嘩の相手と云う男が目の前に来て、拳銃をポケットから出そうとしたので危いと思つて自分の方が先に撃つた。後でこんな事であれば何も人を殺さなくとも良かつた。何故君は本当の事を言はなかつたのか」と西を責めて居りますし、西は「済まん。もしこれが明るみに出れば俺一人腹を切れば良い。決して君達に迷惑はかけない」と謝つて居りました。

その後石井氏は「西は気違いだからあんな奴の言う事は絶対に信用するな」といつて居た事でゞも判ります。

西氏はその夜七福の遊廓に行つたのでしよう。しばらくして帰つて行きました。私も西氏のやり方は男らしくないし、その上私達が海軍の航空兵出身（私、牧川、岸本）であるからでありましようか「自分はラバウル航空隊の隊長であつた」とかその他戦争の事でいかにも自分が隊長であつたかの如く大きな事ばかり言ひますので、あまり好感は持つて居りませんでした。

昭和二十二年五月二十一日頃（たしか事件の翌日）石井さんは奥さんの三枝子さんと二人で下関に行くからと云つて、その出掛けに私に、この包を西が来たら渡して呉れと云つて、一目でそれと判る金を包んだと思はれる風呂敷包を私に預けて行かれました。私はそれを開いた訳ではありませんが、手ざわりや包の格好で札束であると云うことは判りました。

その翌日頃西氏は遊廓の女を一人連れて金を受取りに来ましたので、私はそのまゝ西氏かその女の人かにその金包を渡しました。小切手を受取つたとか云う人もあるそうですが、私はこの事件に関する限り小切手を見た事もありませんし、話を聞いた事もありません。又私が人に渡したりした事は毛頭ありません。

昭和二十三年五月二十五日の夕方七福遊廓より使の人が手紙を持つて来て、私と牧川氏と二人に来て呉れと云う事であつたのですぐ二人で行きました。西氏は遊廓の一室で女の人を三人か四人置いて飲んで居りました。そして私達に「俺は何んとかいう（名前は聞きましたが忘れました）網元の息子と云うことになつて居るからそのつもりで居てくれ」と女の人に聞えない様に言ひました。それから「何の御用ですか」と聞きますと彼は「今度の事件では金が思う様に入らなかつたので、別に何か仕事をしようと思ふ」と云ひました。私はその仕事が気になりますので「仕事とは何か」と聞きますと「それは女達が居るから言へないが後刻説明する。まあ今は酒を飲め」と云ひました。私達は元々西氏と別に親しい間ではなく、むしろ嫌な方でしたので帰ろうと思ひましたが、何度も酒を進めるし、又西氏が怖ろしくもありますので、私達も仕方なく飲みました。そして女が酒をとりに行つたり用件で室外に出た時「実はこのすぐ近所に自分の良く知つた網元の金持が居るから、

そいつを襲つて金を奪つて北陸の方に行つて遊廓をやろうと思うから、君達その加勢をしてくれ」と言ひました。私は「それは考へて見ます」と言ひました。元々私は酒には弱い方なので苦しくなつて別の部屋でねました。その翌日「石井さんが帰つたので帰れ」と弟隆氏が呼びに来たので、急いでそのまゝ小金町の自宅に帰りました。そしたら石井さんが帰つて来て居て「どうして遊廓なんかに遊びに行くか」と言はれました。そこで私達が昨日西の使いが来た時の事から色々と西が話した事を石井さんに話した処、石井さんは「そんな悪い事はするな」といつて叱りました。それから私達はその後西氏とは全然誰もあつていません。

その翌日朝九時頃私が一人で用事に出るため、門を出て電車通りの方に行きますと、物陰からいきなり刑事さんが出て来て私を捕へ手錠をはめ、大浜の交番に行き捕縄で手から足から胴までぐる〳〵巻きにされて椅子にしばりつけられました。それから十分位して皆が捕まへられて交番所へ来ました。

それから自動車で福岡署迄連行され係刑事の取調べを受けました。

私はこの事件については別に詳しい事は知りませんので、又石井氏と別に行動を共にした事もありませんので、この事を申しますと、係刑人は三人か四人居ましたが、嘘をいへといつて問題にして呉れず、拳銃の銃尾で頭をなぐり手を頬を打たれたりしました。

後で色々関係者の話を聞けば、矢張り大分無理な取調べ方をされたそうです。後日福岡地方裁判所で証人として出廷したときも、裁判長殿は私が参考事項を言はうとすると「証人は自分が尋ねた事以外は言う必要ない」と言つて居られました。裁判長の問はれる事以外にも色々と間違いや洩れて居る点が大分あると思ひましたが、私の力ではどうする事も出来ませんでした。

終尾に於いてこの事件は私の知る限り石井、牧川、岸本の三人は人を殺して金を奪う計画を知つて居たのでもなければ、そ

んな話を持込まれた様な事は絶対にありません。

その事が事件前に若し三人の内一人でも計画したり又知つて居たのであれば、終日起居を共にして居る私にも必ず判るはずであります。如何に私が病気でねて居たとは云へ、そんな事に該当する一片の言葉も素振りも感じられませんでしたので、はつきりとそう申し上げることが出来ます。

最後に一言申し上げます。石井氏は私も長い間交際して居りました。良く彼の心を知つて居る者の一人であります。彼の性格は長い間戦場に行つて居たせいでありませうか、それ共戦後の混とんとした社会に帰つて気持の定まらなかつたせいでありませうか、確かに悪い結果を生む様な事になりましたが、それは決して彼の性格がそうさせたのではなく、例へば魔がさしたとでも申しますか、石井氏自身ですら思いもかけない様な事になつて了つたのでありまして、決して兇暴な性質でもなく残酷な心の持主でもありません。彼は人に聞けば軍隊でも部下には優しく慕はれて居たとの事ですし、又私達にとつても決して悪い意味で無くより良きリーダーでありました。

私は彼が今や牢獄に入り私達と別れて了つたのは丁度肉親に別居して居る様に思はれます。

私は決して嘘を申上げて居るのではなく、今冷静に思ひ浮べて見ても彼の人格及び人情味豊かな天性は吾々いや世間一般の人達も遠く及びもつかないものであり、彼の有能なる人柄は彼を知る総ての人に愛され尊敬されて居たのであります。知る処に依りますと今回が最後の上告とかで御座居ますが、願はくば私達の切なる望みをお取り上げになつて、何とぞ今一度、再度の本事件の究明にお係り下さいます様伏してお願ひ申し上げます。

良く事件の顛末の判明してからの御裁判でありますれば、もうこれ以上私達も思ひ残す事もありませんし、本人もあきらめがつく事でありませうが、現在の如くあいまいな審理に依る御裁決には本人も本心より服し難く、又私共も非常に心残りが致します。何卒この切なる願ひをお酌み下さいまして事件の真相を再審理、お取り上げ下さいます様衷心よりお願ひ申し

上げます。

右証言その他違言なき事をお誓ひ致し署名捺印致します。

昭和二十七年二月六日

証言書（写）

本籍地　福岡県福岡市伊崎裏二六番地

現住所　右に同じ

河田道也印

鮮魚業船業

小森俊一郎

三四歳

私儀

今般石井健治郎氏に関しまして証言申し上げます。

事件当時昭和二十二年五月私は石井氏の借家小金町菊池勇次郎方二階に其の二日前より石井氏と会ひ、十何年振りの旧交で懐しみ石井氏前記宅を訪れて宿り合せて居た者であります。

私と石井氏との関係は、私の兄と石井氏は同級生又近所に住み居りましたので、其れ故幼き時は弟の如く可愛がられて戴いて居たので有ります。

石井氏の人柄はまつたく善良なる物で有りました。石井氏が現役入隊より十数年軍隊に行つていた事とて、又当時の暗黒の世相に如何に心境の変化を来たしたとしましても、人を殺してまで金を奪う様な事は当時の石井氏と会つて懐しんだ時にも又石井氏の活躍振りから考へましてもとても信じ及びも付きません。

私が感じまする時、当時一緒に居りました岸本、牧川、武田等の年長者としてすい分石井氏は面ごう見て居られて、此の事件でも年長の事にてあらぬ冤罪が付いたのではないかと想つて居ります。何故なればやはり年上であれば年下の者をかばう気持、又年上故に悪く見られるのも致し方無い事にも成るのではないでしようが。私は石井氏が警察に連れて行かれた時に一緒に行つたので有りますが、手錠をはめられ身体をぐる〳〵に縛られて仕舞ひましたが、警察では最初から罪人扱いで強硬なる訊問が有り、全くどう成る事かと恐怖致して留置三日間の間に見違へる程やせて、やつと許されて出所したので有ります。今想い出しても身震いする様な警察署での取扱ひ行動で有りました。

其の様な次第で私も事件当夜より捕まつた約一週間石井氏宅に居り、私の知ります事実を唯今より申し上げます。

私の知る範囲内では事件当夜皆と一緒に居りましたが、石井氏が西氏に何か尋ねて居た様でありますが、むしろ仲でも悪い人同志の様でありました。岸本か牧川かゞ喧嘩して切つたとか、拳銃の音にびつくりした等と同室の者に話して居たのは知つて居りますが、そんな話はやめて寝ろと石井氏に言われました。

間も無く知人宅に行くと申して西と藤永とは帰りましたその時西は石井氏に向つて何か拳銃の売買を依頼しておりました。

其の翌朝早く石井氏は奥さんと一緒に出掛けられずつと帰つて見えませんでした。

当時同居人武田道也が石井氏から風呂敷包を預り西から取りに来たら渡す様頼まれて居りました。

それから二日程して西からの御使いと申して女が来て、西が大浜の特殊飲食店七福に居る事が判り、武田が其の時より二、三回行きました。私も二回目か三回目に一緒に行つて遊興して泊らしてもらいました。其の時一緒に遊興した者此の事件に

無関係の武田、伊豆丸、半田と私、関係者の牧川、岸本も居りました。
西と藤永は朝から酒ばかり飲んで居りました。
二十五日石井氏が帰られ使をよこしすぐ返へれと云はれましたので、石井氏が何故立腹して私達を叱る様な事を言はれるのかと思つて居りました。
石井氏は事件の翌朝より奥さんと出掛けられ七福には一度も行かれず、又西氏より預つた風呂敷包は武田がそのまゝ西に渡しましたので、金銭的には西達と何等関係は無いのであります。
金銭的に関係したのは前記七、八名の者で、此の為私達は石井氏から何故西の所等に行つて遊ぶのかと叱られたものと思ひます。石井氏が強盗でもする人ならばたとへ一銭でも取つて又成るだけ多くの金を自分の物にした事でせう。又私達を叱る様な事も無つたと思います。
裁判長殿良く御調べの上幾多の間違い、真実の相違を公正に御批判下さいまして、石井氏の御裁決に御寛大なる審理御判決下さいます様御願ひ申上げます。
世は講和の喜びを祝す折柄五年有余に亙る石井氏の御審理にも希望と平和の光を与へられ、更生の道へ御導き下さる様神に祈り幾重にも御願ひ申し上げます。
右の通り申し述べ証言致し違言無き旨断言申し上げ署名捺印致します。

昭和二十六年九月十五日

右　小　森　俊　一　郎　㊞

証　言　書（写）

本籍地　熊本県熊本市大江町本四三三番地
現住所　熊本県熊本市健軍町一八〇〇番地
職業　木材業

古　川　光　雄
明治四十二年五月二十八日生

今般左記の通り証言致します。

一、被告人石井健治郎に対しまして証言左の通りです。
昭和二十一年五月当時石井氏は、本部を福岡市に置き熊本市に支部を置く、北九州復興連盟の事業部長として在職し、都市復興の一部たる建築及び土木工事に従事して居りたるも、本部の事情に依り福岡市に出張中、此の度の事件を起したものであります。何故あの様な事件を起したのでしようかと、かつての石井氏の親身も及ばぬ程の情愛を持つ私の熊本の知人の総てが思つて居る次第であります。又石井氏がかゝる事件の中心人物になる人なら当時支部運営の重要地位にある筈もなく、氏は本部理事長の特命も有りし程の人で、人の為国の為め我が生涯を捧げ連日連夜奮斗したる人で有ります。私達も非常に期待を持ちまして総てを氏に委任したる程で有ります。金銭的に対しては特に事件の罪名を犯す人で無い事はあらゆる点に於て考へられません。
石井氏は部下に対しては自己の収入から、相当家庭的に困難なる時も与へて居りたる事は私の知つて居る事でも数十件数へる事のある程の人でしたので、金銭的に他人の物に手を出すと云う事は無いのであります。
石井氏は長年戦場に居られた様子でしたので、終戦後の時勢下に於て男性的な義理人情に強く、暴力には暴力を以てする位

の男性でしたが、弱い者に対して不法な事は無く飽く迄も正義のためには身命をおしむ事の無い人でした。
北九州復興連盟は土建部、商事部、輸送部、更生部の四部で、飽くまで郷土の復興と人心の安定と社会救済事業を目的とした連盟でありました。
石井氏とは長年の交情が有りまして、氏の人格及び人情味の他に優れ、自己を忘却した徳性は遠く私達の及ばない人で有りまして、罪名を聞き全く驚きました。私の申上げ度い事は氏の徳性を追慕し社会に於ける人格者として受入れたい者が多数居る事の一事でも決して社会に害毒を流す様な人でない事を確証致します。真に恐れ多い事ではありますが、石井氏の人格心情を新たに追憶致しまして御願ひ申し上げ度いのであります。
如何に有能なる人命が、事件の真相が明白ならざるまゝ、今や消え去らんとして居るのであります。
聞きますれば今度最後の上告審とか
この最後の希望、それは人間本来より出る生えの本能なのです。如何に此の上もない悲しむ可き事が、此の上告審に於て決まるかと想へば、私達と致しましても非常に残念の極みであります。何卒今一度の事件の真相御究明有らんことを御願ひ祈つて止まぬ所であります。
右証言違言無き事を断言致し署名捺印致します。

昭和二十六年七月二十四日

証言書（写）

右古川光雄㊞

今般左記の通り証言致します。
一、石井健治郎に対しまして証言左の通り申上げます。
石井健治郎氏は当時私の知人双葉商会勤務大久保氏より紹介在りしトタン板売買の為に私の家に（住吉向島）に出入り交情致し、其の手腕と責任感を私共は知り、又其の人柄の善良さに石井氏に総べてを任し、有意義成る青年と深交胸中に開合して一切の関係商事を一任致して居りました次第で有ります。
昭和二十一年五月商事成立し、日本機械商事社長尾上氏より支払金百万円（小切手）を持ち門司、八幡、福岡間を往復し無事務め果し其の謝礼金として、石井氏は十一万円を受取つたので有ります。商事の成功に喜び石井氏は励んで奮斗次の自転車タイヤチユーブの売却に努力して無事百五十本分の売上金約四十万円を得次の事業の資金にあて活躍致して居りました。
此の様に前途に希望と事業欲に燃えて居ります最中の事件の出来事には夢の如き有様にて、唯驚き現在に至る迄も尚私の為に強盗殺人を犯したのかと、いまだに不可解極まる事と考へ思ひ見る次第で有ります。
想ひまするに当時石井氏が事件の二週間程前拳銃を持参し「頼まれたのですが品物が拳銃だけに困つて居る。又頼まれた人にも今更嫌とは云へぬし、貴男が心当りが有れば何んとか売却出来れば御願ひ申度いのですが」と云つて私の家に持つ

本籍地　福岡県粕屋郡香椎町香椎
現住所　同県粕屋郡香椎町浜男

木下照康
明治二十八年一月八日生
私儀

て来て非常に困つた様子で頼んで居りましたが、其の様な危い物は持たぬ様注意して帰へしたのですが、私は石井氏がそんな性質なので可愛想に困つて居るなど、又品物が拳銃なので売れますまい。位いに考へて忘れるとも無く忘れていますと数日して私の家に参り「私も男として引受けましたが此の品物にはほと〳〵困りました。貴方は年長だし一つ返却して頂けませんか、聞いたり訊ねたり方々したのですが駄目です。宜敷く貴男から云つて下さいせんか。」誠意が無いと思はずに居て呉れと云う様な意味で私に返却を依頼しに来たので有ります。私も石井氏の性質を知つて居りますので、さぞ困つた事だつたろうと思い、又品物が品物だけに返却を心良く引受け、早速使いを出して呼びにやりましたが不在なので、石井氏は呉れ〳〵も頼んで帰つたので有ります。

其の後何んとかして早く返へそうと思い、品物が普通の物でないので持歩く事も出来ず、又仕事の為に使を出しても持主が居らず、三日程預かりて居りました処買つて呉れるかも知れぬと云つて受取りに参り渡したので有ります。

其の後会つた時石井氏は矢張り駄目でした。それに暴発なんかしたのでこりやいかんと思つて自分で返へしに行つたところが持主が留守で居らず、女店員だけて渡しも出来ず弱つていますとこぼして居りましたので、早く返す様注意して居たのであります。人より依頼され又ちようど返へしに行つても居らず、不運とでも云いませうか。石井氏は何んとか切角頼まれた事と一生懸命に成つて居る其の石井氏の事にも、私共は此の様な石井氏に愛感を深くし好もしき男で有ると感じて居つた次第で有ります。

其の数日後当事件発生致し、現在に至り罪の為とは申しながら極刑の唯今、当時の石井氏を知るだけに懐かしみしのぶ者としてすでに五年有余彼の人柄を知るだけに、どんなに苦しみ又如何に悔い何に訴へ様と仕て居るのでせうか、感無量成るもので有ります。強盗など致す様な事が何処にあつたのでせうか。

私共今新に石井氏を追慕致し、私が肉親の如き親身感胸を打つ時真に言葉とて有りません。あの返却に参りました時、あ

の時もつと積極的に注意し、返却させなかつたと思へば、後事千慮の一失と悔いられて成りません。

私からも此の際お詫びを願う所で有ります。品物拳銃の為又当時運悪く持主不在の等思う如くならず、行かなかつた事は哀しい石井氏の宿命だつたのでせうか。石井氏が金欲しさに殺人迄犯す人柄で無かつたの志、金も持つて居つた事は不詳此の私が立証申し上げる者で有ります。石井氏と交友有る者なら皆又此れと同感なので有ります。

重ねて当時の石井氏に何故強盗せねば成らぬ事が有つたのでせう。其の頃の金にて何十万円の金を動かし持つて居たのでが有り、百万円の取引の金も石井氏は預かり立派に済ませて居るので有ります。身も知らぬ一人物より聞き、其の悪計に加はる様な金銭的にきたない人では無いのです。私の知る限り石井氏は断じて強盗など犯す人では無いので有ります。

何卒石井氏の人格又良心的善良さを知る者として金銭的に道徳感を左右する人間で無い事を御賢察下さいまして、最後の御英断に対しまして御寛大なる裁決給はらん事を神に祈る御願ひ申し上げる者で有ります。人間の一生が生死の境に立つ身生への愛着唯一途に罪の深さを悔悟自責しておる石井氏の頭上に今一度の御究明あり希望と更生への機会を御開き下さい。

如何に罪とは申せ人の死を喜ぶ者一人として有りませうや。何卒今一度の御賢裁下さいまして御助命の事伏して伏して御願ひ申上げる所で有ります。

事件当夜岸本文彦君が私の家（住吉向島）に来た時の模様を申し上げます。

当夜十時頃だつたと思いますが、岸本君が訊ねて参りまして、済ませんが此れを預かつて頂けませんかと洋服を丸めて持つて参り、翌朝取りに来るからとの事で有りました。岸本君は以前石井氏と来て知つて顔も良く知つて居りましたので、承知して今日はおそいから泊つて明日帰つたらどうかと申しますと、他に用も有る様に申して帰るといひ様子が変なので何か有つたのかと訊ねますと

何にチヨツトした喧嘩をして来たと申して居り、石井氏も一緒かと聞きますと、いゝえ私一人でやつたと申して居りましたので、喧嘩など仕てはいけ無いと注意し、まさか人を殺して居様とは思いもせず、下駄を借して呉れと云うので借してやりますと礼を云つて帰へつて行つたので有ります。翌日預けた物を取りに来たそうですが、私が出掛けて居りませんでしたので家人が渡したそうです。

商事のために石井氏に会わうと思つて小金町を訊ねますと、奥さんと一緒に何処かに行つて居るとの事で、此の様な事件の事も露知らず帰つて来るのを待つて居た様な次第であります。

次に死にました処の熊本文造氏に対する私が詐取されたる事を申上げ度いと思つて居ります。

昭和十九年中期私宅に熊本氏訊ねて来たり、当時私が日本ゴム資材課に納入して居る関係から何卒同所へ紹介して貰殿より売却方御願ひするとの相談致されたので有ります。熊本氏の人格初対面にて知らず、信用して話をまとめ品物の納入を進行させてやつたので有ります。所が熊本は手付金として半額の一万五千円を頂き度いと申したので有ります。真さか詐取され様とは思はず、会社とて品物無しに手付金など出すはずがなく、又言ひもされませんので仲に這入つた義理から熊本氏に金を渡したので有ります。所が二、三日中には持つて来るとの事で有りましたが音沙汰なく請求するけれども家にも帰つて居らず、其のまゝに成つて仕舞つた次第です。此の他に知人に問ひ合せました所熊本氏は前科数犯を有する悪き人にて、其の被害方々に有り当時大変な人間に引掛つた事と後悔致して居つた次第です。又箱崎の陸運の重役寺崎氏も同様手段にて詐取され、此の他キヤラコ、軍服を売る等々、皆の人をだまし金を取り其の請求に方々を逃け廻り居たのであります。此の度の事件に熊本文造関係致し、知りもしない石井氏よりあの様な事に成つたのは運命の恐しさに今又感深き思いして居る処で有ります。

熊本氏今若し生存し居りますならば、私共の関係は勿論石井氏の現在の立場に重大の有利なる証出するのであります。死

なれて仕舞つては最早致し方なく、返す〳〵残念の極みと痛切に感じて居る次第であります。

以上の如く申し上げました証言中愚言にて御不明の段多々有るとは存じますが、何卒御賢察下さいまして御許し下さいます様共に石井氏の上告審に於て何卒事件の真相を御究明下さいまして、御寛大なる御裁決の下に石井氏の人生に今一度の光明と更生の機会を御与へ下さいます様重ねて御願ひ申上げる次第で有ります。最後に今一度石井氏に絶対に強盗などなす様な人格で無い事を立証致し申し上げます。宜敷しく上告審にて事件真相御判断下さいます様神かけて望む次第で有ります。

右証言致し偽言無き事を断言署名捺印致し申し述べます。

昭和二十六年八月十七日

右木下照康㊞

一、――――は被告人と黒田利明と岸本文彦が参人で通つた道路
二、……は黒田利明が一人で通つたと云う道路
三、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)は主要場所（検証調書が示す）
四、■家と現場、●主要場所、・各被告人の居たと云う場所
五、福岡旅館を出た被告人等は、久留米行きの自動車を雇いに行くと云う黒田利明について千代町交叉点に出たが、被告人が急行電車で行つた方が早やくて良くはないですかと云つたので、黒田がそう仕様と云い出し、拳銃代金を押名達が貰つている様ならば後の一挺の拳銃を渡さねば成らぬので、その行つてる堅粕の方へ行こうと云い出したので、黒田について東公園の入口迄引返へして福岡高校の前の道へ出て東本町を通り、線路を越えて吉野町へ出て西林寺前町を通り古小路へ出たが、此の附近の(ヲ)点あたりで黒田が道道話して来た、親分の喧嘩の責任を負つて上方方面へ飛ぶ、そして顔を売る話をするので、岸本が旅へ出るならば移動証明書を持つて行けば旅先で困らんからと云つて岸本の持つていた引揚証明書を黒田に渡していた。之は一枚しかない大切なものだつたが、親分の責任を負つて行くと云う黒田に感じて渡したもので有り、被告人も上方へ行かれるならば赤穂に佐越と云う処が有る。そこに知人で義侠に富んだ人を知つてるから紹介状を書いて上げるから訊ねてみなさい。と云つて名刺に紹介文を書いて黒田に渡したのが倭昇一氏の処で有ります。それが(ヲ)点で黒田は此処で立留り、前方を指差してあの銀杏の木の有る火の見台の家の処に皆は居るが、あまり大勢行くと都合が悪いから貴男達は線路の近くで待つていて下さい。拳銃代金を貰つている様ならば私が連れて来ますから、と云ふので被告人等は仕方なく(イ)点へ行つて待つている内、一寸福高のグランドで野球を見たので有り、(イ)点で押名、牧川、藤永、黒田が来たので合つたが、(イ)点より(リ)点たる現場は絶対に見えず、しかも参百米以上距離が有り、なお曲つて居り、黒田の云ふコ、ココが又はあそこが現場云々は全くの嘘で有る事を地図が明らかに示します。
（以上地図附書）

弁護人清水正雄の上告趣意

第一、原判決は憲法第三八条に違反して居るものと信ずるものである。即ち
一、原判決はその理由に於て「被告人西、黒田、石井の三名は金員強奪の目的を以てする翁及び熊本の被告人岸本は殺意を以てする熊本の各殺害行為を以て遂行し云々……」（原判決文七枚目表三行目以下）と説示し、被告人石井は被告人西、黒田と強盗殺人の共犯と認定せられて居るのである。
二、而して之が証拠として採用されて居るものの中、被告人石井に対し最も不利益なものとしては被告人黒田の供述である。
即ち、(イ)黒田に対する司法警察官代理後藤実作成の昭和二十二年六月七日附聴取書（記録第二〇五丁以下）(ロ)福岡地方裁判所第一回公判調書中、黒田の供述部分（記録第一二二七丁以下）の三つであるところ、右(イ)の聴取書中、判決文に引用された居る部分は被告人石井にとつて最も不利益な部分のみ取上げて断片的に綴り合せてあるのであつて、判決文に顕出されて居る部分は誠に真実かの如き感を受けるのであるが実際、右聴取書全体を通じ熟読するときは黒田は嘘偽の供述をして居ることが明白に理解出来、全く黒田は自分の責任を他に転稼せんが為極力自己の有利に供述して居るものと思料せられるのである。
今その数点を挙げて見ると、
(一)西は藤永に対し「黒田が明日喧嘩をするので是非拳銃を世話してくれ」と申し、私も西がでたらめを言つて居ると思つたが仕方がないので「福岡の野田と……是非拳銃が欲しい」と嘘を言ひ（判決文十丁表九行目以下）先ず藤永を

被告人　石井健治郎

欺し更に同人を通じ被告人石井を欺し被告人石井は拳銃代金を貰ふ為に同行したことが明白であること。

(二) 被告人石井は喧嘩の相手が来て居るものと信じて居つたので被告人石井が黒田を指図する筈なく、黒田の指図を受けたことも明らかであり、喧嘩の相手であるので従つて被告人石井が「身体を探して金を取れ」と言ふ様なことを言ふ筈がないこと。

(三) 黒田が西と共謀して支那人から軍服代金を詐取することを初めから承知して居るものであるとするならば、倉庫を見せることは一つの手段で、金は他の場所で貰ふことも判つて居るのであるから、兇行現場に熊本や翁か金を持つて来て居らないことも十分判つて居る筈である。それであればこそ、判決文に引用の石井と二人で堅粕の飲食店の方に行くとそこには西と支那人五人余りが居り、西が私に「品物はトラックに積んだか」と聞くので「積んで向ふで待つて居る」と答へると……現場に行けば殺して居るのがばれると思ひ……（判決文十二丁表二行目以下）云々と供述して居るものであること。

(四) 右(イ)の聴取書によると被告人西は明石と偽名して居つたことも寔はれる（判決文中になし）

(五) 熊本さんと私に一寸向ふに待つて置いて下さいと言ひますので、味噌会社の前に行きました。此処から現場は見えませぬ。きよりは五十米余であります……熊本と現場に行かうとした時博多駅の方から汽車がゴーッと音を立てゝ通り過ぎました……私は驚いて私は後を振向かず吉塚の方へどんどん走つて五十米余行つた時、一寸待て〳〵と呼び止められましたので振返つて見ますと石井、押名、若者等が居りました。そして誰かよく存じませんが皆で七首で止めを刺せと言ひましたので私は逃げようと思いましたが石井からやられると思ひましたので仕方なく……（判決文中、此処から現場は見えませぬ。どんどん私は逃げ様と思ひましたが石井からやられると思ひましたのでなる文句は記載がない）と供述して居るのであるが、味噌会社の前から現場が見えないものであれば若者が抱いて原の上に引張つて

居るのが見える筈がない。又その原は何処を指すのか判らない。黒田は計画通り殺害するつもりで来て居るのであるから自分が驚いてどんどん逃げることもなく、又石井は黒田の味方であり、黒田に危害を加へる筈がないのに石井からやられると思いましたので仕方なく刺したと言ふ様なことは全然考へられないことである。

黒田は右(イ)聴取書中、「石井は身体を探して金を奪れと言ひますので身にさわつた時は冷なくなつて居り、ひやつと致しました。紙片は上衣のポケットの中から出して石井に見せ、金はないと言つて一刺ししました。私の横で誰かが日本刀見た様なもので如何して居る様でしたが気が上つていて如何してゐるのか判りませんでした。私は恐ろしくてならず一人小走りで逃げ様と思つて……と供述して居るのであるが、黒田は恐ろしくて気が上つて居つたか判らないと言つて居る反面、冶たくなつて居る体にさはり乍らポケットの中から紙片を出し石井に見せ、ゝはないと言つて一刺ししたと言ふ様な余祐を見せて居るのである。

却ろ反対に藤永や押名が現場を逃げ出すと言ふことは常識上考へられるが、黒田が恐しくて一番先きに逃げ出さうとしたことはどうしても考へられないところである。

(五) 右(イ)聴取書中、私はことはつて駅裏から住吉町の電停に出て行つて……七日午後三時頃署へ参りました様な次第でありますと供述して居るのであるが、黒田が逃げたのは実際は兵庫県の赤穂から三の宮の方に行き、九州にまひ戻つて来たのである。

(六) 右(イ)聴取書中、西からうつかり欺されて抜きさしもならない様な破目になつて、斯様な大それた事を致したのであります。西は殺してやり度い程に口惜しくてなりません……此の度の事件は西の策謀に皆がだまされたものでありますと供述して居るのであるが、黒田は西の計画を承知して居つたものとしか思はれず、西には欺されて居らないに拘はらず、西を一番悪者にして居ること。

(七) 右(イ)聴取書の供述通りであるとするならば、味噌会社の方から黒田と熊本が出て来たならば、同人の死体は翁の手前、反対側即ち検証現場写真の左側にあらねばならぬと思はれるものであること。

等、以上の諸点から考察するときは右(イ)聴取書なるものは矛盾だらけで全く信用出来ないものである。

(六) 被告人石井は強盗殺人の故意は全然なかつたものであつて、強盗殺人の要件たる犯意を欠いで居つたものであるから、従つて西、黒田等と勿論共謀したこともない（詳細は後記の通り）

(九) 判事藤井亮の訊問調書によれば、被告人石井、西、岸本、牧川、押名、藤等何れも人を殺して金品を強奪する様な相談をしたことは全然ないと供述して居るのである（記録一二五丁乃至一四一丁）

右調書は昭和二十二年五月三十一日に作成せられたものであるが、右(イ)の聴取書はそれから一週間も経過して居る同年六月七日に作成せられたものであつて、其の間七日間の開きがある。

(十) 黒田は一審の第一回公判調書中、強盗殺人の点は全然左様な事実はありません。尤も七首で刺したことは間違ひありませんと供述して居ること。又石井等は西から計画を打明けられて加担したのだと感ずるところはなかつたかと言ふ裁判長の問に対し、私は石井等は喧嘩だと西から騙されて居たと思ひますと答へて居ること。止めを刺せと言はれたと言ふ点に付てその時は警察で晩の九時から徹夜で取調べを受けましたので係官もあわてゝ居られて左様なことを書かれたものと思ひますと答へて居ること。

石井が身体を探して金を取れと言ふので紙片を上衣のポケットから出して石井に見せて金はないと言つて一刺ししたと言ふ点に付て私は左様なことはしないと言ひましたが勝手に書かれたのですと供述して居ること。第二審の第三回公判調書中、警察における取調べに付て警察では鹿児島に行つてどうしたかと尋ねられるので、鹿児島についた翌日には雨が降つてゐたので料理屋で遊び、二日目に戦友を訪ね其の帰へりに温泉に行き、更に闇市場を歩き廻つたがその際私は、冬服を着て居て非常に暑かつたので軍服の夏物があれば買つて貰うつもりで探がして廻つたと述べました。ところが取調べに際しては結果から見れば見本を買いに行つた様になるのではないかと言はれるので、私は何度も事実の通りを弁解致しましたが西か何でも知らぬ存ぜぬと言張つて居るから自分の言ふ通りにしないと全部お前がやつた様になつて死刑になるぞと言われましたので恐しくなつて言はれる通りの事を述べたのです。警察で取調を受けた際にはお前が何時迄も逃げて居るから西が何んでもお前がやつた様に述べてゐる。若しお前が西から命令された様に言はなければ西のかはりにお前が死刑になるぞと言はれましたので嘘だとは分つて居りましたが左様に述べたのです。

それは自分の罪を逃れたい為に申し上げた作り事であります。警察の方がお前が今迄逃げ廻つてゐて逮捕されなかつたから今自分の言つた通りにして置かないとお前が勝手に被害者を連出して殺した様になり、死刑になるぞと言はれたので、そうなると大変だと思つて罪を逃れたいばかりに作り事を言つたのです。

黒田に対する右(イ)聴取書中、記録第二一七丁裏六行乃至二一八丁裏一行迄の部分に付き、それも警察で取調べに際して私に非常に待遇を良くしてくれ、時には菓子迄食べさしてくれ親切にして貰ひましたし、取調官もお前の悪い様にはせんからと言はれますので結果から考へて左様な嘘を申立てたのです。

石井が拳銃を出してこれは癖があるから人には射てぬ、自分が射つてやると言つて居つたか何うかの点に付て黒田は私はその場では聞いて居りません。警察では私は事件後左様な記事を新聞で読みましたので警察では聞いた様に申し上げたのです。

右(イ)聴取書中、記録二三一丁表一行乃至二三二丁表四行迄の部分に付き、それは私が述べたのではなく、警察で勝手に書かれたのですと答へて居ること。

(ヒ) 右例示の外、右(イ)聴取書を黒田は一、二審公判廷を通じ任意に作成されたものでないことを強く主張して居る。一貫したものが見受けられるのである。

(ホ) 岸本文彦、藤永清喜、押名智栄治、牧川頼之等何れも警察における調書は脅迫による誘導若くは供述して居らない事実の附加乃至は拡張的記載によるものである趣旨を述べて居るのである。

而して日本国憲法の施行は同年五月三日である、尚又日本国憲法の施行に伴ふ刑事訴訟法の応急的措置に関する法律(以下応急措置法と略称する)は日本国憲法の施行日と同じである同年五月三日から施行せられて居るのであつて、基本的人権を基盤とした民主主義、主権在民による日本国憲法の施行により司法手続制度も其の性格を一変してしまつたのである。

応急措置法は第二条に於て刑事訴訟法の解釈の指導原理を明らかにして居る通り、従来の職権主義的なすべてが官憲の専断によつて行はれる糺問手続は廃止せられ、弁論主義、直接審理主義、口頭主義による公判中心主義に一大転換を来たしたのである。

此処に於て之を見るに、本件の取調を開始したのは昭和二十二年五月三十一日からで、黒田に対する警察の第一回聴取書は同年六月七日作成されて居るのである。

(ヘ) 本件は昭和二十二年六月八日公判請求を受けて居る(記録第五一七九丁)

(ト) 本件事件の警察における取調官たる後藤実は取調当時四十三歳で巡査部長であり、昭和七年以来警察官をして来て居つたのである(昭和二十二年十二月十七日第一審第十六回公判調書中、証人として供述して居る)

松尾利三は四十四歳で警部補の職にあるものである(昭和二十三年一月十二日第一審第十七回公判調書中、証人として供述して居る)

戸渡修は四十二歳で巡査部長をして居り、昭和六年以来警察官をして居るものである(昭和二十三年一月十二日第一審第十七回公判調書中、証人として供述して居る)

馬場初吉は四十一歳で巡査部長の職にあり、昭和二年から警察官をして居るものである。

以上の通り、何れも十五年間以上も警察官の経歴を持ち糺問主義的、職権主義的な殊に戦時中は官憲の専断甚だしかりし警察制度時代を経て来たものであつて、其の永い間に培はれた制度、雰囲気は法律の発希ありとは言へ急転直下之より脱却し、矯直せるものでないことは過去の経験法則に照し明白である。まして本件の如く新憲法、応急措置法施行直後の犯罪であることに於てをやである。

(チ) 本件被害者の内一名が支那人即ち占領国人であると言ふ事実が警察としても非常にその取調べに無理をしたものと推察されるのである。

日本は終戦により占領管理下に支配せられて居り、それも占領下に入り間もない時で昭和二十二年頃は日本国民としては占領国人に対し大いに敬遠し萎縮して居つたことの甚しい時代である。

残に占領国人に対する日本人の犯罪は占領国軍の命令干渉により相当厳罰を以てのぞんで居つたと聞知して居つた際で、本件が法律の解釈適用問題により疑義をさしはさむことゝなると警察の立場として相当なる責任をとり、犠牲者を出さねばらぬ周囲の状況にあつたものではないかと言ふことが容易に想像される事情にあつたのである。

(リ) 原判決は被告人西及び石井に対し死刑を科して居り乍ら、黒田に対し懲役十五年、牧川に対しては無罪の判決言渡を為して居るのであるが、黒田は常に被告人西に接近して行動を共にし、石井等を誘導、殺人行為にまで発展せしめ自分も又刺した主要なる役割を演じ、しかも逃走し最後に逮捕せられたものである。

又銃砲の不此所持罪もあるに拘はらず、懲役十五年に処せられたこと及牧川が無罪になつたことを思ひ併せ考へる

とき、原審は黒田の警察における聴取書なるもの、供述記載内容に付、任意性のないものにあらざるやとの疑念を抱かれた上の御判断ではなかろうかと推察されるものである。

(ロ) 刑事訴訟法施行法第二条によれば、新法施行前に公訴の提起があつた事件については新法施行後もなお旧法及び応急措置法によると規定せられて居り、又同法第三条の二は第二条の規定にかかわらず、上告理由を新法の上告理由に制限して居るのである。

斯様に上告理由を制限して居るところから見るときは、旧法における警察署の聴取書なるものは其の任意性を余程厳格に強調し、其の解釈に従はなければならない。そうでなければ余りにも憲法第三七条が保障する如く刑事被告人の権利に不公平なもので裁判の威信に関する重大なる問題である。

被告人石井は強盗殺人が単なる殺人かと言ふ被告人石井にとつては死刑の宣告を受けて居る丈に他人事ではない。命を賭けて真剣な抗争を続けて来て居り、真相の把握と言ふことを求めて居るもので法の尊厳をあくまでも信じて居るものである。

三、叙上の諸点から綜合考察して見るときは黒田の右(イ)聴取書なるものは全く信用の出来ない供述であることが容易に看取され、之は取りもなほさず日本国憲法第三八条が保障する自己に不利益な供述の強要によるものであり、強制、拷問若くは脅迫による自白に該当する任意性を欠如したものと断ぜざるを得ないものである。

新憲法並びに応急措置法の精神を無視した任意性のない黒田の右(イ)聴取書を証拠として採用し、被告人石井に対する強盗殺人の認定資料に供したことは、被告人石井が最高刑たる死刑の宣告を受けて居る丈に断じて承服し難いものである。

以上要するに原判決は憲法第三八条が規定する自己に不利な供述を強要し、強制、拷問若しくは脅迫による自白を証

拠とした憲法違反があるものと信ずるものである。

第二、原判決は憲法第三七条に違反して居るものと信ずるものである。

一、憲法第三十七条はすべて刑事々件においては被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有することを明らかにして居る。

然るに原判決は被告人石井に対し全く不公平なる裁判をして居る。

即ち被告人石井を有罪と認定した資料（証拠）としては前叙の通り、第一、任意性のない右(イ)聴取書。第二、（原審福岡地方裁判所）第一回公判調書中、被告人黒田利明の供述（記録第八七六丁）であるが、同供述は何等被告人石井が強盗殺人を犯す認定資料となるべき供述は全然ない。第三、原審（福岡地方裁判所）第十回公判中、被告人黒田利明の供述であるが、之も被告人の強盗殺人を認定するに足る供述はない。只黒田の想像が記載せられて居る。私は西から石井に現場を教えろといわれて居たので、西と石井の間に具体的な話があつたものと思ひ、石井に現場を教えたか云々…とある。此の点は黒田の全く想像に過ぎないものである。

二、被告人西以下被告人石井其の他何れも強盗殺人の点を否認して居るのであつて、本件記録上明らかな通り、原判決が証拠に採用した以外のものは殊に公判における供述（新法における公判中心主義、口頭直接審理、弁論主義によるものであることを理解するとき、公判廷の供述が最も重要視されなければならないと思料する）は何れも各被告人において強盗殺人の点を否認して居るもので、被告人石井は被害者二名を拳銃の発射による殺害の目的を達したことは自白し認めて居るのであるが、強盗殺人の点を極力否認して居るのである。

原審各被告人は一件記録を通じ、終始一貫したものは強盗の相談をしたことはない。被告人石井が拳銃を発射したことは認めて居るのである。

之等の供述と原判決が採用した証拠とを対比すると強盗殺人を否定した証拠が絶対多数である。

然るに拘はらず、原判決は信用価値のない僅少なる部分の不利益な供述部分をとらへて証拠に採用したことは何事で多数決による現今の事実を無視し、故意に被告人石井を強盗殺人罪に迫ひ込まんとする政略的な判断であるとしか思はれないもので不公平なる裁判であつて、吾人の承服致し兼ねるものがある。徒らに二人が死んで居ると言ふ事実をとらへ法律的な解釈問題を度外視したものではないかと思料せられる。

三、前叙第一、(ハ)に記載した通りの事実を玆に援用する。

被告人牧川が無罪となり（第一審は有罪で懲役三年六月に処せられて居る）黒田が懲役十五年となり、岸本は単なる殺人罪となり、藤永、押名は西、黒田、石井の幇助行為であると夫々認定して居るのであるが、若し黒田の右(イ)聴取書を証拠として採用するならば（其の他検察庁における各供述を参酌して）何れも皆が強盗殺人の共犯とならなければならないと思料せられるのである。

然るに拘はらず、原判決が前記の様な認定を為したことは被告人石井にとつては意外とする処であり、不公平なる裁判であると断ぜざるを得ないのである。

四、以上の通りであるから、原判決は公平な裁判に基くものでないものと言はざるを得ないので、要するに憲法第三十七条第一項に違反するものであると信ずるものである。

五、被告人石井の弁護人清水正雄は昭和二十四年八月十六日第二審第五回の公判において証人木下照康、古川光雄、森知義、中島園吉、中島サヲ、劉徳鈿、石井美枝子、松尾利三、馬場初吉、後藤実、戸渡修及び鑑定人井島良雄の証拠調の申請を為し、同人等の訊問を公判廷において直接為され度い旨を申出でたのであるが、弁護人の求める主要なる証人松尾、馬場、後藤、戸渡及鑑定人は採用せられず何れも却下せられてしまつたのである。

右各証人は何れも警察官で各被告人の取調官であるのでその申請の趣旨とするところは新憲法、応急措置法新刑事訴訟法の精神に則り、警察における調書の任意性を争はんとしたものであつて、直接訊問をして居らない裁判所に対し心証を得しめんとしたものである。

又鑑定人は鑑定書を作成した第三者でその鑑定書に付て多分の疑問があるので、直接公判廷において訊問する機会を得たくそれにより直接審理、公判中心主義を徹底させ裁判所に心証を得られんことを念願した為である。

憲法第三七条第二項は刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ云々と規定せられて居るに拘はらず、原審は弁護人の右証拠調申請に対し必要なしとして却下してしまつたものである。警察における取調の際は被告人石井に対しつべこべ言ふ必要はない。言ひ度いことがあるならば裁判所に行つて言へと言つて被告人の弁解は受付けなかつたもので斯様なことはよくある例である。それで法律を知らない被告人等にとつては警察における聴取書なるものかかくも不利益に採用されるものとは思はず、裁判所は正義に基き公平なる裁判をするところであるから警察を相手にしても仕方がない。裁判所で真実を供述すればよいものと考へて居つたのである。それで裁判所において充分なる御取調を得る為右の通り証拠調の申請をしたのである。殊に被告人石井は死刑の言渡を受けて居るものである以上、充分なる審問の機会を与へられなければならないものである。

然るに之を却下したことは明らかに被告人に対し審問する機会を十分に与へなかつたこととなる。

前叙の通り旧法の適用を受ける事件であり乍ら、上告理由の制限等から考へるとき、又前記の諸点を併せ考察するときは原審のとつた証人及鑑定人の訊問申請の却下は明らかに憲法第三十七条第二項に違反するものであることは言を俟たない。此の点又原判決は重ねて憲法違反を犯して居るものであると信ずるものである。

第三、原判決は左記事由により著しく正義に反するものであり破棄を免れないものと信ずる。

一、判決に影響を及ぼすべき法令違反がある。即ち、

(一) 原審において被告人石井健治郎の弁護人清水正雄は弁論として被告人石井の本件殺害行為は誤想防衛であり、違法性の認識を欠いたものと思料することを主張して居るのである（記録第二二六一丁裏）

弁護人は弁論要旨を書面にして提出したのであるが如何なる訳か本件記録に添付してない。

その論旨に記載せられて居ることをその儘書いて見ると「前略……(ろ)十八時五十分頃になつて居つた頃、被告人黒田が二人の男（被害者）を連れて来て何か話をして居つた際、丁度機関車丈が走つて来たので、被告人石井は其の方は気をとられ、見てから振向いた瞬間、其の男が上衣の右ポケットに手を入れ出さうとして居つたので咄嗟に拳銃を持つて居り、之を取出してやられるなと思つた時、無意識的に自分の手が自分の持つて居つた拳銃の引金に手をふれて居り、同時に発射したのである。

之は全く一瞬間的な出来事で引続きもう一人の男に対して一発射つたのである。

前にきかされて居つた喧嘩の相手が来て居るものと誤信した。全く無意識的な動作で機関車の強音や恐怖心や色々なことが錯綜し驚愕興奮した結果の行動であつて、偶発的に行はれたものである」と主張弁論を為したのである。

(二) 被告人石井は原審（福岡高等裁判所）に対し上申書と題する書面を提出し（昭和二十四年二月八日受附、昭和二十五年六月二十二日受附のもの）事実真相を申上げ誤想防衛及無意識状態の下において為された行為であることを主張して来て居るものである。

(三) 要するに弁護人及被告人石井本人共に本件殺害行為は誤想防衛によるものであること。心神喪失（幻覚強迫、恐怖心等の観念などによるもの）状態の下における行動であることを主張して来たものである。

(四) 刑法第三十六条の正当防衛の前提条件たる急迫不正の侵害がないに拘はらず、之あるものと誤認して為した行為即

ち誤想防衛に付ては故意犯の成立を阻却するものとして居り、今日多数学説の認めるところである（小野博士、牧野博士、宮本泉二等各学者の学説）

刑法第三九条には心神喪失者の行為は之を罰せずと規定せられて居るのである。

(五) 原判決は弁護人及被告石井本人の右主張に対し宜しく判断を示すべきであるに拘はらず、之が判断を遺脱して居るものであつて、旧刑事訴訟法第四一〇条第二〇号に該当し、絶対的上告理由となるものであり、新刑事訴訟法第四一条第一号に該当するものであつて、原判決はその判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるものと信ずるものである。

(六) 更に又原判決は応急措置法第一二条に違反して居る法令の違反がある。即ち、

(イ) 応急措置法第一二条によれば「証人その他の者（被告人を除く）の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は被告人の請求があるときはその供述者、又は作成者を公判期日において訊問する機会を被告人に与へなければこれを証拠とすることが出来ない。但しその機会を与へることができず、又著しく困難な場合には裁判所はこれ等の書類についての制限及び被告人の憲法上の権利を適当に考慮してこれを証拠とすることが出来る」と規定せられて居り、新憲法の精神の下、直接主義、口頭主義により具体的な真実発見を目的とするものであつて、証拠能力に厳格なる制限を加へたものである。

(ロ) 被告人石井の弁護人清水正雄は原審において証拠調の申請を為し、鑑定書（記録第八〇四丁以下）の作成者たる鑑定人井島良雄の訊問を申出でたものである（記録第二〇六四丁、二〇六五丁、昭和二十四年八月十六日第五回公判調書二〇六七丁）

其の鑑定人訊問の必要性は大いにあつたもので何等理由なく鑑定人訊問を申請したものではないのである。被告

入石井、黒田、岸本の各殺害の実行行為に付き争があり、疑問を有するものでその使用した兇器の種類、創傷の部位、程度等より被害者二名の死亡の時期、解剖当時の模様等を直接訊問することにより専門的な知識を得ることが出来、各被告人等の行動状況を最もよく真実に近い程度に把握し得られるものであつて、具体的な真実の発見が出来得るものと確信したが為である。

(八) 然るに原審は右弁護人の申請を却下し、而も応急措置法第一二条第一項但書の場合に該当しないものであるに拘はらず、右鑑定書を原判決の証拠として採用して居るのである。

右鑑定書は本件強盗殺人罪を認定するに付て最も重要な証拠書類であることは何人も否定することは出来ない。要するに原判決が応急措置法第一二条の解釈を誤り、証拠書類作成者を公判期日において被告人に訊問する機会を与へずして証拠に採用したことは証拠能力なき書類を証拠に採用した違法があるものと断ぜざるを得ないものであつて、之は正に判決に影響を及ぼすべき法令の違反を犯して居るものと信ずる。

(七) 原決定は応急措置法第一〇条に規定する法令違反があるものと信ずる。

之に付ては前叙第一の憲法第三八条違反に付き記載して居る通りであるから茲に之を引用するものである。

自己に不利益な供述を強要されたものであるかどうか、強制、拷問若くは脅迫による自白であるかどうかを判断することは非常に困難な問題であり、何によりその立証をするか、例へば拷問されて居る事実、脅迫的言辞をされて居る事実を目撃した第三者が居る場合はその者を証人とすることが出来るが、拷問、脅迫又は供述の強制をする様な場合に左様な第三者の見聞可能な状態において取調をする筈がない。若し仮りに第三者がその様な事実を目撃したとしても、後日裁判所の法廷に立つて、その目撃した事実を有りの儘証言し得るか否か果して疑問であり、多くは証言し得ないであらう（警察と言ふ一般には恐しい処で後日、日常生活に影響する処が大である。それは不利益な結果となつて表はれる点においてである。例へば警察の取締を受ける可能性の多い商売においては如実に表はれて来る）拷問された場合、その拷問により受けた傷害があつたとする。その傷害を法廷において裁判官に示し、拷問された事実を訴へたとする。その場合、裁判官はその点はよしよし、そうか、それならば飽く迄も自己の潔白を主張して頑張らなかつたか、拷問をする様なことはないと言はれるであらう。その結果、弁護人において被告人の自白調書の任意性に付て取調に当つた警察官の証人申請を為し採用されるのである。

而し此処で考へなければならないことは果して右証人申請か被告人の為になるかどうかと言ふことである。それは殊に勾留されて居る被告人に対しては次回公判期日が一ヶ月乃至一ヶ月半も先になることを思ふとき、その期間未決勾留が永なり、その苦痛は甚大なものがある。

果せるかな法廷において取調に当つた警察官が強制した、拷問した、脅迫したと自供する筈がないことは当然である。若し左様なことを自認したならばそれこそ大変であつて、自分一個の進退問題ではなく長官の身辺にもその危険が及ぶものであるに於てをやである。

斯様な現実であるとき翻つて応急措置法第一〇条を検討する必要がある。

此の条文は何処に持込むすべもない。只弁護人か被告人の攻撃防禦の方法として真実を訴へるとき、裁判所においてその条文を生かすか死なすかの二つで裁判所に頼るより外に途がない。

裁判所は証人として出廷した警察官の証言を措信したならば、被告人の強制、拷問、脅迫による訊問の結果である供述調書は裁判官の自申なる心証により被告人の為に不利益な心証を得られるであらうことは容易に弁護人の想像する処である。果せるかな被告人並びに弁護人の主張は採用せられない。

斯く現実を見て論及する時、応急措置法第一〇条は空文に終るものであるか、宜しく此の活用に付ては法を運用す

る裁判所において人類の生活即ち、社会の実験法則に徴し、どしどしその条文を活用（採用）せられんことを切望するものである。

同法は法律である我々国民が作成したものである以上、同法律の活用を期待し、我々の選出した機関たる裁判所を通して運用さるべきものであることを思ふとき、警察官又は検察庁の取調官側に対する信用をのみ大にして被告人の公判廷における供述を軽視さるるは甚だ遺憾とするところである。

若し左様なことであるならば応急措置法第一〇条は全く存在価値のない無意味な条文と化し、空文も甚しく国民を欺瞞するものであると言つて過言でないと思料するものである。

結局、原判決は応急措置法第一〇条に違反したものを証拠に採用した違法があるものと思料し、之は判決に影響を及ぼすべき法令違反に該当するものであると信ずるものである。

第四、 原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があるものと信ずる。

一、原判決は「被告人西武雄は昭和二十二年四月末以来軍服等架空の品物の取引に藉口して金員を入手すべく、もしこれに成功しない場合には相手方を殺害して金員を強奪しようと計画し言々……中略……被告人黒田利明に右計画を逐次打明け、同被告人も亦これに同意し、ここに右被告人両名は前記計画の実行方を共謀し、その実行に必要な拳銃入手の方便として福岡競馬のことに関し、福岡の親分野田某と久留米の親分原口某との間に喧嘩が行はれる旨架空の事実を作為し言々……中略……被告人石井健治郎は翌二十日午後四時頃、拳銃貸与の目的で言々……中略……被告人石井亦右計画に加担し言々……中略……右両名を順次に殺害し言々……」と認定し、被告人石井が被告人西、黒田の金員強奪の計画に加担共謀したものであると断じて居るのであるが、之は事実誤認も甚しいものであると謂はざるを得ないのである。

二、強盗の点に付て共謀の事実が全然ない。

(イ) 被告人石井は原判決自らが認定して居る如く、拳銃を代金五万円にて譲渡し、その代金を受領することが目的であり、その代金を取る為について廻はつたものである。拳銃を渡してから代金を受取ることが出来ないときは後で支払を受けることが非常に困難であり、不可能に近いものであることを被告人石井は考へて居つたので、どうしても代金を受取る迄の間は拳銃を相手に渡されないと思つて居つたからその代金を受取る積りであつた。それ以外に他意があつた訳ではない。

(ロ) 被告人石井は当時、強盗殺人迄犯して金を得なければならない事情はなかつたものである。

被告人石井は本件犯行の数日前、統制品の闇ブローカーをして相当多額の金を握つて居つた際である。

(ハ) 被告人石井が被告人西、黒田等とは全然不知の間柄であつた処、拳銃のことから初めて知合つたものであつて、被告人石井としては被告人西、黒田に対し強盗殺人の手伝迄せねばならぬ間柄では全然ない。

拳銃は福岡の親分と久留米の親分との間で福岡の競馬のことで喧嘩をするのに是非必要であると聞かされて居つたのである。それで売買することにして福岡旅館に赴いた訳である。

(ニ) 処が予期に反し、現金をすぐ呉れなかつたので現金と引換に拳銃を渡す為、被告人西、黒田の行動について廻つたのに過ぎないのである。

(ホ) 自動車で久留米に出掛けることになつて居つたか、被告人石井の発言で急行電車で行く方が却て便利であると言ふことになり、徒歩で現場の方へ行つた訳である。

(ヘ) 以上の事実即ち、被告人石井が拳銃を譲渡するに付、その代金受領の為、福岡旅館に行き初めて被告人西に会つて拳銃を譲渡することを承諾し、之が代金の交付を交渉して居る事実に付ては原判決の理由罪となるべき事実中において認定して居るので、詳細は必要ないものと思料されるので省略する。

(ト) 被告人石井が被告人西より会員強奪計画の実行に関する大略の構想を表明された旨、原判決は認定して居るのであるが、その大略とは如何なることを指称するのか甚だ曖昧である。即ち被告人西や黒田が計画したことに付ては被告人石井としては左様な計画が為されて居るや否や全く不明なのであつて、原判決は此の点を今迄に顕出された証拠によつて不十分であることを懸念し乍ら、被告人石井の右西、黒田の計画を打明けられたものの如く結び付ける為の苦しい犯罪事実の認定の一形式として大略の構想を表明しなる文句を使用したものとしか考へられず、誤認の甚しいものと思料せられるのである。

(チ) 被告人石井が原判決認定の如く、被告人西、黒田等より拳銃入手の方便として福間の競馬のことに関し、福岡の親分野田某と久留米の親分原口某との間に喧嘩が行はれる旨架空の事実を作為し、嘘偽の事実を聞かされそれを信じ拳銃の譲渡の為出掛けたことが明らかである。此の嘘偽の事実に基き被告人石井の殺害行為とが偶然にも結付けられてしまつたものである。

(リ) 被告人石井は本件行為による利益分配の約束又は犯行後金銭的を授受は一つもして居らない。

若し原判決認定の通り、被告人石井が強盗をする意思のもとに被告人西、黒田等の計画に加担して居るものとすれば、少くとも相当多額な利益分配の約束又は犯行後において、その利益の分配を要求するのが当然である。

何も殺人行為迄してその後その責任はどうなるか、逮捕されれば自分も死刑になる位なことを判断し得る普通人である以上、何も利得の約束なくして敢て殺人行為と言ふ大それた犯行をする筈はない。此の点に関しては各被告人の供述により明白である。

(ヌ) 被害者等は何れも金品を所持して居つたのであるが、之を奪つて居らないこと即ち、被害者熊本文造は現金五千四百二十円八十四銭と金側懐中時計一個を所持して居り、被害者翁祖金は現金八円五十銭を所持して居つたものである

(記録一四丁、検証調書九丁、請書五七丁乃至五九丁、実況見分書等参照)

若し強盗をするつもりならば、犯行当時としては相当大金であり、高価な金側懐中時計があるのに之を奪はない筈はない。

(ル) 被告人石井、西、岸本、牧川、押名、藤永等は何れも藤井判事の訊問に際し、強盗殺人の事実を否認して居るのである「記録一二五丁、一二七丁、一二九丁乃至一三六丁、一四一丁各訊問調書参照)

(オ) 被告人石井が中島園吉方に被告人西と共に行つたのは拳銃代金を貰ふ為について行つたのであつて、被告人西が如何なる事情から中島に金十万円を預けて居つたものであるか全然不知なのである。

(ワ) 被告人岸本文彦は第一審においては強盗殺人の認定を受けたに拘はらず、第二審においては只殺人罪としての認定を受け、強盗の点は削除されて居り、且又被告人牧川頼之は一審においては強盗殺人幇助と認定され乍ら、第二審においては証明不十分として無罪の判決を受けて居るのである。此の認定による判断を如何に見るかであるが、被告人石井が強盗殺人罪の認定を受けるのならば原審における被告人等即ち岸本、藤永、押名、牧川等を被告人石井と区別する理由がない。何れも同罪にとはれなければならないのではないかと思はれるのである(此の点原判決が被告人等に不利益な極く少部分の証拠を採用して居る中から伺はれると思料する)

(カ) 被告人石井が強盗の共謀に加担したるや否やに付ては前叙の通りであつて、即ち被告人石井は共同加工の意思も共同加工の事実も全然ないのである(殺人行為に付ては後に記載する通りである。尚証拠関係に付ては殺人行為の理由を記載したる後に説明する)

三、殺人行為の点に付て……、

(イ) 原判決は「被告人石井は前記の如く被告人西、黒田等の計画に加担しその実行行為の一部を分担遂行する意思を以

て云々……中略……翁を目がけて発射し、胸部に命中させてその場に昏倒せしめ、次いで熊本が事の意外に驚いて周章翁の身辺に立ち現われるや更に同人に対し、右拳銃を以て第二弾を発射しその左胸部に命中させて同じくその場に昏倒せしめ云々……」と認定して居るのである。

(ロ) 而し乍ら、右認定事実は被告人石井の全く意外とする処で、前叙の通り被告人石井は強盗に付共謀の事実なきは勿論であるが、被告人石井が熊本及翁を殺害するに至つた事情としては被告人石井は久留米の喧嘩の相手が来たものと誤信して居つたものであるが、十八時五十分頃になつた際、被告人黒田が二人の男を連れて来て何か話をして居つた時、丁度機関車丈が走つて来たので被告人石井は其の方に気をとられてから、ひつと振向いた瞬間、其の男が上衣の右ポケットに手を入れて出さうとして居つたので咄嗟に拳銃を持つて居り、之を取出して自分を射つのだな、やられると思つた時、無意識的に自分の手が自分の持つて居つた拳銃の引金に手をふれて居り同時に発射したものである。之は全く瞬間的な出来事であり、引続き今一人の男が自分に掩ひ掛かつて来たので之又無意識的に拳銃を発射したのである。

全く無意識的な動作で機関車の豪音や恐怖心や種々雑多な精神状態が錯綜し、驚愕興奮した結果の行動であつて、偶発的に行はれた犯罪である。

之の事実を見ると被告人石井は先づ喧嘩の相手が此処迄来たものであると誤信した。次に相手（被害者翁、熊本）が自分を拳銃にて殺害するものと誤信した。従つて被告人石井としては無意識的な精神状態から自分の身の危険が間近に迫つて居ると信じたものである。

被告人石井としては正当防衛の行為なりと信じ、拳銃を発射するに至つたものである。

而し乍ら結果から見てそれは誤想であつた。即ち被告人石井は誤想防衛に出てたものである。

此の場合、被告人石井の行為は誤想防衛として故意の道義的責任がなく、故意犯の成立を阻却するものであると信ずるものである。

(ハ) 被告人石井は不幸にして被告人西、黒田等の計画と殺害行為とが連続した為、丁度恰も強盗殺人の共謀を為したかの如き認定を受くるに至つたものである。

四、原判決が採用した証拠によるも、被告人石井が被告人西や黒田から金品強奪の計画を打明けられ、之に加担した旨の供述は全然ない。只久留米の喧嘩のことで拳銃入手にあせつて居つた被告人西、黒田の行為と被告人石井が拳銃代金と引換でないと拳銃を渡さないこと及びその代金を受取る為ついて廻つて居つたこと、喧嘩の相手が来たものであると信じたこと、殺害行為に及んだことは認められるが直接被告人石井が被告人西又は黒田より金品強奪の計画を打明けられたことを供述して居る点は見当らないのである（ましてや警察における調書は前叙の通り、信用することの出来ないものばかりである）

(イ) 一審公判廷における各被告人の供述、殊に二審公判廷における各被告人の供述は何れも被告人石井に有利なものばかりであつて、不利なものはないと言つても過言ではないと思料する。

(ニ) 要するに原判決の採用した証拠は被告人石井を強盗殺人罪にどうでもこうでもしなければならないと言ふ苦しい立場から事件全体を流れる真相を殊更に曲げ、疑はしい極く不利益と思はれる一少部分を採り挙げ（殊に被告人岸本を殺人罪のみの責任を負はせ、且又被告人牧川を無罪と為したことを思ひ合せるとき、益々疑問を抱かざるを得ないものがある）断罪の資料となしたものであつて、全く吾人の承服し難いものである。

(ニ) 被害者が占領国軍の国民（中華人）であること、又被害者が二人であつたと言ふことが被告人石井の為に最も不利なものでなかつたかとも思料せられるのである。

若し被告人石井が真実強盗殺人行為を為す意思のもとに之を実行したものであるとするならば、被告人石井は原審において病気の為、勾留の執行停止を受け、相当長期間出所して居つたものであり、死刑の判決を受けて居る身として其の間必ずや逃亡する筈であるが、被告人石井は天地神明に誓つて正義を信ずるものであるが故に逃亡する機会を与へられて居つたに拘はらず、逃亡しなかつたのである。此の一事を以て見るも被告人石井の主張は正しいものであると信ずるに足るものがあると思料する。

(四) 以上の通りであつて、原判決は事実を誤認したものと謂はざるを得ず、之は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認であり著しく正義に反するものであると信ずる。

第五、原判決は刑の量定が甚しく不当であり著しく正義に反するものであると信ずる。

一、被告人石井は原審において刑事責任の最高刑たる死刑の判決言渡を受けて居るものである。

二、被告人石井が本件行為に至る迄の過程としては、前叙詳細述べた通りの事情に基くもので共謀に基くものではなく、全く偶発的な犯行である。

三、被告人石井は勿論、前科なく本件行為により被害者二名の人命を失はせたことに付ての責任は痛感して居る処で殺害行為のみに対する責任は負はなければならないと申して居り、改悛の情は顕著なものがある。

四、被告人石井は満五年以上の永きに亘り未決勾留生活を送つて居るもので、肉体的、精神的に多大なる苦痛を受けて居るもので刑の目的とするところも或程度達して居る。

五、被告人石井は戦時中出征し、身命を投げ打つて奉公の誠を尽し長期間軍隊生活を送り、第一線に活躍して来たものであり其の功績は大なるものがある。

六、被告人石井の両親、妻、兄姉、弟等も被告人石井の為、物心両面に亘り多大なる苦痛を受けて居り、一日も早く被告人石井の潔白が証明されんこと神懸けて祈願して居るもので、それは涙ぐましいものがあり、此のことを以て見ても被告人石井の人物が如何に良いかと言ふことが窺知されるのである。

七、被告人石井は実に気持のよい程あつさりとした男気のある人物で、その点男気を出す点か今回の本事件となり、不幸を招いて居るものと思はれるのであるが、決して強盗とかその他の破廉恥罪を犯す様な人物ではない。

八、本件犯行当時は日本も敗戦後間もない時で殊に被害者の一人が占領国人であり、日本人全体が占領国人に対しては萎縮して居つた時代であるが、その後今日迄には相当日時を経過して居り、国情も変つて居る。

九、被告人石井は本件行為により何等利得をして居らない。

十、被告人牧川は無罪となり、被告人岸本は殺人罪のみと判決を受けて居るものである。

十一、日本も去る四月二十八日占領より解放せられ、めでたく独立国として再出発を為し、多くはその恩典に浴して来て居るものであるから此の点を被告人石井の量刑の上にも十分加味せられ度いのである。

十二、以上の諸点から見るとき、被告人石井に対する科刑は著しく不当であり、正義に反するものと思料せられるので事情十分御斟酌の上、被告人石井に対して出来る丈御寛大なる御処分賜り度く懇願するものである。

叙上の理由により原判決は破棄せらるべきものであると信ずるものである。

以上

昭和二七年(れ)第八八号

弁護人小野清一郎の上告趣意

被告人石井健治郎

第一点

原判決は被告人に対し刑法第二四〇条後段を適用処断してゐる。然るに引用された証拠を見ると、被告人が西、黒田等の強盗の計画を知つてこれに加担したといふ事実については、被告人に対する司法警察官の聴取書が唯一の証拠である。すなはち、これは本人の自白のみにもとづいて強盗を認めたものであり、憲法第三八条第三項に違反するものである。

被告人が翁祖金、熊本文造両人に対してピストルを発射しこれを倒した事実については全く争がない。原判決は、その動機について、被告人は初め相被告人西武雄、同黒田利明から喧嘩の目的にピストルを売つてくれと申し込まれ、これを承諾したが、後両人から強盗の計画を打ち明けられ、それに加担したものだとしてゐる。しかし、被告人が西、黒田の強盗の計画を知り且つそれに加担したものであるといふ事実の証拠としては、ただ一つ、司法警察官警部補松尾利之の作成にかかる昭和二十二年五月二九日附被告人に対する聴取書中に、福岡旅館において被告人が西、黒田から「久留米に行くというのは嘘で、実は自分等の取引先の者が百万円位持つている。相手は今四人来ているから、それを殺す計画をしている。」と告げられた旨の供述記載があるだけである。これが被告人が強盗を共謀したとされる唯一の証拠である。この供述記載を除けば、被告人はあくまでも喧嘩の相手と信じて翁、熊本両人を倒したと認定する外ないのである。

尤も、相被告人藤永清喜に対する検察事務官の第二回聴取書から、福岡旅館で「相手は少くとも五、六十万円は持つて来ているだらう」との話があつた云々といふ供述が引用されてゐるが、かりに被告人石井がその場にあつてそれを聴いてゐたとしても、—被告人はこれを争ふ。—それは必ずしも強盗をする意思であることを表白するものではない。藤永がこ

れによつて強盗の意思を察したとしても、被告人石井においても同様であつたとはいへない。藤永は西、黒田等と親密な間柄であるが、被告人石井はこのとき初対面である。又相被告人押名智栄治に対する検察事務官の第二回聴取書からの引用も、押名自身が喧嘩の話は嘘で、強盗の計画があるらしいと気づいたことはともかく、—これは全く押名の内心の事実である。—被告人石井をして強盗の意思を察知させるに足る状況ではなく、却つて初対面の石井としては喧嘩の話をまにうけてゐたことを推測させる証拠に過ぎない。

かやうにして被告人が西、黒田の強盗の計画を知り且つこれに加担したといふ点については、被告人の司法警察官に対する自白の外、これを補強する直接証拠も間接（情況）証拠もないことが明らかである。

最高裁判所の判例によれば、賍物罪において賍物たるの情を知つてゐたかどうかといふ如き主観的要件については、補強証拠を要しないことになつてゐる（昭和二五年一一月二九日判決、刑集四巻一一号二四〇二頁）。しかし、これは単なる主観的要件の問題ではない。強盗の共謀があつたかなかつたかといふ主観的・客観的な基本事実の問題である。又、強盗殺人は、一個の構成要件となつてゐるが、強盗罪と殺人罪又は傷害致死罪との結合犯であつて、本来独立な二個の罪から成るものであることを注意しなければならない。

これを要するに、原判決は、刑訴第三一九条第二項に違反するばかりでなく、まさに憲法第三八条第三項に違反するものである。刑訴第四〇五条により原判決の破棄を求める。

第二点

原判決は、被告人に対する司法警察官の聴取書を証拠として、被告人に強盗殺人の責を負はせてゐるが、その聴取書は被告人の意思を制圧されて作成されたものであつて、任意性を欠く自白であり、その引用は憲法第三八条第一項、第二項に違反する。少くともその任意性に関して重大な疑問があるにかかはらず、その審理を尽さなかつた点において、最高裁判

所の判例に違反するものである。

被告人が、西、黒田から強盗の計画を打ち明けられてこれに加担したものであるといふ原判決の認定を基礎づける唯一の証拠は、被告人に対する司法警察官聴取書の「久留米に行くといふのは嘘で」云々といふ供述記載である。しかし、かやうな共謀の事実は、被告人が逮捕されたときから今日に至るまで一貫して争つてゐるところであり、警察の聴取書だけにこの供述記載があるのである。しかも、同聴取書によるも被告人は初めこの事実をいつて居らず、中途でその供述を変更したことが明らかである（同供述書第十、十一項参照）。検事の聴取書には全くこの供述がない。第一審公判廷において、司法警察官の聴取書中引用の個所を読み聞けられたのに対し、被告人は「左様な事を申した事はありません。警察の調べの時私に誰かの調書を見せて他の者も斯様に述べて居るから間違いないだろうと云つて、私が順序が違います、それは事件後、西から聞いたと云つても聴き入れず勝手に左様な事を書き入れたのです。」と供述し、又裁判長の「左様な間違つた調書にどうして署名拇印したか。」といふ問に対して「私が弁解しても調書は斯様になつて居ると云つて相手にされず、仕方なく署名拇印したのです。」と答へてゐる。重ねて裁判長の「では取引先の者が百万円持つて居る、相手は四人で夫れを殺す計画をして居ると云うのも、福岡旅館で前以つて聞いた事はないと云うのか。」といふ問に答し、被告人は「左様です、それは事件後、家に帰つて西と飲んで居る時に聞いたのです。」と答へてゐるのである（第一審第一回公判調書、記録九一九丁裏）。又原審公判においてもこれと全く同趣旨の供述をしてゐる（第二審第三回公判調書、記録記録一九八六丁）。この点に関して、第一審公判において聴取書の作成者たる松尾利之が証人として尋問されたが、裁判長が聴取書十項と十一項との矛盾を指摘して被告人が取調中にその供述を変更した経過を詰問したのに対し、松尾は「記憶致して居りません。」と答へてゐる（第一審第十七回公判調書、記録一四七二丁裏）。これは自らの痛い点を蔽ふ供述に外ならないことは、苟くもこの種の証言の性質を知る者ならば何人も疑を容れないであらう。被告人はこの証言に対して「私が

強盗の点に気付いたのは被害者を殺して皆で私方に帰つてからです。警察でも私はこの様に述べたのですが、聴取書を作成する時に相手を殺す前から私が知つて居た様に書かれたのです。聴取書が出来て読聞して貰つた時もこの点に付て事実が前後して居るから書直して下さいと云つたのですが、どちらも同じ事だからと云つて書き直して呉れませんでしたから、署名して拇印しました。」と陳述してゐる。これが真相であることは容易に看取できる（同上公判調書、記録一四七六丁）。

一、これは「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」といふ憲法第三八条第一項の条規に違反し、同条第二項によつて証拠とすることのできない書類を証拠としたものであるから、原判決は破棄されなければならない。同条は単に物質的な強制又は拷問を用ひることを禁ずるのみならず、精神的な強制によつて無理に供述させることを禁ずる趣旨であり、本件の場合の如きは明らかに官憲の強力によつて被告人の意思を制圧して供述を強ひたものであり、まさに「脅迫」による自白である。

二、かりに、直ちに右のごとく断言することができないとしても、被告人石井が強盗の計画を知つたのは、事前であるか事後であかといふことは、強盗殺人罪になるか単なる殺人又は傷害であるかといふ極めて重大な点であるのであるから、これについて十分の審理をしなければならない筈である。然るに原審において弁護人清水正雄が、この取調に関与した松尾利之、馬場初吉、後藤実、戸渡修の名を証人として申請したにかかはらず（第五回公判期日）、裁判所は右四人の証人をいづれもその必要なしとして取り調べなかつた。これは甚しき審理の不尽であり、自白の任意性に関する審理の不尽は、上告審における判決破棄の理由となることは、すでに判例の存するところである。原判決は、この判例に違反するものであるから破棄されなければならない（最高裁昭和二六年八月一日判決、刑集五巻九号一六八四頁。同、昭和二七年三月七日判決、ジュリスト一〇号五二頁）。

第三点

原判決には重大な事実の誤認があり、しかもそれは明らかに被告人に寃罪を帰せしめてゐる。これを匡正することは、まさに正義の要求するところであると信ずる。

一、原判決は、被告人が西、黒田から強盗の計画を打ち明けられ、その計画に加担し自らその実行の一部を引き受けたと認定してゐる。しかし、これは第一点及び第二点において論じた通り、被告人に対する司法警察官の聴取書第十一項に、五月二十日（犯行の当日）午後四時か五時頃西、黒田から「久留米に行くというのは嘘で」云々といはれた旨の供述記載があるのを唯一の証拠としたものであつて、他には何の証拠もない。しかもこれは全く司法警察官によつて押しつけられた供述記載（形式上の）にすぎない。第一審第一回公判および原審第三回公判における被告人の供述並に相被告人黒田等の供述を綜合すれば、被告人は福岡の親分野田某と久留米の親分原口某との喧嘩が行はれるといふ話を信用し、そのために必要な拳銃を貸してくれといはれ、後それを売ることになり、代金と引換に拳銃を渡す考へでそれをもつてゐたのである。黒田とともに福岡旅館を出たのも久留米に行く自動車を探すためであつた。然るに電車で行かうといふことになり、黒田のいふままに駅に行く途中現場附近に待つてゐる間に生じた犯行である。被告人は西、黒田の軍服取引について知るところがなく、又その強盗殺人の計画（さういふものがあつたとしても）について夢にも知らなかつたのである。ただ喧嘩に対する好奇心と、場合によつてはそれに捲き込まれるかも知れないといつたやうな散漫な冒険心とが被告人に禍してこの犯行を惹きおこしたのである。「久留米に行くというのは嘘で」云々といふのは、犯行が終つた後、家に帰つて西から打ち明けられた話なのである。それが司法警察官の粗放な頭脳によつて犯行前にもつて行かれたといふわけである。以上は被告人に対する検察官聴取書、第一審公判、第二審公判における被告人の一貫した供述および被告人の上申書等によつて明らかであるし、他の被告人等の供述も、各自の立

場をよくしようとする矛盾動揺を免れないにかかはらず、一人として被告人が事前に強盗殺人の計画をきいてそれに加担したといふ者はない。司法警察官松尾利之なる者の作為の結果として被告人は強盗殺人といふ寃罪をきせられることになつた。これは正義の名において何とか匡正されなければならない。

二、被告人がピストルを発射して翁祖金、熊本文造の二人を倒したことは争ふべからざる事実である。しかし、この点については果して殺人罪が成立するかどうかにつき疑問がある。第一審第一回公判調書及び原審第三回公判調書に記載された被告人の供述によると、次のやうな事情がわかる。被告人は喧嘩の話をきかされて好奇心にかられ、又或る冒険心をそそられた。これは、被告人の年齢と経歴と性格とから容易に理解できることである。それに、拳銃の代金五万円を受けとらなければならないといふ金銭的な慾もあつて、拳銃を身につけたまま黒田に従つて福岡旅館を出た。これが抑も禍であつた。途中自動車で久留米に行くことをやめて西を待つてゐたが、その中に喧嘩がこの附近で行はれるかも知れないといふ予測が異常な緊張をもたらした。そこへ黒田がきてピストルを貸せといつた。このとき貸せば被告人は人を殺さずにすんだのであるが、「代金を支払はずに持ち逃げされる」といふ心配が拳銃を手放させなかつた。やがて夕闇がせまり、緊張した空気の中に黒田外二人の男が何か言ひ争つてゐる様子であり、その中に一人の男が被告人の方に向つてきた。さうして被告人を見ると上衣のポケットに手をつた。被告人は、相手がピストルで自分を射つ気だなと直感した。そのとたんにすぐ後ろを汽関車がゴーッと走つて行つた。被告人は喧嘩の相手がピストルをもつて自分に向つてくると信じ、それを防がうといふ気持のところへ、突然通過した機関車の轟音に衝撃されて、深い思慮の余裕もなく持つてゐたピストルを発射してしまつたのである。一度翁を倒した後、熊本を倒すときは、もはや昂奮によつて制禦力を失つてゐた。実は熊本は西の一味で、若し被告人が西、黒田等の計画を知つてゐるのであつたら、殺すべき人ではなかつた。喧嘩の相手とおもつたからこそ撃つたのである。被告人の第一審公判及び

第二審公判における供述、上申書等によつて、被告人の当時の異常な心理を推測することができる。それは、強い緊張感、恐怖感の裡に咄嗟の物理的衝撃によつて生じた全くの衝動的動作であり、到底殺人の故意に出でたものとは解されない。精々喧嘩に加勢するといふ心持ちであつた。だからこれは傷害致死を以て論ずべき事案である（これは、強盗罪が成立しないとすれば法律上甚だ重大な点である）。その傷害致死も、自分が攻撃されるといふ直感から出たもので、誤想防衛であるとすれば無罪である。原審の弁論において清水弁護人は誤想防衛を主張したにかかはらず（記録二二六一丁裏）、原判決がこれに対して判断を与へてゐないのは旧刑訴第三六〇条第二項に違反するものであり、この点につき甚しき審理不尽がある。しかもその結果として重大な事実の誤認をし、刑法の正当な適用をしなかつたものといはなければならない。

以上のごとく本件において強盗殺人は全く問題でなく、単純な殺人もその故意が認められない。傷害致死を以て論ずべき事案である。それすら誤想防衛ではなかつたかの疑がある。いづれにしても原判決には重大な事実誤認があり被告人に対して甚しい不正義を帰してゐる。刑訴第四一一条による職権破棄を希ふものである。

第四点

原判決は被告人に死刑を言ひ渡してゐる。しかし、この死刑こそは言語に絶する不当な量刑である。これは何としても匡正しなければならない。

一、本件の事案が精々傷害致死を以て論ずべきものであることは、第三点において論じた通りである。その事実が認められさへすれば死刑は問題でない。しかし、仮りに強盗殺人罪の成立を認める原判決が正しいとしても、死刑を選択すべき事案ではない。原判決は被告人黒田利明に対して犯情憫諒すべきものがあるとして酌量減軽を施してゐるが、黒田に犯情憫諒すべきものがあるといふなら、被告人石井にはなほさら犯情憫諒すべきものがあるといはなければな

らない。この点だけからも被告人に対する量刑は公平を欠いてゐる。しかし、問題は単なる相被告人との権衡にあるのではない。より実体的な、刑の量定の正否が問題である。

二、本件は昭和二二年五月二〇日の出来事である。それは終戦後における強暴な犯罪の波が最高潮に達した時期であつた。さうして第一審判決は昭和二三年二月二七日に宣告されてゐる。当時においては裁判所において何よりも一般予防的考慮が払はれなければならなかつたことは当然である。それに被害者の一人が聯合国人たる翁祖金であるといふことが裁判所をして報復的に二人の死刑を言ひ渡さしめた動機となつたことも蔽ふことのできない事実である。しかし正しい裁判は、より深く道義的責任の軽重を量らなければならない。一般予防に偏するのは、特別予防に偏するのと同じく不当である。いはんや被害者の国籍による政治的考慮のごときは第三義、第四義である。かりに昭和二十二、三年の交において政治的、政策的にかやうな死刑を必要としたとしても、今や社会の情勢は大に変つてゐる。本件被告人に対して死刑を言ひ渡さなければならぬ必要は毫も存在しない。より普遍的な道義的責任の理念に立脚して責任相応の刑を量定しなければならない。

三、被告人は二十一歳の時久留米工兵隊に入隊して間もなく満洲国東寧の国境守備隊員となり、ノモンハンに行き、その後支那方面に転戦し、足かけ十年目に復員して来た者である。復員後は統制物資の闇ブローカーをして財産的には相当の余裕をもつてゐた。当時の復員軍人一般に共通した、粗暴な性格と荒廃したむしろ虚無的な道徳感とが被告人の犯行において表現されてゐる。物質的な力の余剰があつたことも、却つてこの強暴犯の一つの原因となつてゐる。要するに当時における復員者の犯行として典型的なものといへよう。それは主として当時の特殊的な環境によるものである。しかも、犯行があつてから満五年、第一審において死刑を宣告されてからでも満四年をすぎてゐる。この間被告人は獄内の厳しい拘禁生活の裡に反省を重ねてきた。原審福岡高等裁判所に対する上申書のごとき切々たる悔悟

の情が現はれてをり、虚偽の弁解をしてゐるとは思はれない。それに被告人には被告人の身を案じわづらつてゐる七十余歳の老父母があり、又被告人の兄義雄、弟隆の両人も東奔西走して、被告人のために少しでもその刑が軽くなるやうにと祈つてゐる。被告人もそれに感激して宗教的な懺悔の道をさへ歩まうとしてゐる。本弁護人は本願寺の僧篠田龍雄の語る話に動かされてこの事件を引き受けた。社会的環境も変り、日本の独立も再び認められるに至つた今日、被告人に対する死刑を執行することは、日本国家の立場において忍びないことでなければならない。

以上の理由により刑訴第四一一条による原判決の破棄を希ふものである。

以　上

被告人　石井健治郎

弁護人小野清一郎の追加上告趣意

さきに本年五月一八日附上告趣意書を提出したが、被告人に対して死刑を言ひ渡した原判決が重大な疑義を残してゐるのに鑑み、更に原判決および訴訟記録について検討を加へた結果により、前の上告趣意書の陳述を補充する。

被告人が昭和二二年五月二〇日福岡旅館において西に対してその所持してゐたピストルを譲渡することを承諾したとき、それは福岡の親分野田某と、久留米の親分原口某との間に喧嘩が行はれるので、野田親分応援のため入用であるという話であったことは、原判決も認めてゐるところで、一点の疑もない。

問題は、西が「被告人石井、藤永、押名等に対し、漸次計画の実相を打明け、事の成行によつては、まず被告人黒田が取引の相手方二名を誘ひ出し、次いで被告人西が残りの者を連出し、逐次相手を殺害して、その所持の金員を奪取すべく、計画の実行に関する大略の構想を表明し、被告人石井亦右計画に加担し、前記拳銃（証九号）をみずから使用して、その実行の一部を分担すべきことを引受け」という判示事実にある。原判決はいかなる証拠によつてこれを認定してゐるか。被告人石井に対する司法警察官の聴取書を除き、次の二つが引用されてゐる証拠のすべてである。

(1)　藤永清に対する検察官の第二回聴取書に、福岡旅館で、西、黒田や、石井、押名等と拳銃を見ていたとき、「相手は少くとも五、六十万円は持つて来てゐるだろう」との話があり、大体西は、喧嘩のために拳銃がいると申してゐたがその目的は相当まとまつた金を奪うという決心であることは判つていた。なお、その際西は「相手は今晩久留米から堅粕に来ているから、初め黒田が二人誘き出して殺し、残りの者を西が連れ出し、殺して金を捲き上げよう」と大体の手筈を話し合つていた旨の記載がある。

(2)　押名智栄に対する検察事務官の第二回聴取書に、西や黒田等が、相手は誰かよく判らなかつたが、とにかく相当まとまつた金を持つた人を、どこかに誘い出し、それをやつつけて金を奪う計画で拳銃を欲しがつていることを感付いたのはその日（五月二十日）福岡旅館で同人等の話を聞いたときであつた。その話というのは、西が、私や黒田、石井、藤永等の前で、まず黒田に対し、「お前が初め二人を連れ出してやれ、そうすれば後で自分が残りの者を誘い出す、大体相手は四、五人だろうから」と申したことをいうので、なお、西は「初め棍棒か何かで後方から殴りつけてやるか、もしそれで抵抗するようであれば仕方がないから、拳銃でやつつけてしまうと」とか「拳銃を身体に突きつけて脅せば、参つてしまう」など色々打合せをしていたので、私は今までの親分同志の喧嘩というような話は嘘で、それは結局拳銃を手に入れるための策略であり、西、黒田等は、全く人をやつつけて相当の金を奪うのだなと、初めて彼等のたくらみを知ることができた旨の記載がある。

しかし(イ)の証拠について重大な疑ひがある。原判決における引用に「相手は少くとも五、六十万円は持つて来ているだろう」との話があつたとあるが、これを記録について見ると「相手は少なくとも五、六万円は持つて来て居るだろうと話して居りました。石井などが居た為に百万円の話を出さなかつたものと思います」とあるのである（記録二九九丁）すなはち、証拠によれば五、六十万円ではなく、五、六万円が本当である。さうとすれば引用の意味は全然ちがつて来る。五、六万円は被告人が西に譲渡した拳銃の代金なのである。被告人石井が西にその所持してゐた拳銃二挺を金五万円で西に譲渡し、その代金を請求したが西に持ち合せがなかつたので、拳銃を西に渡さず、自分で持つて出かけたことは被告人の一貫した供述であるし、岸本文彦、藤永清喜の供述もこれに符合してゐる。被告人石井としては取引の相手から、その五万円を受け取ることと解したであろう。百万円強奪の話は恐らく西と黒田、藤永の間にあつた話で、被告人石井が福岡旅館で聞いゐないことは、この証拠自体によつて明らかである。原判決は、「石井などが居た為に百万円の話を出さなかつたものと思います」という一句を殊更に省くことによつて証拠の意味を全然不当に作為してしまつた。百万円ということを聞かないから、その余のことはすべて喧嘩のこととおもつてゐたわけである。取引の相手と喧嘩の相手とがこんがらかつて、被告人石井にはその意味がわからなかつたのである。藤永はすでにその前日（十九日）の夜、西、黒田と会つて、強盗の計画を聞いてゐるから西、黒田のいう意味がわかつてゐた。藤永にわかつたからといつて、初対面の被告人石井もそれを察知したとはいへない。

然らば(2)の証拠はどうか。これは徹倒徹尾押名の主観的な直感を語つてゐるにすぎない。その直感の基礎となつた会話、すなわち棍棒で殴るとか、拳銃を突きつけるとかいうことはすべて喧嘩の仕方であり得ることばかりである。かりに西と黒田とか強盗の意味でそのやうな会話をし、押名がそれを正しく了解したものであるとしても、正直な被告人石井は、最初から喧嘩の話としてこれを聞いてゐたので、その意味に解したということはあり得ることであり、あらねばならぬことである。被告人石井は拳銃の代金五万円が気になり、同時に喧嘩の話に気をとられて何が何やらわからずに西、黒田等と一緒に出かけたということになる。

かやうにして(1)も(2)もその意味の上から被告人の司法警察官に対する強盗の自白を補強する証拠ではない。

黒田は西とともに本件の中心人物である。彼はすでに約一ケ月以前から西の相談を受け、その犯罪計画に参加してゐる。然るに彼は第一審第一回公判において次のやうに供述してゐるのである。（記録八九一丁裏）

問　石井も西の計画を知つて居たのではないか。

答　石井は西から喧嘩があるからと云つて騙されて居たと思います。

これが事案の真相であるとしなければならない。

要するに原判決は、被告人石井の司法警察官に対する自白、しかも強制された自白を唯一の証拠として被告人石井に強盗の罪を負はせたものである。かりに若干の情況証拠らしいものがあるとしても、被告人の石井が百万円強奪の計画を認識し

それに加担したと認定するのは、全然経験法則に反したもので、畢竟重大な事実の誤認であり、しかもそれは余りにも甚しく正義に反して被告人に強盗の責を負はせ、死刑を科するに至らしめたものである。いづれにしても原判決は破棄されなければならない。

以　上

昭和二七年(れ)第八八号

弁護人小野清一郎の再追加上告趣意

被告人石井健治郎

昭和二七年六月三〇日附当弁護人の上告趣意書(追加)において指摘したやうに、原判決は藤永清喜に対する検察官の第二回聴取書を引用するにあたり「五、六万円」とあるを「五、六十万円」を変更したばかりでなく「石井などが居た為に百万円の話を出さなかつたものと思ひます」といふ一句を殊更に省くことによつて、全趣旨を変更してしまつたものである。これは左記最高裁判所の判例に違反するものであるから、原判決は破棄されなければならない。

判例の挙示。

最高裁判所昭和二三年一二月二三日第一小法廷判決(判例集二巻一四号刑事一八五六頁)

判決理由「証言又は聴取書の一部を措信し、他の一部を採用しないということも、証拠の取捨としてもとより裁判所の自由裁量に委ねられているところであろう。然しそれはあくまでその供述の趣旨を変更することなく独立して分離し得る一部でなければならない。

……原審は、証拠の趣旨を変更してこれを事実認定の資料としたものであり、結局虚無の証拠によつて事実認定をしたことに帰着するのである。論旨はすべて理由あり、この点においても亦原判決は全部破毀を免れない。」

以　上

被告人　西　武雄
同　藤永豊喜
同押名　智栄治

弁護人橋本順の上告趣意

一、原審が被告人藤永同押名の強盗殺人幇助の点につき各被告人等の公判廷外の自白を証拠として有罪を云渡したのは憲法第三八条第三項に違反するから原判決は破棄されねばならない。

憲法第三八条第三項は何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ又は刑罰を科せられないと規定し被告人の自白を唯一の証拠として有罪を云渡されないことを保障しているのであるから原審が被告人藤永同押名の強盗殺人幇助の点につき検察事務官の被告人藤永に対する第一回、第二回聴取書、同じく検察事務官の被告人押名に対する第一、二回聴取書等をその証拠と採用したのは正に憲法第三十八条第三項に違反するから破棄を免れない。

二、原審は憲法第三八条第二項に違反し被告人藤永同押名の各強盗殺人幇助の所為につき検察事務官の右被告人等に対する各聴取書を証拠に援用した違反があるからこの点で原判決は破棄されねばならない。

右被告人はいづれも原審に於て警察に於ける強制、拷問若くは脅迫により任意にあらざる供述をなした旨申述べて居る。斯る警察に於ける任意にあらざる自白に引続き検察庁に於て被告人等の為した供述は当然その影響下に任意のあらざる自白を為したものであることは、右検察事務官の聴取書が警察に於ける自白の反覆であり同趣旨の供述よりして明白である。原審の採用する斯る証拠は憲法第三八条第二項に違反したものであるからこの点で原判決は破棄されねばならない。

三、被告人西武雄に対する強盗殺人の所為を認定するにつき共犯の自白を以て有罪と認定したのは憲法第三八条第三項に違

反するからこの点で破棄されねばならない。

原審は原審相被告人黒田の司法警察官に対する聽取書を以て被告人西を有罪となしたものであることは明白である。

憲法第三八条第三項の所謂自白中には共犯者の自白を包含するものと解すべきである。蓋し共犯者間に於ては自己中心であり他人のことは顧慮すること無く自分さへ助かればと思へは容易に警察、検事の示唆を受けて事実にあらざることを供述するのが通例であり本件がまさしくこれに該当する。加之、共犯者の供述を証拠として有罪として認定出来ることになれば自白したものは共犯が自白しない為無罪となり尚自白しないものは有罪となる不合理がある。英法に於て共犯者の自白が他の共犯に対する証拠と為すことを許さぬのは人権の保護に欠くること無きものと云うべきである。日本国憲法に於ても斯く解すことにつき何等の障害をも見出すことは出来ないものである。

共同審理を受けた共同被告人の供述は完全な独立の証拠能力を有しないいわば半証拠能力とするも、斯る半証拠能力と半証拠能力と合せて完全独立な証拠能力を有すると解するは数量的計算にしてその自白の形成せられた過程を顧慮しない独断と云うべきである。

本件の如く、被告人等すべてその警察に於ける取調の不当を主張して居る場合は最早半証拠能力さへも有せざるものと云うべきである。本件被告人等に於て正に利害対立の関係にありその夫々か自分の情状を軽く見て貰おうとしてゐるのであるから原審が前記の如き共犯者の供述を証拠として被告人西に対し有罪を云渡したのは憲法第三八条第三項に違反するから破棄されねばならない。

四、原判決は憲法第十四条に違反し、被告人藤永同押名に有罪の云渡をなした違法があるから、この点で破棄されねばならない。

憲法は法の下に於ける平等を宣言したものである。而して新刑事訴訟法第三一九条第二項によれば、被告人は公判廷に

おける自白であると否とを問わずその自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合は有罪とされない旨の規定が存する。被告人藤永同押名の幇助の認識に係る原判決摘示の証拠は正に右に該当するものであるが本件は旧刑事訴訟法下の事件であり、所謂旧刑事訴訟法事件の控訴審及上告審における審判の特例に関する規則に基き新法に近い手続に従ひ訴訟の進展するものであるから被告人等の供述を録取した書面についても新法の右第三一九条第二項が適用されるべきである。然らずとせば、唯一の憲法の下に保護を受くべき被告人が同一の日時、同一の法廷に於て異る法的評価を受くることとなる。斯る事は正に憲法第十四条に許すべからざるものであり又新法は旧法に優ると云う法的正義にも違反するものである。

従つて、原審が被告人藤永同押名の各供述書を以てその夫々につき有罪を認定したのは憲法第十四条に違反するから、この点で破棄されねばならない。

五、原審は憲法の保障する被告人の権利を阻止したからこの点で破棄されねばならない。

即ち憲法第三七条第二項は刑事被告人に対し証人訊問権を与へ且所謂刑訴応急措置法第十二条又供述を録取した書面を証拠にする時は作成者又は供述者を訊問する機会を与えなければならぬ旨規定している。

而して、被告人西に対する証拠として原審が採用した共犯者黒田の供述書につき被告人西に対し黒田を証人として審問する機会を与へて居らず、且又共同審理下の共同被告人であつた為黒田に対し宣誓の上その証言を被告人西に於て求むることは看過された上極刑の云渡を受けたものである。斯る重大な事態に立ち到る場合は何等著しき障害が無い本件に於て強制的手続に於て証人たる黒田に対し訊問する権利を被告人西に許可すべきに事ここに出でず前記の如く黒田の供述書を証拠に採用したのは憲法第三七条第二項に違反するからこの点で破棄されねばならない。

六、原審は憲法第三七条第三項に違反し被告人藤永同押名より被告人の権利を奪つた違法があるからこの点で破棄されねばならない。

原審第二回公判期日に於て被告人藤永の弁護人不出頭なるにも拘らず同被告人を共同被告人より分離することなく同日の公判審理を続行したものである。

又原審第十三回公判期日に於ては被告人押名の弁護人不出頭なるにも拘らず前同様審理を進め証拠調を強行してゐる。本件は所謂強制弁護であり弁護人の立会無くして審理は出来ないにも拘らず原審は前記の如く訴訟を進行せしめたものである。斯の如きは被告人の弁護人に依頼する権利を有名無実となしたものであるからこの点でも原判決は破棄されねばならない。

七、原判決は被告人西に対し憲法第三六条に違反する刑罰を科したからこの点で破棄されねばならない。

原判決は被告人西に対し死刑を云渡したのは憲法第三六条に所謂残虐な刑罰に該当する。

日本国憲法はその前文に於て全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利を有することを確認した。而して第二章に於て戦争を放棄し交戦権の名の下に於ける殺人を否定した。然も我が国が中古以前に於て死刑を実施し居らざりし崇高な理念が右前文の内に表現せられてゐるものと考へる。死刑を必要悪を考へる余地ありとすれば右前文に於て国民の誓つた崇高な理想と目的達成に背反するものである。国外に対し武力による殺人を禁止した日本国が結果の等しき殺人を許すべき余地の無いことは即ち死刑を許さぬことは国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ平和にうちに生存する権利を確認した点よりして明白である。

人は一般予防の見地よりしてその死刑の存立を必要するものがあるが戦後の混乱は死刑の存在のみでは一般予防の目的を達成し得なかつたことを物語つてゐる。最早今日に於ては死刑は「死には死を」と云う応報の一念以外には無い。単に世俗に押されて死刑を云渡したと云うにすぎない。

死刑の立会若くはその執行に関係したもののみが強く死刑を廃止すべきと論ずることが出来る。死刑は勝者の自己満足

による正義観の充実であるのみ。人類の進歩は等しく死刑廃止に到つて居ることは顕著な事実で我が平和憲法が之を否定しないのは法衣の下に鎧を装つたものと云うべきである。

従つてこの点に於ても原判決は破棄されねばならない。

八、原判決は著しく正義の観念に反し憲法第十三条に違反するからこの点で破棄されねばならない。

本件被告人はいづれも復員軍人であり戦争中は国家に協力したものである。被告人個人の道義的責任を追求する前に国家又而して、敗戦という大混乱が被告人等を斯る環境に導いたものである。被害者が聯合国人であつたこと、二個の死体に対し二人の死刑と傍聴せる聯合国人その責の一端を担うべきである。本件の風評に影響を受けた観がある。加之、右の点よりして一般予防の強く前面に出されたものである。

乍然今日の日本は占領下を脱し独立の一歩を踏出し本件犯行のあつた時機とは最早多分に間隔が出来て居り講和成立に伴ひ恩赦が実施せられた。

憲法第十三条は立法その他の国政の上で最大の尊重を個人を受けられることを保障した。

独立した日本が占領下の混乱時代を乗きつた今日過去の悪に対し為し得る限り赦免すべきところ被告人等は斯る恩典も無いのである。

右の次第なるも、篠田竜雄司教の言によれば被告人等はいづれも更生の途にあることが明白でありますから、この点で原判決を破棄されるよう申述べます。

以上

昭和二七年(あ)第一九〇一号

判　決

本籍並びに住居　愛媛県北宇和郡岩松町七二五番地
元町長
居村富士助
明治一三年一二月一八日生

本籍　同県同郡同町七五〇番地
住居　同県同郡同町七二五番地
無職
黒田円太郎
明治二七年六月二二日生

右の者等に対する各詐欺被告事件について昭和二六年一一月三〇日高松高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人居村富士助の上告趣意について。

論旨は、被告人の所為が実行の時に適法であつたということを前提としてこれに刑罰を科した原判決は憲法三九条に違反

すると主張する。しかし原判決は被告人の所為は実行の時に違法であつたとしてこれを処罰しているのであるから、所論はその前提を欠き採用することができない。

その余の論旨は単なる法令違反、事実誤認または量刑不当の主張に帰し適法な上告理由とならない。（論旨は、町長である被告人居村の地位はいわゆる執行機関たる町議会の議決を執行したまでのことであるから詐欺の犯意はなかつたということ、また本件授産場はその経営を被告人黒田に委託したとはいえ終始町営であつたことに変りはなかつたこと、従つて詐欺の事実はなかつたということを主張する。しかし第一審判決挙示の各証拠、なかんずく被告人黒田円太郎の検察官に対する第一回及び第三回供述調書、被告人居村富士助の検察官に対する第一回供述調書並に第一審における証人池田清次郎の証言等を調べてみると、原判決が説明しているように、本件詐欺の事実を認定することができる。すなわちなるほど表面上形式的には右の授産場は町営の下に設置経営せられているように見えるけれどもその実質はあくまで被告人黒田の個人経営の範囲を出でないものであることが認められる。また右授産場の設置経営について町議会の議決を経たことは所論のとおりであるが、それは該授産場の経営が公共事業である性質上個人には認可されず、表面町営であるということにすれば認可になることから、町長の地位にある被告人居村の操作によつてかかる処置が採られたまでのことであつて、本件被害者に対する関係においては、被告人両名が被告人黒田の個人経営に帰する事情を秘し、恰も町で設置経営するように装つて作為した結果、そのことを知らない当該係官は町で設置経営するものとのみ信じて本件補助金を下附したものであるという事実が認められる。従つて詐欺罪の構成要件は充たされているのであつて、被告人はその刑責を免れることはできない。）

被告人黒田円太郎の弁護人松川孟一の上告趣意について。

論旨は、原審の見解と相容れない証拠に対する解釈に基いて、原判決の事実誤認を主張するものであつて、刑訴四〇五条に定める適法な上告理由にあたらない。（原判決の事実認定に対する所論の非難があたらないことは、被告人居村富士助の上告趣意について説明したところによつて明らかである。なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。）

よつて同四一四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　吉河光貞出席

昭和三一年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

被告人の上告趣意

一、本被告人の犯罪として第一審の認定した処は、被告人は昭和二十二年四月八日居町町長に公選せられたものであるが、在職中、かねて親交ある相被告人黒田円太郎から、岩松町名義で授産場設置の申請されたい旨懇請せらるるや、同事業は公共事業である性質上個人には認可されず、従つて国庫等の補助金も下附されないものである事を知り乍ら、其の懇請を容れ、茲に相被告人黒田円太郎と共謀して、岩松町営を以ては設置の意志なく、当初から被告人黒田円太郎の個人経営にて委す意図であるに拘らず、岩松町に於て設置経営するものの如く装い昭和二十二年十一月、岩松町長居村富士助名義で、愛媛県知事及び厚生大臣に対し授産場設置の補助申請を提出し、当該係官をして真実岩松町が之を設置経営するものと誤信せしめ、昭和二十三年四月頃国庫補助金二十五万円、同年八月頃県費補助金十二万五千円を下附せしめて之を騙取し、相被告人黒田円太郎は内、約十七万円を生活費等自己の費用に費消したものであるとの事実であつて、之に対して第一審判決は、被告人は有罪として懲役六月に処し、二年間刑の執行を猶予するとの言渡を為したのであるが、此の判決は事実の誤認であつて、被告人の行為は無罪であると信ずる。其の理由は、次の通りであるとの控訴趣意書を提出した。然るに、高松高等裁判所に於ては控訴を棄却し、原審の通りとの判決を下されたのであるが、之は誤認と審理不尽である事を不服として茲に上告致します。理由は次の通りである。

上告理由その一。

本件に関しては、被告は岩松町の議決機関が適法に議決し、決議を執行機関の長として、その決議の範疇を出ることなく、且つ適法に執行したもので、憲法第三九条により刑罰なし。

被告人居村富士助

上告の理由その二。

一、町長は自治法上、執行機関にして事緊急を要する場合と事極めて軽微な事件を除く外は、総て独立せる意思機関である町議会の議決なくしては、何事も独断専行の出来ない事は洵に明白な事である。尤も、議会に提出する発案は、多くの場合町長に於て之を為す制度であるが、議会にも議員にも発案権がある。

その発案当を得ざる時には否決となる。而して、一旦議決せる以上は案そのものの善悪に関せず、一に意思機関たる議会に於て其の責任を負うべきものであるが故に、議会の議決せる事項を執行せる町長に何等の責任なき事は根元に於て已に明瞭である。但し、執行が議会の議決の趣旨に背反した場合に於てのみ執行機関たる町長の責任である。抑も本件第一審判決文に、被告は町長に公選せられた者であるが、在職中、予て親交ある相被告人黒田円太郎から、岩松町名義で授産場設置の申請されたい旨懇請せらるるやとあるも、被告人は予て親交ありたるものでなく、其の発案者に於ては何等法律上の責任を負う可き者でない（後、これを記す）。ものを冒頭に引出して、親交があつたから共謀し易くと先ず第一に人を首肯せしむるは捏造である。

次に、町営を以ては設置の意思なく、当初から黒田の個人経営に委す意図であるに拘わらず、岩松町に於て設置経営するものの如く装いとあるも、之は委託経営、又は契約第五条によつて、町営とはならないとの推定論断に因つたものであつて、何事も町長の意図の如く行わるべきものでなく、独立せる議会を無視した結論である。

次に、当該係官をして真実岩松町が設置経営するものの如く誤信せしめ、補助金を騙取したとあるも、真家町営にすると議会が議決したものであるから、係官を誤伝せしめたものとならない。

本件の場合、県への申請はもとより国、県への補助申請、相被告人たる黒田との委託契約に至る迄、悉くこれ皆町長が何等詐術や脅迫を施したり加えたる事実なく、正当な議決を証明する町議会の満場一致の議決を以て執行せるものに

して、何一つ町長たる被告に於て独断専行したる事実なし。然るに其の間、黒田の懇請の事実が補助金騙取の共謀なりと断ぜらるるも、其の懇請の事実を町議会に説明の上、完全なる議会の議決に付したる以上、最早その懇請の事実は中断して、独立せる意思機関たる町議会の責任に帰したるものにして、茲に於て町長の責件は明らかに消滅したものである。況んや、町は何等の出資もせずして多数の生活困窮者を十ケ年間安全に衣食するに足る職業を与えるべく志したる町長や議会の行為は生活保護法の趣旨にも合致し、補助の精神にも何等背反したものでなく、授産場を設置せざる場合は之等多数の失業者を民生委員の手に付し、遊民徒食の養成を恐れたる為めにある、且つ又全町民をして十ケ年間必要なる煉瓦を㊀を以て容易に求め得る利便を計らんとした功績こそあれ、町長個人としては、原審判決文にも有るが如く何等私腹を肥やす意思を以て為したものでもなく、又、現に補助金を渡した事実の無き事齢古稀に達し云々とありて、何等私利私腹を肥やした事実の無き事の分明して居るに拘らず、被告人両名は共謀して、恰も岩松町が直営するものの如く偽つてその補助金の申請をなし云々と論断せらるる事は封建的専政の残滓であつて、各独立せる議決機関と執行機関とが同一人の町長の自由下に在るとの誤認であり、独立せる議決機関たる議会の存在を無視せる認識不足の考えである。議会に於ては、黒田に委託経営させても町営であるとして議決したものである。それを町営にはならないとして、罪を町長に擬せらるるは不服である。要するに審理不尽であるとして議決したものである。

二、本件の授産場は当初相被告人黒田円太郎が、同町にある引揚者、戦災者、其の他生活困窮者救済の目的を以て之等に職を与える為め、建築材料である煉瓦が他所より購入されつつある現状に鑑み、之を製造して町内の需要を充し、且つ広く販売して収利を得て、これら貧困者の生活救済を図らんとの公共道義心より其の設置経営を思い付いたものである。然るに、右黒田には之を実行する資力が乏しいので、其の計画を町長である被告人に相談したのであるが、被告町長はこれより前、就任当時、已に町役場社会課をして調査せしめた引揚者、戦災者、失業者にして生活に困窮せるもの

八百八十一人も有る事を知つて居て、何か授産事業を起し是等を救済せんとの意図を充分に有して、彼れ是れ物色中であつたのである。黒田の説く所は、作業甚だ軽易で何人でも直ちに習得出来得る事、且つ又相当の利益ある事で、現下の町情勢にも必要適切であると思料し賛意を表していたものであつた。

其の後昭和二十二年九月十七日、被告たる町長及び議長並びに議員一名と黒田と共に隣村下難（しもなだ）村赤松氏経営の煉瓦工場を視察して得た結果、同年十一月九日の町議会に授産場設置に関する件を提案して満場一致の議決を得たるを以て十一月十九日、県へ設置許可申請書を提出し、更に同十二月十二日、相被告人黒田円太郎との事業委託契約書を議会に提案して、此れ又満場一致の議決を得たるを以て、之れが設置経営に要する資金を国庫及び県の補助金に俟つこととし其の手続を取つたので、単に補助金騙取の目的の為めに黒田の懇請を容れて事業を企てた者では断然ないのである。此の場合、当初の発意者が仮りに黒田であるとしても、実施を企画して議会に提案し議決の段階に至つた後は其の設置経営は右の黒田の発意とは截然区劃せられ、純然たる町の事業となつたのである。故にこの補助金下附の申請は、生活保護法に基き当然正当な行為であつて、原判決に言うが如き当局を欺き騙取を目的としたものでないのである。

此の点は、経営主体が町に在ることと其の実行方法を如何にするかの問題とは厳に区別し、混同を避け、誤認なき様細心の注意を払うべき点である。その目的が困窮者救済を計る事に在るのであるから、町事業として其の主体となつた町長である被告人が、町の理事者として其の責任に於て之を実行するは当然で、正規の手続によつて議会の議決を経てその実行手段を取つた事は何等非議する点はないので、被告人の意思も其処に有つたのである。

唯、実行運営の方法に就いては、更に適切有効なる手段によつて其の目的効果を挙げなければならないので、茲に考究検討する尤も大なる必要が起つた。無論、初めより町に於て能く調査研究はしてあつたが、扨て愈々事業を開始するに

一段となつて、更に一層緻密な計画を樹て熟考したのであるが、煉瓦工場は常に火気の絶え間なき所で昼夜交替で二人以上の職員を置く必要があり、之れが為めに労働基準法により時間外勤務手当等を加算すると、町営としては収支相償わぬ恐れがあり、且つ又煉瓦材料の第一物資たる土山が、町で計画して居る物より黒田の権利に有るものの方が遙に良質であり、其の上、技術経営の面に於ても已に充分研究して居り、目的達成に協力を惜まぬ熱意ある黒田を凌駕する人物なき点など議会の承認の上にて、黒田に経営の掌に当らしむる事になつた。

此処に於て、町営事業委託なるものが生じた。この委託経営なるものは右の事業主体を町より移転したものでなく、単に経営の実行を委託したものに過ぎないのである。従つて、その委託に当つても黒田一人に委託せずして、万一黒田に失態ある場合迄も勘案考慮に入れ、此の実行の円満を期する意味を以て、同町の資産家中田悦太郎をも共同受託者としたので、所謂石橋を金の杖で叩いて渡る式の徹頭徹尾町本位である。蓋し原判決に謂うが如く、被告人が黒田と共謀して補助金騙取を企て、一黒田を利得せしめんとするものならば、何を苦しんで中田悦太郎を共同受託者とするの愚を学ぶ必要があるで有ろうか。茲に至つて、更に誤認の点を陳述せざるを得ない。即ち、町に設置の意思なきものを有るが如く装うてまで、一黒田を利するならば、一方に於て町長も何等かの利得を収賄するが当然にて、社会凡百事件皆然らざるなし。事件当初より、警察に於て如何程探索しても何等贈、収賄の事実なく、黒田、中田の共同事業である以上記帳の必要があるので、その日本式帳簿の折つてある紙の裏側迄も調べたと言うことである。被告は四十年間も町政に関与せるも、未だ曾て一回も金銭的汚名を蒙つた事なし。自警）が町長に悪名を被せんが為めの故意であつたが無罪となつた。

本件は、只町の得策を計つた事が、一方黒田も差当り仕事の仕易い立場となつた者である。

凡そ、利得なき悪事を共謀するものが今の世に有るであろうか。この点、被告は泣いて訴うる所である。検事調書と

大いに相違して、誤認の点も自ら明瞭すると信ずるものである。抑も事の起りは、署長の悪感情と野心政治家との合作したもので、始め検察官が黒田の家宅捜索して、黒田が個人にて設置方を県へ申請して却下された書類の押収によつて、個人には許可も補助もないことを知つて町長たる被告に懇請し、町長は情を知つて共謀したものとの逆算的決論による誤認によつて断定されたものであるが、被告は前述の理由に依つたもので補助金騙取の共謀はしておらぬ。此処が誤認である。

三、本件授産場である煉瓦工場はその事業の性質上、設備が作業本位であつて、其の上、資金も設備に全部を要し、又その設備の技術労力は殆んど事業全体の運命を支配せるものである。斯る重要なる事業を完成するには、鮮からざる精神上、物質上の犠牲を覚悟しなければならない。之が、町直接その実行をなす事の困難であり、又不適当なる所以でもあり、委託契約の止むを得ざる手段となつたのである。而して、この委託を受けた右の黒田等は、町よりは単にその資金を交付されるのみで、之が実施は全部受託者の責任労作となるものであるから、之に対する対償なるものは当然町の負担となるので有るが、町に於ては補助金の外、斯様の負担をなす予算を計上する事が出来ない。而して、元来の目的は煉瓦の製造による貧困者の救済にあるのであるから、それが完成して其の目的を達するに於ては、その資金の如きは別に回収して利を図る必要もなく、何人に委ぬるも可なる次第で、要は右救済の目的を達するや否やを眼目とするものであるから、此の目的を達するに於ては、その設置の支配権を幾多の犠牲を払うたる受託者に譲渡するもその主旨目的に反する性質のものではないので、本件委託契約に無償譲渡の文字を使用し、其の支配権を移譲することを明らかにしたのであるが、この無償の文字が問題の標的となつて居るのであるが、之は上述の如く黒田等が町に尽す犠牲との相殺上簡単に表現した文字で、所謂禅の公案の無字に似て居る様に思われるのであります。

この無償なる文字が使用されて居る事は、単に本件で突然姿を現わしたものではなく、町の規程（別に添附す）第十

四条の四、国有財産法に基き譲与を受けたる財産にして特別の事情ある場合に於ては、之を縁故者に譲与するときと有るを以て本件の場合、授産場の補助が国有財産法に基き譲与を受けたものか否か的確に解釈は出来ないが、積極的に解して、縁故者に譲与する事が出来る意味に解し、議会の議決で無償譲渡としたのである（無論、先の塩田委託契約の先例に因り黒田等も工費の四分の一の出資もある）。又、この第十四条の譲渡は無償と解する同第十八条に、一定の用途に供せしめる目的を以て財産の売却譲与、又は交換を為す場合に於ても云々とある。売却交換以外に譲与と云えば無償である事と信ずる。殊に、黒田等に無償譲渡する事は町の得策の立場に基いたものである。何となれば、建物を黒田等の所有に移せば、時々の修繕費も火災保険料も皆黒田等の負担となるのである。仮りに一歩を譲つて、無償譲渡を文字通り其の儘に解釈しても、夫れは議会に於て単なる契約文だけの決議で、一種の黒田等との予約に過ぎない。何となれば、此の契約だけで町長は直ちに実物を引渡す事は出来ない（電力関係に因つて工事が遅延はしたが、工事半ばに検挙された）。該工事が落成すれば一応町有財産に編入し、然る後譲渡するに当つては、更に譲渡に関する町議会の議決を経る事を要するは自治法上（第九六条）最も明白な処である。

而して本事業、本契約の基準模範たる塩田契約第五条による無償譲渡に就いても、前後三回、即ち昭和二十三年六月十一日議会に提案したるも議会は保留の名の下に否決となり、更に十一月十八日議会に提案せるも審議終了の為めに否決となり、又、十二月二十六日三度議会に提案して、漸く無償譲渡に決定可決したのである（塩田無償譲渡議会三回の証明書は控訴中提出しあり）。本件第一審審議中、授産場の立場として下より出願せるものと、当時上司より慫慂して作らしたる塩田とは問題にならぬ程強弱の相違ありと云われたる強力な塩田にして、議会の難関を通過せざるを得ないのである。

之を見ても本授産場無償譲渡の議会は、手に唾して物を嚢に探るの易きに比すべきものに非ず。敢えて本委託契約第

五条に基く執行は、鵜呑みに解釈すべきものとしても蓋し難物である。

それらは別論としても、又黒田等に無償譲渡したとしても、本授産場全部が受託者に移転すると云うものでもなく、町は依然として事業の監督権を有することは勿論、その譲渡したる支配権も、若し受託者たる黒田等が該事業目的を逸脱し所期の目的に反するが如き経営を為す場合は、町は直ちに委託契約を解除し、右の黒田等を事業関係より駆逐し町に引戻す事を得るのは当然であつて、委託契約中其の条項なしと雖も、その契約の本質上洵に自明の理である。町規程第十九条用途及び期間を指定して財産の売却譲与、又は交換を為したる場合に於て指定期間内にその用途に供せず、又はその用途に供したる後、指定期間内にその用途を廃止したる時は、その契約を解除する事を得と有するに徴しても、亦本旨に於ても町に事業の監督権あり、若し受託者が事業目的に反する行動ある場合は、町に事業を引戻すことが可能であるとするならば、其の契約の文詞に如何なる字句が使用され居るとする事実主体は常に町に在り、即ち、町授産場であると云う事は敢えて言を俟たない筋合のものであるから、当初の当局に対する認可申請及び補助金下附申請の趣旨に何等背反するところ無く、被告が補助金の騙取を為したるものとならないこと明瞭であつて、有罪とする事を得ないものであると思料する。

添附書類。

岩松町財産の取得管理及び処分並びに町費を以て支弁すべき
工事の執行に関する　規定昭和十九年八月十二日設定（抜萃）

第四章　処　分

第十四条　財産は左に掲げる場合に限り之を譲与することを得。

一、公用又は公用の用に供する為公共団体その他に譲与する必要あるとき。

二、公共団体又はその他に於て公用又は公共用財産の用途に代るべき他の施設を為したる為其の用途を廃したる場合に於てその施設を為したる者又はその相続人若しくは包括承継者に譲与するとき。

前項の場合に於て譲与すべき財産の見込価格、其の施設に用したる費用の額を超過するときはその超過額に相当する部分に付きては此の限りにあらず。

三、公共用財産又は公共用財産の用途を廃止したる場合に於てその財産中寄附に係るものをその寄附者又はその相続人其の他の包括承継者に譲与するとき。

四、国有財産法に基き譲与を受けたる財産にして特別の事情ある場合に於て之を縁故者に譲与するとき。

第十八条　一定の用途に供せしむる目的を以て財産の売却譲与又は交換を為す場合に於ては其の用途並びに之をその用途に供すべき始期及び期間を指定すべし。但し町長に於て特にその必要なしと認めたる時は此の限りにあらず。

第十九条　用途及び期間を指定して財産の売却譲与又は交換を為したる場合に於て指定期間内に之をその用途に供せず又はその用途に供したる後指定期間内に其の用途を廃したるときはその契約を解除することを得。

四、原判決に、被告は予て親交ある黒田と云々と捏造してあるが、被告と黒田とは何等の縁故も親交も交際もなかつた。況んや町政上、政党上の反対者であつた。事件当初検事の問に言明せるも、検事の追求急なるにより一事想い起した。夫れは昭和十二年支那事変勃発当時、被告の実弟が善通寺師団にて酒の為め失敗して多数の人の同情を受けた。その中に実弟と同一町内の黒田円太郎より酒一升、見舞として貰つた事がある。只、それのみと答えた。

黒田はその直後、一家を提えて広島に移り、戦災に逢うて昭和二十一年帰町したものであつて、其の間約十年、何の交渉もなく過ぎ去つたものである。

然るに検察官の調書には、その十年前の酒が本事件の直前に、而も被告が直接貰つた様に記録してあるとの事である。

宛も、その酒によつて懇請を受け容れたものの如く、係官をして先入的錯覚を起さしめた事が有りはせぬかと大いに之を恐れる者である。

次に二月頃、検察官の取調に対し被告は、何等不都合なし、総て本件は議会の議決を経て居るものにて、議会の議決事項は全部議会書記（自治法第百二十三条）より県へ報告すべきものにて、万一不都合ありとすれば、県より何分の通牒の有る筈である。其の通牒なきを見ても被告の落度となる所なしと答えた。その後、事件進行中（昭和二十四年四月十日頃）、被告は未決監より呼び出されて検察官より、被告は先に議会に於て議決せる事件は一々県へ報告してあるとの答弁せるも、岩松町議会は只の一回も県へ報告がしてないとの事である。此の事は、地方事務所より被告にも注意してある。それを知りつつ検事に対し虚偽の言を弄せりと叱責されたが、被告が地方事務所総務課より之を聞知せるは本件発生検察官取調後であつたのであるから喰違つたのである。而して、この報告は議長の職権であり、又義務であつて、町長の職権でなく如何ともする能わざるものである。議会議長も事務堪能家であり、又書記も敏腕達筆家で、会議終了と同時に会議録が出来上ると言う事務家である以上、かかる策謀のあることを被告は夢想だにせざる処であつて驚き入つた次第である。

議会の報告は、末記添付の通り甚だ手数を要するも、簡単なイの事項位の報告と議案に可決、否決位の記入はしての報告はしてあるものと信じて居たと検察官に答えた（議案は同一なものを三部、発案者―理事者より議会に提出する。議会は一部を保有し、一部を町の庶務課へ、一部を県へ報告書に添附して送付することに規定されてある）。又、本件証人として県の社会課長が自己の非を掩わんとする偽証であるが、社会課長は委託契約は知つて居たものである。

黒田等との委託契約なるものをその始めに県が知つて居たとするならば、許可も補助も交付はしなかつたとの証言に対照せば、被告が議会より県へ報告せぬことを知つてをり、否寧ろ殊更に報告せしめなかつた様に論理上結論を生ずるの恐ありて、当該官の心証を悪くせるものと恐を抱いて考えざるを得ない。議長も書記も、被告には反対の人であつた事が本事件に大関係を生じたものと信ずる。

以上二点は、当該官の心証の善悪は、断案の上に大なる結論の相違を来した恐があつたのではないかと信ずるが故に申立致します。

添附書類。

会　議　録（自治法第百二十三条三項）

会議録の作成方法は任意なる要旨次の通り。

(イ) 開会、閉会、延会、散会、休会の年月日。
(ロ) 出、欠席議員氏名番号。
(ハ) 説明者の氏名。
(ニ) 議長、委員長の報告要旨。
(ホ) 討議事件。
(ヘ) 議決事項及びその要旨。
(ト) 選挙及び表決の次第。
(チ) その他議長に於て必要と認めた事項。

を記載すべきである。

以上は若林仙二著、地方自治法逐条示解三六六頁。

議会の会議の報告には議案を添附すべきである。

右は昭和二三、三、二九、都道府県知事宛自治課長通知。

五、原審二ヶ年の刑の執行猶予は蓋し重刑と思う。被告当年七十歳、若し之れ三十五歳の人とすれば四ヶ年に相当する。高等裁判所に於ては審理に約二ヶ年の日子を費し、尚原審の申渡を蹈襲せらる。之に服するとすれば、三十五歳の人とすれば合せて八ヶ年の執行猶予に相当する。人生朝露の如し、被告今年七十三歳、生命の計るべからざるに罪を以て擬せらる、豈一掬の涙なからんやと訴うる次第である。

抑も、被告は二十七歳より居町の町政に参与する。四十数年其の間、町長たること前後四回、常に侃々諤々ボスと闘い不正と争い、清貧にして恒心の持主を以て自他共に許し来つた者である。

今回の事件の張本人たる署長にしても、議長にしても、其の他三、四人にしても、皆不正ありて被告に恐を抱く者であり、被告本件につき二回未決監入りとなりたる其の間、町役場に就いて被告の罪悪をと調査したるも何等の不正なし。万一この間、僅少の瑕疵あらんか、人と古畳の譬に因つてその分にても罪せられた筈である。

この点は、被告は潔白である故に又赤貧である。

今回の上告書も、弁護士に依頼する金なきを悲しむ。重ねて訴う。補助金騙取の目的でなく、事業を委託しても町営であると議会も被告も解釈し、且つ契約第五条も県の社会課長も知悉して居たものであり、かかる例は本件には沢山あつたのであるが、事件となれば皆身を掩わんとして非を飾るものであるが、黒田との関係は結果の上より結びつけられるもので、初め黒田の説を可として議長や一議員と共に受入れたが個人には補助なきを知つて、騙取の企ては絶対にない。地方の人は、被告の歴史が証明すると信じて居る。村長にして、多額の横領事件が検察庁の手に付せられ乍ら起訴猶予となり、又は取下げられる例を多々目前に見る。又、町村と国、県の関係は親子の如しとは言い乍ら、耕地関係の

補助金に於ける蓋しこれを言うに忍びざるものあり。細魚は網せられ、呑舟の魚は逸す。世は濁るとも、被告は為善去悪以て社会浄化を終生の目的として今死に臨んで、この罪に擬せらる誤認を訴えて止まざる所以也。

六、本件の発端は町自治警察署長が、署に部長一人の規定を二人に増員せよと町長に迫り、町長は財政困難を理由に署長の言に服せず遂に口論となり、その翌日黒田の拘引となり、署長には反町長派の議員が加勢し雲蒸龍変、遂に町長の未決監入りとなり、町長之に対して、署長に横領事実ありと宇和島検察庁に告発し、日を経て更に別事実を以て告発するも、検察陣営呑として静なる林の如し故を以て、又、別事実を記し前二回の事実を加え、今度は高松検察庁に告発した。その間、署長は事件の真相なりと称する約一万六千字の印刷物を県下裁判所、検察庁は元より他の官公衙及び警視庁等合計五十三通、被告及び被告側に不利なる記録を配付せり。茲に於て署長の秘密暴露せり。即ち、公文書不実記載として町長及びこれらの関係者より署長を告訴せり。署長、今度は児戯に等しき給料問題を以て町長を告発せり。今度は、何故か宇和島検察庁の手にかからず、松山検察庁検事の取調を受け、町長は再び未決監入りの身となる。其の間、署長の股肱たる一巡査は横領発覚して免官となる。風雲転た急なり。前後七ヶ月、風声鶴涙大騒動となり、是非曲直何れに在るか弁ぜず、多大の新聞種を蒔き、世人呼んで、てんやわんや事件と言う。而して、証拠歴々たる署長の横領事件は不起訴処分となり、町長の給料問題は無罪となり、公文書不実記載事件は今に其のままとは不審の至り。署長は公安委員に泣いて懲戒処分を免れ、休職で岩松を去り、町長は地方事務署長の勧告を納れて辞職す。抑も、本件の初め署長の睨むところは、町長は黒田より補助金の分配を、或はその横領をと想像して凡ゆる手段方法を以て事を荒立てたるも、調査の結果はその事実なきを以て遂に黒田の懇請を入れてとの理由に羅織して、国県を詐欺せりと相成つたものである。

此の間の消息、神慮明察を得んことを伏而冀う。

以上

昭和二七年(あ)第一九〇一号

被告人　黒田円太郎

弁護人松川孟一の上告趣意

第二審の判決理由には「本件訴訟記録並びに原審が取調べた証拠を精査し、弁護人の援用する事実を参酌し、当審に於て慎重なる証拠調をした上、本件事案を検討して見たが結局原判決の事実認定殊に本件授産場も設置経営は岩松町の直営とするのではなく、実質上被告人黒田円太郎をして設置経営せしめるため、国及び県からのその補助金を得て、その資金とする意図の下に、被告人両名は共謀して、原判決のように恰も岩松町が直営するものの如く偽つてその補助金の申請をなし、よつて若し右のように右授産場の設置経営が個以によつてなされることが判れば、国及び県はその補助金を下附しなかつた場合であるのに係員をだまして原判決のように補助金を取つた事実認定には誤りなく（国及び愛媛県が所論の岩松町議会の決議を補助金下附前に知つていたとは認められない）これを非難すべき点は見当らないのである」とあり結局第一審の判決理由を其のまま認められたことになり本弁護人の控訴の趣意に対しては、なお且尽されざる点多多あるを以つて本弁護人は控訴の趣意を其のまま上告の趣意とすることを適当と思うから左にこれを陳述する。尚趣意書記載中の引用法令は総て本件事実発生当時の昭和二十二年十一、十二月頃に施行せられていた改正前のものであつて、第二審に於ては其の点に想到されず改正後の現行法令に準拠せられたのではないかと思われますので念の為め茲に附記して置きます。

一、原判決は左記の理由に依り不当違法のものである。

(一)「授産場事業は公共事業で其性質上、個人には認可せられず云々」とあるけれど、本事業は改正前の生活保護法に依るものであつて、これを設置せむとする者は改正前の同法（以下同じ）第七条の規定に依り、其の市町村であると個人であるとを問わず総て地方長官の認可を受けねばならぬことになつている。（厳密に言えば市町村は設備に付いてのみ

ではあるが）故に認可さえあれば個人でもこれを設置経営することが出来るのである。これは同法第八条の規定に依つても明らかである。然るに原審に於ては、これを看過し「同事業は公共事業である性質上個人には認可されず云々」と判示したのは已に前提要件を誤つた審理の下に下された独断不当不法のものであると思う（行政法上認可許可との区別の存することは言を俟たない）

(二) また「岩松町営を以つては設置の意思なく当初から被告人黒田円太郎の個人経営に委す意図であるに拘らず云々」と判示せられているが、これ亦証拠を看過した不当な独断的な判断である。岩松町に於いては（町長居村富士助の意思にあらず）該施設をするにつき昭和二十二年十一月五日議案第六〇号（証第八号―別紙添附）の如く、町議会に於て満場一致を以つて可決し明らかに町の意思を表明しているのであるから、此の事実に依つて岩松町として町営を以つてこれを設置する意思の存する事実を看取し得るのである、而して岩松町（更に云う町長居村富士助にあらず）は右意思決定に基き更にこれが設備及び経営の具体的方法について同年十二月十二日議案第七一号（証第九号）の如く町議会に於いて満場一致を以つて可決し、以つてこれ等の意思を表明しているのであつて、町長居村富士助は其の町議会の決議に基づき執行機関として其の決議事項の如く被告黒田円太郎外一名と契約を締結したのであるが、本件授産場設置及び経営に町か其の主体であるということは該決議に係る題目の「岩松町授産場事業委託契約書」なる文言及び其の前文「今般岩松町大字高田甲二千四百三十一番地の二に岩松町授産場を設置し云々」なる文言に依つて検討してみても岩松町が授産場設置経営の主体であるということは前証第八号と相俟つて全く明々白々な事実であつて、題目の「委託契約書」の委託なる文字を見ても町が主体であるからこそ其の経営の方法を委託するのだと言い得るので、また委託は法の禁ずるものでないのである。（生活保護法第七条第八条参照）（委託に付いては後に論ずる）此の契約は岩松町と被告黒田円太郎外一名とのものであつて、町長居村富士助は町の代表機関として已に町議会に於いて決定せられた町

の意思を表示したというに過ぎないのである。

即ち岩松町は被告黒田円太郎外一名と設備については其の第一条乃至第四条所定の如くこれを請負わしめ、第五条以下の如く設備完成の上は岩松町は請負契約条件通り完成しているか否かを確め、請負契約条件通り完成していればこれを一応町財産として受理し、然る後更に授産事業経営に関する委託条件の下に其の経営を委託する為めに該設備を譲渡することになつているのであるから何等不当違法な行為はないのである。（譲渡については後に述べる如く条例の制定が必要であると思う）

二、前述の如く本件授産場の設置及びこれが経営方法に関しては岩松町が地方自治法の定める所に依り町の意思としてこれを決議し、其の決定した意思を町長をして執行せしめたものであつて、町長は決定した町の意思を表示する機関に過ぎず決して町長や被告黒田円太郎の意思に左右せられるものでない。また其の決議は憲法（第八十九条）や地方自治法（第二百十二条及び二百二十条）に違反するものでもない。如何となれば該事業は岩松町の事業であり、これを被告黒田円太郎に委託しても依然町の支配に属するものであるからである。尚私は本件設備の譲渡は契約面には無償とあるけれども、十ケ年間の委託経営に対する報酬や請負契約の損失（設計予算は五十万円で内半額二十五万円が国庫補助、十二万五十円が県費補助、残十二万五十円が町負担であるが、其の町負担の十二万五千円が請負人である黒田円太郎外一名が負担せねばならぬことになつている。尚物価騰貴等に因り夫れ以上かかつても、これは当然請負人の負担たるべきは勿論である）等を見込んだものと観るが、併し設備の譲渡は町財産の処分であるから、証第九号の決議だけではいけないで、岩松町は一旦これを町財産に繰入れ、然る後右決議に基づき更にこれを地方自治法第二百十三条に依る条例として定めなければならないものと思う。従つて該契約の譲渡は私法上の予約と解釈すべきものと思う。

三、叙上の如く仮令被告黒田円太郎が授産事業の経営を委託されむことを町長に懇請したとしても、其の委託は一に町長の

二専権に属するものではなく町の意思決定の機関である町議会の決議に依らなければならないし、其の決議は地方自治法第九十六条の権限内であり、其の決議は町会議長が同法第百二十三条第三項に依り地方長官たる愛媛県知事に報告せねばならないことになつているので、町長居村富士助や被告黒田円太郎としては右決議事項は当然町会議長から報告してある、愛媛県知事は当時これを知つているものと思うのが当然であるから、該契約は何等不当不法のものでなく適当正当なるものであると思惟するに不審はなく、また客観的に観て決して違法性はないものであると信ずる。

四、また原審に於いては「昭和二十二年十一月岩松町長居村富士助名義で愛媛県知事及び厚生大臣に対し授産場設置の補助申請書を提出し、当該係官をして真実岩松町がこれを設置経営するものと誤信せしめ云々」と判示せるも、前述の如く、証第八号及び第九号の決議は町会に於いて決議せられ該決議は町会議長から県知事に報告せられているものであると信ずるが故に、其決議に基づき執行機関として町長は生活保護法に依りこれが補助の申請をしたものであつて、何等知事や厚生大臣を欺罔するものでなく又これ等の者を誤信せしめたと判示するも証第八号及び証第九号の書類を愛媛県知事や厚生大臣に示して知事や大臣を取調したという立証もない。唯単に愛媛県の社会課長池田清次郎を証人として訊問した事実はあるが、同人が愛媛県知事や厚生大臣の意思決定を代理するものでもなく、従つて誤信ありや否やは当該知事や大臣を調べてみねば判明しないのである。叙上の如く証第八号や証九号は適法なものであるから、これを知事や大臣に示して其の意見をきけば町長居村富士助の為した該申請は必ず適法なものであると云うものと信ずる。仮りに該決議当時それ等の報告を見なかつたとしても、それは監督官庁である自分等の責任であつて、これを被告等に転嫁することは出来ない。原審は此の点に想到せず知事並び大臣の意見を直接聞かずして漫然欺罔したものと断じたことは独断であり違法であり審理不尽である。

五、更に原審に於いては「……昭和二十三年四月頃、国庫補助金二十五万円、同月八月頃県費補助金十二万五千円を下附せ

しめてこれを騙取し、被告人黒田円太郎は内約十七万円を生活等に自己の費用に費消したものである」と判示しているが、右補助金は前述の如く何れも町長居村富士助が当時町会の決議に基づき其の執行機関として職務上正当に補助の申請を為し、其の申請により下附せられたものであるから何等騙取したと断ずべき筋合のものではない。因より被告黒田円太郎は証第八号及び第九号の決議や其の決議に基づく町長の申請に干与したものでもないから何等責任はない筈である。而して被告黒田円太郎が岩松町から交付を受けた金は、三十一万円であつて其の出所は補助金合計金三十七万五千円の中であるが、これは証第九号契約第一条乃至第四条に依る請負契約の報酬として前渡しを受けたものであつて私法上のものであるから公金の性質を離れた礼金である、故に被告黒田は法律上これを任意に処分することが出来るのである。唯被告黒田としては請負工事たる岩松町の設計書に基づく設備を完成して町にこれを引渡す義務を負うているのみである。だから岩松町に於いては、これが完成せざる間は民法第六百四十一条に依つて何時でも契約の解除をすることが出来るし、従つて設備の譲渡は当然其の効力を失い事業の委託も亦民法第六百五十一条並びに第六百五十六条に依りこれを解除することが出来、其の後は損害賠償の問題が残るのみである（現に岩松町に於いては本件問題が起つて後、町は該契約を解除して損害賠償の問題が残つて居る）。又被告黒田は「内約十七万円を生活等に自己の費用に費消したものである」とあるか、其の費消は前述の如く少しも刑事責任を負うものでないけれど、事実は総てを自己の費用に消費したものではなく、契約書第二条にある如く交附を受けた金は交際費や旅費を包含しているので、物資購入に因る旅費、交際費、官庁に対する往復や交際費等随分表面に出ていない費用がかかつているので、本件弁護人が曩に控訴趣意書を起草していた際の昭和二十五年一月十五日午後、鹿児島県に於ける「官公庁は民主化されているか」なるラジオの討論会に於ける鹿児島県総務部長の答弁に依るも官庁に対する民間よりの諸種の交渉にはお土産物等、諸種の費用が相当いるという弊害はこれを認め、これが改善の方法を講じているという様な現状であるから、本件授産場設置等に関しては、被告黒田は岩松町の旨を受け相

当奔走している事実は顕著なものであるから表面化されざるこれ等相当の費用がいつたものと窺知せられるが、これは本件詐欺の問題とは直接に関係がないから深くは論じません、が兎に角本工事の請負人である被告黒田円太郎及び中田悦次郎両人は固より其の各々に於いても其の金額を負担する資力は充分あるのであるから問題とはならない。

六、尚本件授産場事業委託契約については、其の決議に際し岩松町議会は岩松町が昭和二十一年に岩松町小西荘三郎及び小西康二郎の両人と契約した「塩田委託契約」なるものを参考として其の適法なる自信の下に満場一致で決議したものであるから、これを附記して置く

（浅野政美其の点他に関する証言参照）

（添附書類記載省略）

以上

昭和二九年(あ)第二二二四号

判決

本籍　熊本県下益城郡豊川村大字浅川一四三八番地

住居　熊本市知足寺町四四番地

特殊飲食店業

上田米光

大正八年九月二五日生

右傷害致死被告事件について昭和二九年五月二七日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人免出礦の上告趣意第一点について。

記録によれば、原審弁護人は原審第一回公判期日が昭和二九年四月二七日午前一〇時に指定されたのに対し、同月二一日付で変更願を提出したので原審は之を許容し同年五月一一日午前一〇時に変更したところ、弁護人から同年五月八日付亦復変更願を提出した、しかし原審は第二回目の変更願を同月一一日付で却下し同日第一回公判を開き、国選弁護人池田重吉が立会い意見を開陳したことが認められる。そして右前後二回に亘る公判期日変更願は何れも刑事訴訟規則一七九条の四に定められている変更事由の疏明資料の添付もなく、かつ変更事由の継続期間も明らかにしていない。かように右規則の様式を

踏まない変更願に対し原審が第一回の期日変更を許し、第二回目に之を却下して公判を進行したからといつて、これ丈けを目して所論のように弁護人の立場を無視したとか被告人の利益を蹂躙したとか弁護権を不法に制限したとか言うことはできない。本件の公判は適法に行われているのであるから所論違憲論はその前提を欠くもので採用の限りでない。(昭和二八年(あ)第二五五一号、同二九年一二月一八日第二小法廷決定、昭和二六年(れ)第四九九号同年九月一四日第二小法廷判決の趣旨参照。)

同第二、三点は事実誤認、量刑不当の主張に帰し刑訴四〇五条適法の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三一年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　本村善太郎

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　垂水克己

昭和二九年(あ)第二二二四号

弁護人免出礦の上告趣意

右被告上告事件につき左の通り上告の趣意を申述べます。

第一、原審判決には憲法第三十七条第三項違反の疑がある。即ち

第二審に於て被告の私選弁護人免出礦は公判期日に差支えの為、次回希望公判期日を記して変更願を提出した処、之を御採用にならず他の期日を御指定になり、同弁護人差支の為更に変更願を提出したのに之を却下して国選弁護人を立会させて公判手続を終了し判決の言渡を為したが、之は明に被告の意思を無視し、被告の依頼しない国選弁護人を附して公判手続を終了し被告の弁護人を附する権利を不当に抑圧又は制限したものであり、憲法第三十七条第三項に違反し正に破毀せらるべきものと確信する。蓋し、公判期日の指定は、裁判所の職権なりとは云え、弁護人に於て他に正当な理由なく、殊更審理遷延の意思の認め得ざる限り、弁護人の希望期日を採用することは裁判所の威信を損うことにはならず、寧ろ公判進行に役立つことは従来の経験から推測出来るのみならず、弁護士一同の公の立場から強く希望するところである。若し弁護人の立場を無視し一方的に公判審理を進行せられんか、同期日に指定せられた二つの被告事件の内一つ(高裁と地裁の場合)は犠牲となり、弁護人の権利は到底行使することなく終り、折角私選した被告の利益は玆に全く蹂躙せられ、正義の実現は夢想だに出来得ないであらう。

殊に本件は検事控訴の事案にして、一審に於て審理不尽の被告の前科につき原審に於て提出せられた検察事務官作成の前科調書の証拠調に当り意見を述べる機会を失い、近来同調書の記載内容の不正確さが裁判所に於て取上げられている際之を確認する適当な方法を講ずべき弁護人の義務は形式的なものにより全く失われ、履行の機会は奪われたと云つても決

被告人　上田米光

して過言ではない。

叙上の事実は冒頭記載の憲法違反であると同時に刑事訴訟法第三百八十九条にも違反する不法あるものと断ぜざるを得ない。

第二、判決に影響する重大な事実の誤認がある。即ち

原審は世良博士作成の鑑定書中「頭部打撲に異状疾病の加重による脳溢血死」との死因をその儘採用した一審判決を理由ありと為したが、その頭部打撲とは前頭部挫傷一箇を指すのである処、該挫傷が如何なる物により加えられたか証拠上明かでなく、仮に薬鑵の口先によるものとしても、その上下に直線状不正形の傷とが一致せず、寧ろ証拠上同女（長井ハルエ）が自宅便所内で二度前方壁の中央上下にある柱の角で前頭部を打つた事実が被告の供述より推認出来るので、その際生じた傷であることは十分肯認し得るし、従て被告の暴行と死因との間に因果関係を是認する何等の証拠も無い本件に於ては無罪の判決あつて然るべく、結局原判決には重大な事実の誤認があるものと云わなければならない。

第三、仮りに有罪なりとするも、量刑甚だしく不当で、正義に反する。即ち

第一審に於て実刑を云渡さなかつたのは、情状寔に然るところがあるからで、偶〻軽き前科（執行猶予中）があつたとは云え、愛する内妻を失つた被告の苦悶は極めて大きく、人命救助に対する三度の表彰、亡妻の遺族の嘆願書の記載内容等を検討するとき、被告に実刑を云渡すことは量刑甚だしく不当であり、正義に反するものと思料せられる。

叙上の諸般の事実は原判決を破毀すべき相当な理由あるものと信じます。

以　上

昭和三一年(す)第一四八号

決　定

申立人（弁護人）　徳　岡　一　男

同　（同）　児　玉　義　史

被告人嘉豊こと向後平に対する昭和二八年(あ)第五一七三号強姦、賭場開張図利被告事件について昭和三一年一月二四日当裁判所がした上告棄却の決定に対し申立人等から公訴棄却の申立（刑訴四一四条、三八六条二項による異議の申立と認める）があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件申立を棄却する。

理　由

本件申立の趣旨は前記被告人に対する強姦、賭場開張図利被告事件（当庁昭和二八年(あ)第五一七三号）について昭和三一年三月五日上告棄却の決定の告知を受けたところ、同決定の確定前である同年同月六日被告人は死亡したので右決定を訂正し公訴棄却の裁判を求めるというのである。よつて調査すると被告人が昭和三一年三月六日死亡したことは医師征矢野道興作成の死体検案書及び東京都新宿区長、岡田昇三認証の戸籍謄本によつて明らかであるが被告人が死亡したのは前記上告棄却の決定告知後のことであること、これまた一件記録上明瞭である。即ち右上告棄却の決定が告知せられた当時においては未だ被告人は死亡せず存命中であつたのであるから本件公訴を棄却せず上告を棄却した当裁判所の決定は相当であつてその決定が現在、未確定であると否とにかかわらず同決定を訂正すべき理由はすこしもない。

よつて本件申立は理由がないから裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三一年四月一七日決定　昭和三一年(す)第一四八号

昭和三一年四月一七日決定　昭和三一年(す)第一四八号

昭和三一年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　本村善太郎

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　垂水克己

昭和三一年(す)第一四八号

弁護人徳岡一男、同児玉義史の公訴棄却の申立

被告人向後平

右強姦並に賭場開張図利被告事件に付昭和参拾壱年参月五日上告棄却の決定の告知を受けましたが、その決定の確定前たる同年同月六日右の者死亡しましたから、公訴棄却の御判決を賜はり度此段申立候也。

以上

昭和三〇年(あ)第二五二三号

判　決

本籍並びに住居　岐阜県安八郡神戸町大字丈六道四〇七番地
農　業
児　玉　武　雄
明治二三年二月九日生

本籍並びに住居　岐阜県安八郡神戸町大字田三七五番地
農　業
中　田　健　吾
明治三三年九月三日生

本籍並びに住居　岐阜県安八郡神戸町大字安次五〇二番地
農　業
杉　岡　源　蔵
明治三一年四月二日生

本籍並びに住居　岐阜県安八郡神戸町大字丈六道四〇三番地
農　業
光　野　治　作
明治一九年一〇月六日生

昭和三一年四月一九日判決　昭和三〇年(あ)第二五二三号

本籍並びに住居　岐阜市県町一丁目一五番地　無職（元地方公務員）　篠田光次郎　明治一七年二月一五日生

右被告人児玉、田中、杉岡、光野に対する贈賄被告事件、被告人篠田に対する収賄被告事件について、昭和三〇年六月二八日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決中被告人児玉武雄、同田中健吾、同杉岡源蔵、同光野治作に関する部分を破棄する。

被告人児玉武雄を罰金二万円に、被告人田中健吾、同杉岡源蔵、同光野治作を各罰金五千円に処する。

右各罰金を完納することができないときは被告人児玉に対しては金四百円を一日に、その余の被告人等に対しては金二百円を一日に各換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

右各被告人に対し本裁判確定の日から一年間各罰金刑の執行を猶予する。

第一審における訴訟費用中十四分の四は被告人児玉、同田中、同杉岡、同光野の平等負担とする。

被告人篠田光次郎の本件上告は、これを棄却する。

理由

弁護人土川修三の上告趣意第二点について。

所論は事実誤認の主張を出でないものであつて適法な上告理由に当らない。

同第一点について。

所論に基き職権を以て記録を調べてみると、第一審判決は主文において、被告人児玉武雄を罰金二万円に、被告人田中健吾、同杉岡源蔵、同光野治作を各罰金五千円に処する。右罰金を完納することが出来ないときは被告人児玉に対しては金四百円を一日に、爾余の被告人に対しては金百円を一日に各換算した期間当該被告人を労役場に留置する。被告人篠田光次郎を懲役三月に、被告人岩田美四吉、同小島行雄を各懲役二月に処する。各被告人に対し本裁判確定の日から一年間右刑の執行猶予する旨を記載し、理由の法律適用の部分には第一、第二事実を区別することなく単に刑法二五条とのみ記載しあるに過ぎないこと並びに第十五回公判調書によれば、第一審においては右判決を宣告したものであることを認めることができるしそしてその言渡の趣意はあるいは懲役刑に処した被告人篠田外二名に対してのみその刑の執行を猶予するつもりであつたかも知れぬと想像されるが、それは単に想像に過ぎないものであつて、主文に表現されているところによれば、罰金刑に処せられた被告人児玉、同田中、同杉岡、同光野に対しても右各罰金刑について執行猶予の言渡がなされたものと認めざるを得ない（右各被告人の提出にかかる各控訴申立書中にも、同被告人らは第一審において執行猶予を受けた旨を明記している）。

そして、本件控訴は被告人らのみがしたのであるから、原判決が各罰金刑について執行猶予の言渡をしなかつたことは刑訴四〇二条にいわゆる不利益変更禁止の規定に違反するものである。それゆえ原判決中被告人児玉武雄、同田中健吾、同杉岡源蔵、同光野治作に関する部分は刑訴四一三条但書により被告事件について更に判決をすることとし、原判決の確定した事実に法令を適用すると、右被告人四名の贈賄の所為は、いずれも刑法一九八条、六〇条罰金等臨時措置法二条、三条に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、右は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四八条に従い法定の加重をした罰金額の範囲内で被告人四名を主文第二項掲記の各罰金刑に処し、罰金不完納の場合における換刑処分については刑法一八条を適用して被告人四名を主文第二項掲記の各罰金額の範囲内で労役場に留置することとし、原判決中被告人篠田光次郎に関する部分は刑訴四一四条、三八六条二項により本件上告を棄却することとし、訴訟費用の負担については刑訴一八一条一項但書、一八二条を適用して主文のとおり判決する。

昭和三一年四月一九日判決　昭和三〇年(オ)第二五二三号　四

つき同法一八条、刑の執行猶予の言渡につき同法二五条、訴訟費用の負担につき刑訴一八一条を各適用し、被告人篠田光次郎については刑訴四一四条、三九六条を適用して、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　大津民蔵出席

昭和三一年四月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　岩松　三郎

裁判官　入江　俊郎

昭和三〇年(あ)第二五二三号

弁護人土川修三の上告趣意

右被告等に対する贈賄等被告事件に付、上告の趣意を左の通り陳述する原審判決は、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり且重大な事実の誤認あり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する判決に該当し、当然破棄を免れない。

第一点　被告人児玉武雄、同田中健吾、杉岡源蔵、光野治作に対しては、

(一)　第一審の判決は、主文に於て、被告人児玉武雄を罰金弐万円に、被告人田中健吾、同杉岡源蔵、同光野治作を各罰金五千円に処する。右罰金を完納することが出来ないときは被告人児玉に対しては金四百円を一日に、爾余の被告人に対しては金百円を一日に各換算した期間当該被告人を労役場に留置する。被告人篠田光次郎を懲役三月に、被告人岩田美四吉、同小島行雄を各懲役二月に処する。各被告人に対し本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予する。

とあつて、被告人児玉、田中、杉岡、光野は罰金刑に処せられ、その刑の執行は猶予された事は、主文に於て明かである。

(二)　然るに、原判決は、主文に於て、右児玉、田中、杉岡、光野被告等に第一審判決と同額の罰金刑を科しながら第一審判決に於て一年間その刑の執行を猶予したるを、原判決は、これを変更して、その刑の執行の猶予を除きたるは、第一

被告人　児玉武雄
同　田中健吾
同　杉岡源蔵
同　光野治作
同　篠田光次郎

審の判決を不利益に変更したるもので、明に刑事訴訟法第四〇二条に違背する判決であり、刑事訴訟法の根本原則を無視したる判決であつて、判決に影響を及ぼすべき法令の違反なる事誠に明瞭である。

第二点　被告人篠田光次郎に対する原判決は判決に影響を及ぼす重大なる事実の誤認がある。

即ち、被告篠田光次郎は、本件金員の受領の意思なかりし事実明かなるに不拘原判決は「収賄し」と認定したるは明に事実の誤認である。

㈠　被告人篠田の供述、並に証拠物の上にも、何等収賄の意思、なきこと明瞭である。

即ち、原判決が、証拠として引用したる各被告、並に証人の供述調書、及び証人の証言によつても、篠田被告が該金員の受領の意思の認むべき何等の証拠なく、却つて、之れを拒絶し、返還せんと努力した事実が明かである。本件は収賄被告等が贈賄被告等から該金員を直接手交したらば直ちに拒絶され、斯る容疑を受けなかつたのであるが、贈賄被告等が篠田被告の留守宅に到り、情を知らざる右篠田の妻に該金員を置き去りしためと、今一つは金員の出所不明即ち神戸町が出金したるか、或は、各部落の代表者の出金なりや不明であり、両者とも、出金したる旨を明確にせず、却つて、お互に自己が出金せざる旨を主張して、返還の為収賄被告等が持参したるに不拘之れを受取らなかつたため返還の途中に於て、本件容疑として、取調べ起訴されたものである。

㈡　篠田被告は、一件記録上明かなる如く、再三町当局、或は部落代表者被告児玉宅に返還のため持参したるも、町当局は児玉方に行くべく指示し、児玉は、町当局に行くべく指示したので、本件金員が、一体何処から出ているのか不明であり、出所が判明したら直ぐ返還すべく準備していたのである。

この点について、その出所が判明して篠田被告が喜んで、返還した事情が、判然と供述されている。

篠田警察一回（二七、四、八）

「私は神戸町から参りました買収委員の役をやらせております、今日御邪魔致したのは、実は、私は警察から呼び出しを受けてゐる処で、今日出頭せねばならん事になつている困つた事には、児玉武雄が金を地主でおつて小作に渡してゐらん様なあんばいで大変やかましくなつて来たので、私は貴方に話して置かないと気の毒になるといかんから、国警え行つてくる事を前もつて御話をしておく」

と共述し、これによつて、該金員が部落から出金されたのを知つた篠田被告は同調書

「そうか、それは有難い、然し金は貰うつもりでないのを……」

と供述し、「有難い」と喜んで、直ちに岩田、小島にも返還させている。即ち、金の出所が判つたから返還先も判明したので喜んでいるのである。

加之、証拠物として篠田被告に関して贈られた当時の封のまゝの現金の紙包が残つているのは、却つて、被告篠田の返還の意を明に証明するもので、受領の意のなかりし事は明確である。

此の点に付、検事は篠田被告が、強く受領の意思なかりしを主張したので、受領の意思を認めさせるべく努力の跡が歴然としている。即ち、

篠田検二回（二七、一〇、二）

「これ等の結果的事実から致しまして、私自身最初の様に必ず返して終う意思が次第次第に、それ程強くなくなつて来て右の通り昨年八月二日以後の状態になつた事を自ら考えて見て、認めざるを得ないのであります」

と供述させている。これは、返還までの期間が長いではないか、と言われゝば、「結果的に見て返還の意がない、と認めなければならないことになる」と言う事であり、理窟では、そうなりますが、事実とは違う、と言う意味をハッキリ供述しているのであつて、検事が苦心しても結局事実は事実だと云うことを裏書きしているのである。

㈢ 更に、本件証拠物を検するに、篠田被告に贈られた金五万円は、贈られた包のまゝ封も切られず、領置され明かに、返還の準備をなしている事が明かであり、換言すれば、被告人には何特受領の意思なかりし事明白なる証拠である。即ち被告人篠田に対しては何等罪となるべき事実なきに不拘、有罪と認定したる原判決は重大なる事実の誤認ありたる事明らかである。

依つて、原判決は、破棄されなければ著しく正義に反すると認めらるべき判決に該当し、当然破棄を免れない。

以上上告趣意書提出する。

昭和三一年(し)第一三号

決定

東京都世田谷区玉川用賀町二丁目四〇六番地

申立人（弁護人） 樫田忠美

被告人黄敬連に対する麻薬取締法違反被告事件について、昭和三一年二月一六日東京高等裁判所のした、収監状執行に対する異議申立を棄却した決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件特別抗告を棄却する。

理由

本件特別抗告の理由は、末尾添附の書面記載のとおりであるが、その実質は結局刑訴三四三条の解釈、適用に関する原審の見解（右法条に対する原審の解釈、適用論旨は違憲をいうが、その実質は結局刑訴三四三条の解釈、適用に関する原審の見解（右法条に対する原審の解釈、適用は相当である）を非難するに帰着し、刑訴四三三条の特別抗告理由に該当しない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三一年四月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 真野毅

裁判官 斎藤悠輔

裁判官 岩松三郎

裁判官　入江俊郎

昭和三一年(し)第一三号

憲法に違反して為したる決定に対する抗告申立書

上原京子こと

被告人　黄　敬　連

東京高等検察庁検事が右被告人に対して為したる収監状の執行に対し、小職より異議を申し立てたるところ、東京高等裁判所第九刑事部は、東京高等検察庁検事が憲法第三十一条同法第三十四条に違反して刑事訴訟法第三百四十三条の解釈を誤り、違憲違法の収監状を発したのであるから憲法第九十八条に基き、収監行為は全部効力を失うものであることは理の当然であるに拘らず、同裁判所は検事の収監を慢然有効と即断し、これに反する弁護人の主張を独自の見解なりと曲解し一蹴し去りたるは、憲法第三十一条同法第三十四条同法第七十六条第三項及び同法第九十八条に違反した裁判であると論結せられねばならない。従つて同裁判所の決定も効力を保有しない。

異議申立の要旨

本件被告人黄敬連は権浜地方裁判所において公判の審理中保証金十万円を納め第一次保釈の決定を受けていたから同裁判所で有罪の言渡を受けると同時に刑事訴訟法第三百四十三条により右保釈の決定は効力を失つた。その直後、同日控訴を申し立ててから小職は第一審弁護人として即時、同裁判所に再度の保釈を申請し、前同様保証金十万円にてあらたに保釈の決定を受けたのが事実である。

刑事訴訟法第三百四十三条後段に「……あらたに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八条（収監）の規定を準用する」とあるは、被告人において再び証拠隠滅逃走の虞あると疑うに足るべき所為がない限りこれを収監すること能はざるものであると解すべきである、況んや亦再度の保釈が取り消さるることなくして控訴審判決言渡後約二月有半